

特許庁委託事業

# 模倣対策マニュアル

タイ編

2003年3月

JETRO

## 目 次

はじめに

### 1 . 概要

- (1) 模倣対策マニュアルの趣旨について . . . . . 1
- (2) 模倣対策の心得 . . . . . 2 ~ 3

### 2 . 模倣の予防および発見

- (1) タイの産業財産権の獲得(特許、小特許、意匠、商標)
  - (1-1) 特許 . . . . . 4 ~ 19
  - (1-2) 小特許 . . . . . 20 ~ 26
  - (1-3) 意匠 . . . . . 27 ~ 33
  - (1-4) 商標 . . . . . 34 ~ 47
- (2) ライセンスおよび技術移転
  - (2-1) 特許(小特許、意匠)のライセンスについて . . . . . 48 ~ 55
  - (2-2) 商標のライセンスについて . . . . . 56 ~ 61
- (3) 他者の出願、権利の監視、対抗
  - (3-1) 他者の出願及び権利に関する情報へのアクセス . . . . . 62
  - (3-2) 他者の出願の登録を防ぐための手段 . . . . . 63
  - (3-3) 他者の権利を無効にするための手段 . . . . . 64 ~ 65
- (4) 模倣に関する情報、証拠の収集について . . . . . 66

### 3 . 模倣に対する救済

- (1) 模倣品事件の種類 . . . . . 67
- (2) 模倣品の被害を食い止めるためには? . . . . . 68 ~ 71
- (3) 知的財産及び国際取引裁判所の役割について
  - (3-1) 知的財産及び国際取引裁判所の概要 . . . . . 72
  - (3-2) 知的財産及び国際取引裁判所が管轄する案件 . . . . . 72 ~ 73
  - (3-3) 知的財産及び国際取引裁判所の審理手続きについて . . . 73 ~ 77
- (4) 模倣品侵害事件に関わる民事訴訟と刑事訴訟について
  - (4-1) 知的財産関連の民事事件について . . . . . 78 ~ 80
  - (4-2) 知的財産関連の刑事事件について . . . . . 81 ~ 83
- (5) タイ税関における模倣品の水際対策 (商標及び著作権侵害) . . . . 84
  - (5-1) タイの税関について . . . . . 85
  - (5-2) 水際対策に関する税関の法的根拠 . . . . . 86 ~ 87
  - (5-3) タイの税関での水際措置：商標権関連 . . . . . 88 ~ 92

(5-4) タイの税関での水際措置：著作権関連	93～97
-------------------------	-------

添付資料A：タイ主要官庁等の所在地一覧	99～100
---------------------	--------

**添付資料B：産業財産権取得に関わる書類書式**

1. 出願書類書式 (特許、小特許、意匠) [英訳]	101～103
2. 出願書類書式 (商標) [英訳]	104
3. 委任状記載例 (特許、小特許、意匠) [英訳]	105
4. 委任状記載例 (商標) [英訳]	106
5. 譲渡証記載例 (特許、小特許、意匠) [英訳]	107
6. 出願権証明書書式(特許、小特許、意匠) [英訳]	108
7. 優先権主張申請書書式(特許、小特許、意匠) [英訳]	109
8. 補正書書式 (特許、小特許、意匠) [英訳]	110
9. 審査請求申請書式(特許、意匠) [英訳]	111
10. 異議申し立て書申請書式(特許、意匠) [英訳]	112～114
11. 異議申立てに対する抗弁書書式 (特許、意匠) (特許、意匠)	115～116
12. (異議申立て・異議抗弁に伴う)追加の証拠又は報告申請書 (特許、意匠) (特許、意匠)	117
13. 審判請求書式 (特許、小特許、意匠) [英訳]	118～119
14. 特許権から小特許への(小特許から特許への)出願変更申請書式 [英訳]	120
15. 特許・意匠・小特許の包袋閲覧申請書 [英訳]	121
16. 登録証書書式(特許、小特許、意匠) [英訳]	122
17. 登録証書書式(商標用) [英訳]	123

**添付資料C：水際措置に関わる書類の書式**

1. 税関への商標検査申請書(Kor-Sor-Kor 18) (英訳)	124～125
2. 税関に提出する補償責任引受書の記載例(英訳)	126
3. 知的財産局への商標保護申請書 (英訳)	127～128
4. 著作権侵害品の税関での差止め請求願い書式 [英訳]	129

**添付資料D：水際対策に関わる法律資料**

1. タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年(日本語訳)	130
2. タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第94集)1993年(日本語訳)	131
3. タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第95集)1993年(日本語訳) .....	132～133
4. タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第96集)1993年(日本語訳)	134

5 . 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国内の輸出入品に関する商務省規則 1987年(日本語訳) . . . . .	135 ~ 136
6 . 著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部) 1993年 (日本語訳) . . . . .	137 ~ 138
7 . 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987年(日本語訳) . . . . .	139 ~ 140
8 . 税関局一般指導第2号 1988年(追加税関規則 1987年第20章第23条第1項) (日本語訳) . . . . .	141 ~ 142
9 . 税関局一般指導第27号 1993年(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則、1987年税関慣行規範の追加条項：第20章第23節第02項) (日本語訳) . . . . .	143 ~ 144
10 . 税関局一般指導第28号 1993年(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則) (日本語訳) . . . . .	145 ~ 146
索引 . . . . .	147

## はじめに

我が国とアジア太平洋地域との経済的相互依存関係の深まりの中で、今後とも我が国企業の同地域への進出、事業展開のより一層の拡大が見込まれるところ、我が国企業が今後地域社会において事業を展開していく前提として、商標・意匠・特許等の知的財産権が国内のみならず投資先においても適切に保護されることが不可欠となっています。

開発途上国における知的財産権制度は WTO・TRIPS 協定の成立、APEC の進展などを受けて近年急速に整備されてきたものの、いまだに不備な部分が残されており、また制度が存在していても運用面、特にエンフォースメントが適切になされていないため、一般的に投資先としての知的財産権保護とそれにより生ずる収益の回収が十分になされていない状況がみられます。

特に、アジア太平洋地域においては、商標・意匠を中心にして、我が国企業の製品に対する模倣が相当程度増加しつつあり、我が国企業の真正商品のマーケットシェアおよび企業のイメージに悪影響を及ぼしています。

このような状況下、ジェットロでは、平成 9 年度より特許庁から委託を受け、「各国工業所有権情報収集等事業」を実施しております。平成 14 年度は、中国、韓国、タイの 3 ケ国において、知的財産保護に関する情報収集・提供、個別相談などを実施いたしました。

ここに本事業において収集した情報を基に、「模倣対策マニュアル タイ編」を作成しましたのでお届けいたします。また、日本貿易振興会ホームページ (<http://www.jetro.go.jp>) においても同情報をご覧頂くことが可能です。本事業及び本誌が皆様のお役に立てば幸いです。

2003 年 3 月

日本貿易振興会 経済情報部

## 1. 概要

### (1) 模倣対策マニュアルの趣旨について

今日では、国際的取引、外国投資には国境がなくなってきた。知的財産権及び産業財産権はこのような国境のない活動の一部である。

多くの日本の会社が商品を製造し、他国に輸出し、技術を移転している中で、商品が製造・販売された国々、あるいは技術の移転先の国々で知的財産権の保護に関わる問題がしばしば発生している。

知的財産権に関する法制度の発達がいまだ不十分であったり、法の施行が遅れていたりする国々では、特にこの種の問題が多い。我々もよく見聞するように、日本の著名なブランド品の偽物がタイで出回っている。特に、商標権侵害ではヨーロッパの著名商標の模倣、また著作権ではアメリカのコンピューターソフト関係、日本のキャラクター商品関係がタイでの偽物の大半を占める。

偽物が出回っている場所としては、外国人観光客の多い、パッポン通り、スクンビット、パタヤ、プーケットという地域が中心ではある。しかし、ごく日常的にも、身近なデパートなどで、日本のキャラクター商品などが、片や正規のブランド商品として相応の価格で販売されているのに対し、別の売り場ではバーゲン商品の山の中にキャラクターの図柄がついた商品が交じっていたりする光景も時々散見される。

知的財産権については、権利の侵害意識が低く、かつこれに対抗するための即効薬はなかなか簡単には手に入らない。侵害意識に対する日頃からの啓蒙、かつ日常的な監視体制が必要である。加えて、侵害を受けた場合、タイの社会制度の中で、また現行のタイ法制度の中で可能な対処方法、救済制度について周知することは、この地で経済活動を行う者にとっては必要な知識である。

それゆえ、日本政府は、JETROと日本の特許庁を通し、アジア諸国の日本企業の知的財産権を保護するため、アジアの数カ国のJETRO事務所に担当官を派遣している。タイは、日本企業の知的財産権が侵害されるという重大な問題を抱えている国の一つである。

JETROバンコク事務所は、タイに進出している日本企業に助言を与えるため、当地の法律事務所に委託し、日本企業が法律上のアドバイス、手助けを必要とする時、それに対応するための体制を整えた。

このマニュアルは、タイでの特許を中心とする産業財産権の取得について、それらの権利を既に保有する場合は、それぞれの企業が自社の知的財産権をいかに保護するか、自社の権利が侵害されたときどのような法的手段をとるのか、逆に、もし第三者の知的財産権を侵害したと訴えられた場合どのように対処するのか、そのような場合の対応策の指針となるべく意図されている。

本マニュアルが、いささかでも、各企業の手助けとなることを願っている。しかしながら、これ以上の法的アドバイス、法律関連の援助が必要な場合は、JETROバンコク事務所はその相談に応じている。

## (2) 模倣対策の心得

知的財産権の侵害事件に巻き込まれた経験のある日本企業のほとんどの場合は、日本側の権利がタイ側によって侵害された例だ。それゆえ、日本側がタイ人に対して法的訴えを起こす立場となった。

しかしながら、幾つかの例では、日本側が知的財産権侵害事件の被疑者あるいは被告として、本人の意志に関わらず、あるいは本人の知らぬ間に、事件に巻き込まれた例がある。この種の事件では、タイに駐在の日本人が刑事事件に直面し、逮捕される。最終的には保釈金で、あるいは無罪となって釈放されるが、逮捕されたり、尋問を受けたり、保釈金を用意し、指紋をとられ、裁判所で証言したりという法的手順は、間違いなく不快なものである。

よくある事例で、刑事的責任を問われかねないのは、タイの業者からの物品の買い付けである。よくデパートとか、卸売業で見られるが、客への販売用の商品を地元の業者から購入する。その商品が第三者の知的財産権を模倣した偽物だったとする。地元の業者がそれを知っていようが知るまいが、偽物がデパート内で、あるいは卸売り業者の倉庫内で発見された場合、その店のマネジャーは刑事罰の対象となる。さらに会社の代表権者も、店内に偽物があったことを知らなかったと自ら証明ができない限りは、会社を代表して刑事罰の対象となる。

このような危険を避けるため、デパートや卸売業者は、短い簡単なフォームを用意し、物品の注文票に添付する。そしてそこに、「この注文票の商品は本物であり、他人の商標権、特許、著作権及び他の権利を侵害していない」と記載しておく。そこに相手側の同意のサインをもらう。さらに、「この業者は著作権をもった当該商品を使用し、販売する正当な

権利を有する者である」という旨の記載を加えることもできる。このような簡単な文書の添付により、事後知的財産権の侵害問題から自社を守ることができる。デパートでは、何かあった場合にはこの業者に損害賠償の請求もできる。

いずれにしても、もし社員が知的財産権侵害事件に巻き込まれたら、最初に顧問弁護士に相談すべきである。また、逮捕された社員のために保釈金を用意する。保釈金は嫌疑の内容によるが、通常、10万パーツ以内である。

その後、弁護士の指示に従い、そのような侵害については知りえなかったと、身の潔白を証明する手順を踏むことになる。

## 2. 模倣の予防及び発見

### (1) タイの産業財産権の取得(特許、小特許、意匠、商標)

#### (1-1)特許

##### A. 法律、省令、規則及び行政上のアウトライン

(適用法)

タイの特許法は 1979 年に制定されたが、現在最も新しい改正法は 1999 年改正特許法(第 3 部)(1999 年 9 月 27 日施行)である。

主な改正の要旨は以下のとおりである。

1. WTO の「知的財産権の貿易関連の側面に関する協定」(TRIPS 協定)に準拠するため。
2. 特許登録手続きを国際基準に従ったものに改良するため。
3. 小規模の発明あるいはライフサイクルの短い発明を保護するための小特許制度を取り入れるため。

2000 年特許法に含まれる主要な改正点の要約は以下のとおりである。

1. **新規性が認められる期間の拡大** ~ 18 ヶ月に延長された。
2. **内外人平等主義** ~ TRIPS 協定に従い、内外人平等主義が採用される。
3. **優先権主張権** ~ タイで特許出願をする者は、外国で最初に同一の特許出願をした日から 12 ヶ月以内に優先権を主張できる。
4. **医薬特許委員会の廃止** ~ WTO の条項に従い医薬品の特許に関する章が廃止された。
5. **小特許の保護** ~ 保護期間は出願から 6 年。2 年間の更新延長を連続 2 回申請できる。最長 10 年間が可能となる。小特許の要件は新規性と産業への応用性である。

(補助法とその概要について)

1979年特許法に関わる省令(1986年)

1979年特許法に関わる省令 No.7	特許及び小特許のライセンス契約について
1979年特許法に関わる省令 No.9	輸入ライセンスについて
1979年特許法に関わる省令 No.10	特許及び小特許のライセンス証明書代用書について(第1,2,5項は省令 No.19により改定された)
1979年特許法に関わる省令 No.19	特許及び小特許のライセンス証明書代用書について

1999年特許法に関わる省令(1999年)

1999年特許法に関わる省令 No.21	特許、意匠、小特許出願及び出願様式について
1999年特許法に関わる省令 No.22	特許、意匠、小特許出願の審査の流れについて
1999年特許法に関わる省令 No.23	特許、意匠、小特許出願手続きに関わる諸費用について
1999年特許法に関わる省令 No.24	職務発明について
1999年特許法に関わる省令 No.25	特許及び小特許のライセンス契約について
1999年特許法に関わる省令 No.26	特許及び小特許のライセンス契約、強制実施権の申請に関わる諸手続き
1999年特許法に関わる省令 No.27	特許、小特許出願の撤回について
1999年特許法に関わる省令 No.28	特許及び小特許のライセンス証明書について

1999年特許法に関わる知的財産局告示(1999年)

他人に対する特許/小特許権使用許可記録申請書、特許/小特許権使用許可申請書、特許/小特許使用許可登録申請書、特許/小特許使用許可書の撤回を求める申請書、遺産による特許/小特許権の譲渡あるいは被譲渡登録申請書に関する書式規定、及び遺産受理に関する証拠規定について
特許/小特許に関する証拠書類送付期限延長願いの規定について
微生物委託機関名簿の規定について
特別報奨金の申請、特許あるいは小特許の撤回あるいは権利請求範囲の一部取消申請、特許あるいは小特許の代用書の申請、特許あるいは小特許の使用許可代用書の申請に関わる書式規定について
補正書、異議申立書、異議答弁書、審査請求書、及び前述の書類に付属する証拠書類についての書式規定、及びコピーの枚数の規定について
特許弁理士登録について
特許出願書、最初に外国で出願した日をタイでの出願日とする権利を求める申請書、前述の出願書に付属する書類に関する書式及びコピーの枚数の規定について
発明審査にかかる料金の支払いについて

## B．特許付与の所轄官庁

### 所轄官庁

商務省知的財産局(Department of Intellectual Property)の特許課で、特許に関わる一般業務が行われている。

また、係争手続きに関わる訴訟提起は、まず知的財産及び国際取引中央裁判所(the Central Intellectual Property and International Trade Court)で行われる。

### 所轄官庁のホームページ

商務省知的財産局(Department of Intellectual Property)

<http://www.ipthailand.org>

特許に関するページとしては、現在のところ 1999 年特許法、省令、特許出願・登録件数、特許弁理士登録情報、特許公開公報、特許検索システムなどがある。

### 特許公開公報:

不定期に知的財産局で発行される公報で、第 28 条に基づく公開公報である。公開日、公開番号、出願番号、出願名、出願人、発明の名称、国際特許分類抄録などがある。

### 特許検索システム:

日本政府の援助により開発された IPIC(Industrial Property Information Center)による特許検索システムで、2000 年 6 月末に業務が開始された。

このシステムでは、タイ語と英語のページがあり、タイでの特許出願番号、特許出願日、公開番号、公開日、出願人名、代理人名などを英語又はタイ語で入力することにより、タイで出願された特許出願に関する特許公報のテキスト部分を入手することができる。

## C．特許の解釈と特許付与の要件

まず、発明とは、「新規に物又は方法を発見又は創造すること、あるいは物又は方法の改良を行うこと」と定義されている。従って、発明には「物の発明」と「方法の発明」があり、この両方に特許が与えられる。

### 物の発明とは：

例えば機械、器具、物品、化合物や混合物などが考えられる。

### 方法の発明とは：

例えばある薬の製造方法やある食料の保存方法、又は製造過程を減らした薬の製造方法などが考えられる。

さらに特許を受けることができる発明は、以下の3つの要件を満たさなければならない。

特許の3大要件：

新規性を有すること、  
発明が高度であること、かつ  
発明が産業上に利用できるものであること

まず の新規性 についてであるが、以下の「従来技術」でないことが新規性を満たす上で必要である。

(以下の発明のいずれかに当てはまる発明は「従来技術」とみなされ、出願が拒絶されるので注意)

出願前にすでに国内で広く知られ又は使用されている発明

国内外において、出願前に頒布された文献又は印刷物に、その重要な部分又は詳細が公開されている発明、

出願前に、国内外においてその発明の重要部分又は詳細が、文献、印刷物で公開されたか否かに関係なく、公衆に展示又は発表された発明

出願前に、すでに国内外で特許権あるいは小特許権を得ている発明

すでに外国で同一の特許あるいは小特許出願がされており、登録されていないがすでに出願後 18 ヶ月経過した発明

すでに国内外で特許あるいは小特許出願がなされ、出願前に公開がされた発明

その発明者が、国際商品展示会あるいは公的機関の商品展示会で、発明の重要部分あるいは詳細を展示又は公開した日からすでに 12 ヶ月を経過した発明。

高度な発明とは：

その技術分野について通常の専門知識のある者にとって、容易に明らかになるものではないものをいう。つまり、その発明が、問題を解決するに在り来りの方法でない発明である場合、その発明は高度な発明である、とされる。

産業上に利用できる発明とは：

工業、工芸、農業、商業を含む産業に利用できる発明をいう。

## D . 保護を受けられない発明

以下の要件のいずれか一つ以上を満たす発明については、特許登録の保護を受けられない。

- (1) 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物自体、又は動植物からの抽出物
- (2) 科学及び数学の法則及び理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間又は動物の病気を診断、治療する方法
- (5) 公序良俗に反する発明

## E . 特許出願の権利者

特許出願ができる者：いかなる自然人又は法人も特許出願することができる。

会社の従業員による発明の場合：

もし会社の従業員（被雇用者）による職務発明であった場合の特許権については、雇用契約に別段の定めがある場合を除き雇用主に属する。

特許出願人の要件：

タイはパリ条約に加盟していないが、WTO の TRIPS 協定に加盟しているため、特許出願人の要件は以下のいずれか一つ以上の条件を満たすことが必要となる。

- ( 1 ) タイ国籍者
- ( 2 ) タイに本拠地がある法人
- ( 3 ) WTO 加盟国の国籍者
- ( 4 ) タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者
- ( 5 ) タイ又は WTO 加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者

従って、例えば日本人、タイで事業を行っている日本の法人は、タイで特許出願を行うことができる。

## F . 代理人制度

代理人制度とは：

特許出願人は、タイに住所を有しているか否かに限らず、代理人に出願の代行をさせることができる。

また、代理人は、タイ国内の特許出願関係手続き代行者として局長から登録を許可されている弁理士であることが必要である。

出願人から代理人への委任行為は、文書(委任状)により行われ、出願時にその提出が求められるが、委任行為を行う場所により、準備する書類が多少異なってくるので注意を要する。

#### 委任行為が外国で行なわれる場合：

その委任状には、タイ国大使館あるいはタイ国領事館の長、又は委任者が居住している国に常駐している商務局長、あるいは前述の者の代わりに委任行為を許可された担当官のサインか、あるいはその外国の法律によりサインを保証する権限を与えられた者による公証人証書が必要である。

#### その委任行為がタイ国内で行なわれる場合：

その委任状の他に、出願人のパスポートのコピー又は在留証明書のコピー、あるいは、その者がタイ国に入国したことを局長に対して示すことが出来るその他の証拠の添付が必要である。従って、公証人証書は必要ない。

## **G . 出願に必要な書類**

#### 出願書類(タイ語の指定フォーム)：

タイ商務省知的財産局にて規定のフォーム (PI/PD/PP-001-A) を配布しているので、それに記入する。(意匠出願の場合もこの書式を使用する。)

#### 明細書、要約書、(必要な場合は)図面：

原則として、出願時にタイ語で準備する。ただし優先権主張がある場合は、外国語での出願が可能で、後日一定期間内にタイ語翻訳書の提出が必要である。

委任状 1 通(タイ語)：代理人による出願で、出願人が外国人の場合は、公証手続きのある委任状(英語翻訳文つき)が 1 通必要である。一方、出願人がタイ法人である場合、代理人を通さず自らが出願することが可能である。

また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

譲渡証 1 通(タイ語)：譲渡行為がある場合に用意する。(例えば、従業員である発明者が会社である出願人に出願権を譲渡する場合)

また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

出願権証明書 1 通(タイ語)：発明者と出願人が同一の場合、譲渡証の代わりに用意する。  
また、優先権を主張する場合は、一定期間内で出願後の提出が可能である。

(優先権主張をする場合に)優先権主張に関する申請書 1 通：

タイ語の一定書式に記入する。(優先権主張については、後の項目を参照)

(優先権主張をする場合に)優先権主張証明書：

優先権主張日から 16 ヶ月以内で、かつ公報の発行日まで提出しなければならないが、  
タイ語への翻訳は必要ない。

## H . 優先権主張について

優先権主張とは：

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の特許出願日から 12 ヶ月以  
内にタイで出願した出願について、そのタイ国外の最初の特許出願日を新規性・進歩性の  
判断基準日として主張できる。(意匠の場合は 6 ヶ月以内)

(次の要件のいずれか一つ以上の要件を満たすことが必要)

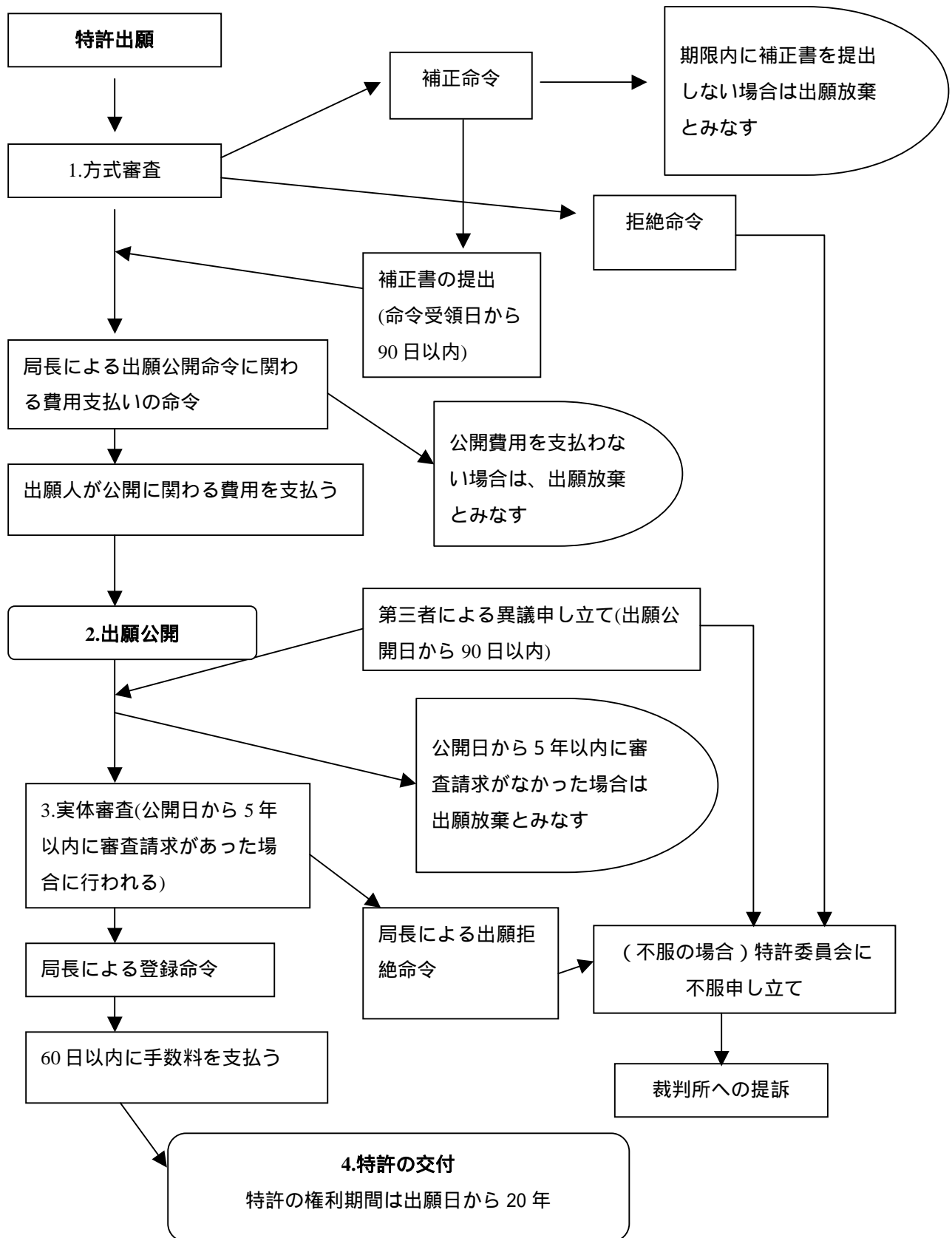
タイ国籍者
タイに本拠地がある法人
WTO 加盟国の国籍者
タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者
タイ又は WTO 加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者

## I . 条約関係

タイはパリ条約、特許協力条約 (PCT) に加盟していないが、WTO の TRIPS 協定に加盟し  
ているため、WTO 加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

## J. 出願から特許登録までの流れ

(特許出願から登録までにいたるフローチャート)



## K . 特許登録までの経過

### 方式審査

#### 方式審査とは：

出願後、その出願について、出願人がタイで特許を出願する権利があるかどうか、委任状、譲渡証の書式が正しいかどうか、優先権主張をしている場合その権利が正しいかどうか、またその出願が保護を受けられない発明に該当するか否か、などについて審査が行われる。

#### 補正・拒絶命令：

その後、補正が必要な出願については補正命令が、不特許事由に該当する場合は拒絶命令が出される。

出願人は以上の担当官の命令を受領した日から90日以内に補正をし、書類提出をしなければならない。

### 出願公開

#### 公開命令の通知：

一方、以上の方式審査の結果、補正や拒絶をするに当たらないと判断された出願は、局長から公開命令を受け、出願人に通知される。

#### 公開費用の支払い：

出願人は、その公開命令を受領した日から60日以内に公開に関わる手数料を支払わなければならない。もしこの期間中に支払いをしなかった場合、この出願は放棄したものみなされる。

#### 出願公開について：

上記の期間内に出願人が公開費用を支払った場合、出願の公開が行われる。

公開の方法は、知的財産局の公開公報冊子（一ヶ月に4，5回発行され、知的財産局の閲覧室に保管されている。一般の人も購入が可能）又は知的財産局のホームページ（特許検索システムの中で、キーワードを入力することにより、公開公報が入手できる）がある。

また、出願公開日は、異議申し立てと審査請求の起算日となる。

#### 異議申し立てとは：

その出願人よりも特許権を受ける権利があると主張する第三者や、その出願が特許要件（新規性、進歩性、産業上の利用性）、不特許事由（公序良俗に反する発明である場合など。前述）、特許出願権利者、職務発明、特許出願人の条件にそぐわないと主張する者が、出

願公開日から 90 日以内にタイ商務省知的財産局の担当官に対して異議を申し立てることをいう。

審査請求とは：

タイでは、出願公開日から 5 年以内に出願人が商務省知的財産局の担当官に対して審査請求を行った場合に限り、その出願についての実体審査が行われる。この期間を過ぎた場合、出願を放棄したものとみなされる。

特許出願を小特許に変更したい場合：

出願人は、特許出願の公開前であれば、その出願を小特許に変更することができ、省令で定められた手続きに基づき、変更前の出願日を確保することができる。

分割出願とは：

出願特許の内容が幾つかの明確に区別し得る発明に別れていて単一の発明とはし難い、と担当官が判断した場合、担当官はその出願を、一つの発明に関わる幾つかの出願に分けるよう命じる場合がある。

上記命令後 1 2 0 日以内に出願人が分割出願のいずれか一つを出願した場合、最初に出願した日を出願日と見なす。

出願人が分割の要請に同意しない場合、出願人は 1 2 0 日以内に局長に異議を申し立てることができ、局長の決定を最終決定とする。

## **実体審査**

実体審査は、出願人から出願公開日から 5 年以内に審査請求があった場合に限って行われる。

実体審査とは：

審査官がその出願に対して、新規性、進歩性、産業上の利用性の有無についての審査を行うことをいう。

外国機関の審査結果報告書の採用について：

タイでは、外国政府又は国際特許関係機関による審査結果をタイ国での審査結果の参考とする制度があり、審査の時間的効率化がはかられている。(例えばアメリカ、ヨーロッパ、日本などの審査結果報告書など)

ある出願を他の外国にすでに出願しており、その外国からの最終審査結果報告書を受領した場合、出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならない。

#### 特許登録前の補正について：

出願人は、登録前であれば審査官からの命令がなくても特許出願明細書、特許請求項あるいは図面を補正することができるが、出願時の範囲を拡大したり、又は新しい内容を追加したりすることは出来ない。

### **特許の交付**

#### 登録命令：

実体審査の結果、特許を受けるに該当すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

#### 特許料の納付：

出願人はその登録命令を受領した日から 60 日以内に特許証の手数料を納付しなければならない。その後、特許証の交付が行われる。

### **L . 特許権の存続期間**

特許権は出願日から 20 年間有効で、その期間内で特許権者はその特許についての独占的権利を持つことができる。もし、出願人の権利又は異議申し立てに関わる係争手続きがあった場合、その係争に関わる期間は除かれる。

また、特許権者はその期間内に、他人に条件を設けて特許ライセンスを与えることもできる（ライセンスの項目で後述）。

そして、特許権の有効期間 20 年を経過すると、その特許についての独占権は消滅し、何人もその特許に係る発明を自由に使用することが出来る。

### **M . 特許権の内容**

特許の登録を許可された特許権者は、以下の独占的権利を有する。

**物の発明の場合：**その物の生産、使用、販売、販売のための所持、販売の申し出、国内への輸入を行うこと

**方法の発明の場合：**その方法を使用して製品を生産、販売、販売のための所持、販売の申し出、輸入を行うこと

ただし、特許権は、以下の場合には及ばない。

- (1) 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験、あるいは研究に利用する行為。
- (2) 製造者あるいは使用者が善意でその特許出願以前にその生産に従事し、又はその装置を取得しており、その出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録したものを生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- (3) その医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。
- (4) 特許権権利期間後にその特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、その医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- (5) タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、その機材がその船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- (6) タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- (7) 特許権者がその製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、その特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

## N. 特許の譲渡：

特許所有者は自分の特許を他人に譲渡できる。また特許は特許権者の相続人に相続されることができる。

特許譲渡の登記を申請する場合、特許被譲渡人は、知的財産局長が指示し印刷させた用紙に従った申請書および特許譲渡契約書を管轄当局に提出するか、書留郵便で送付する。

管轄当局とは

- (1) 商務省知的財産局
  - (2) 地方商務局あるいは局長が指示する他の業務単位
- のいずれかである。

遺産相続による特許譲渡の登記申請に際しては、特許権者の相続人は、知的財産局 局長が指示し印刷させた用紙に従った申請書および「知的財産局告示」に基づく証拠書類を管轄当局に提出するか、書留郵便で送付する。

管轄当局とは

- (1) 商務省知的財産局
- (2) 地方商務局あるいは局長が指示する他の業務単位のいずれかである。

登録された代理人が譲渡登記の申請を行う場合、委任状も必要である。

## **○ . 特許または特許請求項の放棄:**

特許権者はその特許あるいはその特許請求項を放棄することができる。(詳細は 1999 年特許法に基づく省令第 27 部(1999 年)。また小特許についてもこの規定は準用される。) 特許あるいは請求項を放棄するに際し、もし当該特許が二人以上に所有されている場合、放棄は全特許権者の同意を必要とする。特許のライセンスが行われている場合、そのような放棄は全特許実施権者の同意を必要とする。

特許あるいは請求項放棄の申請方法:

特許権者は知的財産局規定のフォームを商務省、知的財産局の担当官に提出するか、書留郵便で送付する。

特許権者がタイに居住していない場合、局長のもとに登録された代理人による出願が出来る。その際、委任状を知的財産局に提出するが公証手続きが必要である。

特許権者がタイに居住している場合、局長のもとに登録された代理人が代わって申請することができる。この場合も、委任状を申請の際に添付する。

特許あるいは請求項の放棄申請ができない場合とは:

- (1) 撤回を求めている当該特許が、他人の特許を侵害しているとの訴えが有る場合
- (2) 第 5 4 条あるいは第 6 4 条(小特許の場合は第 65 条の 9)に基づいて当該特許の取り消しを求める訴訟が有る場合

局長が申請を承認した場合、担当官は特許登録簿にこの放棄を記録し、特許権者にこの決定を通知し、商務省知的財産局の掲示板に少なくとも 30 日公開しなければならない。

## **P . 特許に関わる係争手続き**

(出願人が行う場合)

担当官による補正・拒絶命令や、異議申し立て人を支持する局長の決定に対して不服がある場合、

出願人は、それらの命令や決定の通知を受けた日から 60 日以内に特許委員会に対して審判を請求することができる。

### (第三者が行う場合)

出願公開後、その出願よりもよりよい権利を有すると主張する第三者、あるいはその出願が特許法の規定（特許の要件、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件）に基づかない発明であると主張する第三者は、

出願公開日から 90 日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

その出願人は、担当官からその異議申立書の送付を受領した日から 90 日以内に意見書を証拠と共に提出しなければならない。

### 特許委員会とは：

特許委員会の委員は内閣が選任する。委員長は商務省副大臣が就き、その他の委員は 12 名である。委員会の権限と義務は特許法に規定されている。委員の任期は 2 年である。

### 登録後の特許の取り消しを第三者が求めることができる場合とは：

その特許が、

特許の要件、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件について

瑕疵がある、と主張する場合に、その者は無効裁判を裁判所(知的財産及び国際取引中央裁判所)に提訴することができる。

### 局長が委員会に対し特許の取消請求が出来る場合とは：

(1) 特許の強制実施が発行された後 2 年を経過しても、特許権者または実施権者がタイ国内で合理的理由もなく当該製品を生産せず、また当該特許方法を使用しない場合、あるいは特許製品を販売または輸入しない場合、特許方法によって製造した製品を販売または輸入しない場合、あるいは当該製品を法外な価格で販売していた場合で、局長が当該特許を取り消す事が適当であると認めた場合

(2) 特許権者が第 4 1 条に違反して特許の実施を許諾した場合

委員会に対し特許の取り消しを求める前に、局長は調査を命令し、特許権者と特許実施者に対し陳述書を、通告受領後60日以内に提出するよう通告しなければならない。局長は何人に対しても出頭させて証言させたり、追加の書類あるいは物品を提供させたりすることができる。

調査の後、特許を取り消すのに十分合理的な理由がある場合、局長は委員会に対し特許取り消しを求めて自らの報告を提出しなければならない。

第55条に基づき特許取り消しについて局長が作成する報告を検討するに際し、委員会は適宜、反対者、申請人、特許権者あるいは特許実施者に対し、委員会の定める規則に従って証拠あるいは追加陳述の提出を求めることができる。

委員会の決定と命令はその理由とともに全当事者に通知される。決定あるいは命令に同意しない当事者は通知受領後60日以内に裁判所に提訴することができる。提訴が無い場合、委員会の決定は法的に有効となる。

本特許法に基づいて提訴された事案について裁判所は、委員会あるいは局長に対し、いずれかの当事者に代わって何らかの手数料の支払いを命令してはならない。

効力を発する日：

譲渡はその実行当日に効力を発する。

特許あるいは請求項の放棄は、申請が局長によって承認された時に有効となる。

## **Q.特許出願に関わる費用一覧表**

- (1) 特許出願 1000 バーツ(一部につき)
- (2) 特許出願の公開 500 バーツ
- (3) 特許の審査請求 500 バーツ(一部につき)
- (4) 特許出願異議申立 500 バーツ(一部につき)
- (5) 特許あるいは小特許の登録 1000 バーツ(一部につき)

(6) 発明特許に関わる年金

年度	金額(パーツ)	年度	金額(パーツ)
5	2000	14	20000
6	2400	15	24000
7	3200	16	28400
8	4400	17	33200
9	6000	18	38400
10	8000	19	44000
11	10400	20	50000
12	13200	一括払い	280000
13	16400		

年金の支払いに関する注意事項：

特許期間の第5年目の最初の日に最初の費用を払い、以後毎年、費用を支払わなければならない。費用は特許期間の5年目以降毎年、各年の最初の日から60日以内に支払うこと。特許期間の第5年目の最初の日以降に特許が付与された場合、最初の年額は特許付与後60日以内に支払うこと。

定める期間内に年間費用が支払われない場合、特許権者は未払い費用の30%を上乗せして費用を払うこと。

期間が尽きた後180日以内に、年間費用および上乗せ費用が支払われない場合、当該特許は無効となる。

現在、失効した特許についての回復措置は無い。

(7) 特許ライセンス契約の登録申請	500(パーツ)
(8) 特許及び小特許の譲渡の登録申請	500
(9) 特許及び小特許の補正申請	200
(10) 特許あるいはライセンスの代用	100
(11) 局長命令/決定に対する審判請求	1000

## (1-2)小特許(実用新案)

### A．法律・規則及び行政上のアウトライン

(適用法)

1999年版改正特許法(第3部)(1999年9月27日施行)によって、初めて小特許制度(実用新案制度)が設けられ、改正特許法(第3部)の第65条の2から第65条の10までにその内容が規定されている。

(補助法とその概要について)

特許法のページを参照。

### B．所轄官庁

商務省知的財産局(Department of Intellectual Property)の特許課で小特許に関わる登録手続きから登録までの業務が管理されている。

所轄官庁のホームページ

<http://www.ipthailand.org>

小特許に関するページとしては、現在のところ1999年特許法、省令、小特許出願・登録件数、小特許公開公報などのデータが載っている。小特許検索システムはない。

小特許公開公報：

不定期に知的財産局で発行される公報で、第28条に基づく公開公報である。公開日、公開番号、出願番号、出願名、出願人、発明の名称、国際特許分類抄録などがある。

### C．小特許の解釈と小特許付与の要件

小特許の登録を受けるためには、その発明に 新規性があり、かつ 産業に利用できることが必要である。

また、新規性と産業への利用の解釈については特許の場合と同じである。

新規性の場合、以下の従来技術でないことが必要である。

従来技術でないこと = 新規性あり

出願前にすでに国内で広く知られ又は使用されている発明

国内外において、出願前に頒布された文献又は印刷物に、その重要な部分又は詳細が公開されている発明、

国内外において、その発明の重要な部分又は詳細が、文献、印刷物で公開されたか否かに関係なく、公衆に展示又は発表された発明

出願前に、すでに国内外で特許権あるいは小特許権を得ている発明

すでに外国で同一の特許あるいは小特許出願がされており、登録されていないがすでに出願後 18 ヶ月経過した発明

すでに国内外で特許あるいは小特許出願がなされ、公開がされた発明

その発明者が、国際商品展示会あるいは公的機関の商品展示会で、発明の重要な部分あるいは詳細を展示又は公開した日からすでに 12 ヶ月を経過した発明。

産業上に利用できる発明とは：

工業、工芸、農業、商業を含む産業に利用できる発明をいう。

## **D . 保護を受けられない発明**

特許の場合と同じで、以下の要件のいずれか一つ以上を満たす発明については、特許登録の保護を受けられない。

- (1) 自然に存在する微生物及びその組成物、動物、植物自体、又は動植物からの抽出物
- (2) 科学及び数学の法則及び理論
- (3) コンピュータプログラム
- (4) 人間又は動物の病気を診断、治療する方法
- (5) 公序良俗に反する発明

## **E . 特許出願の権利者**

特許制度と同じであるので、特許のページを参照。

## **F . 代理人制度**

特許制度と同じであるので、特許のページを参照。

## G . 小特許出願に必要な書類

タイ特許出願の際に使用する書式と同一のもの（PI/PD/PP-001-A）を使用する。また、その他の書類、例えば明細書、要約書、（必要な場合は）図面、委任状、譲渡証あるいは出願権証明書についても、特許のページを参照。

## H . 優先権主張について

小特許出願についても特許の場合と同様に優先権主張ができる。

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の特許出願日から 12 ヶ月以内にタイで出願した出願について、そのタイ国外の最初の特許出願日を主張できる。（意匠の場合は6 ヶ月以内）

次の要件のいずれか一つ以上の要件を満たすことが必要）

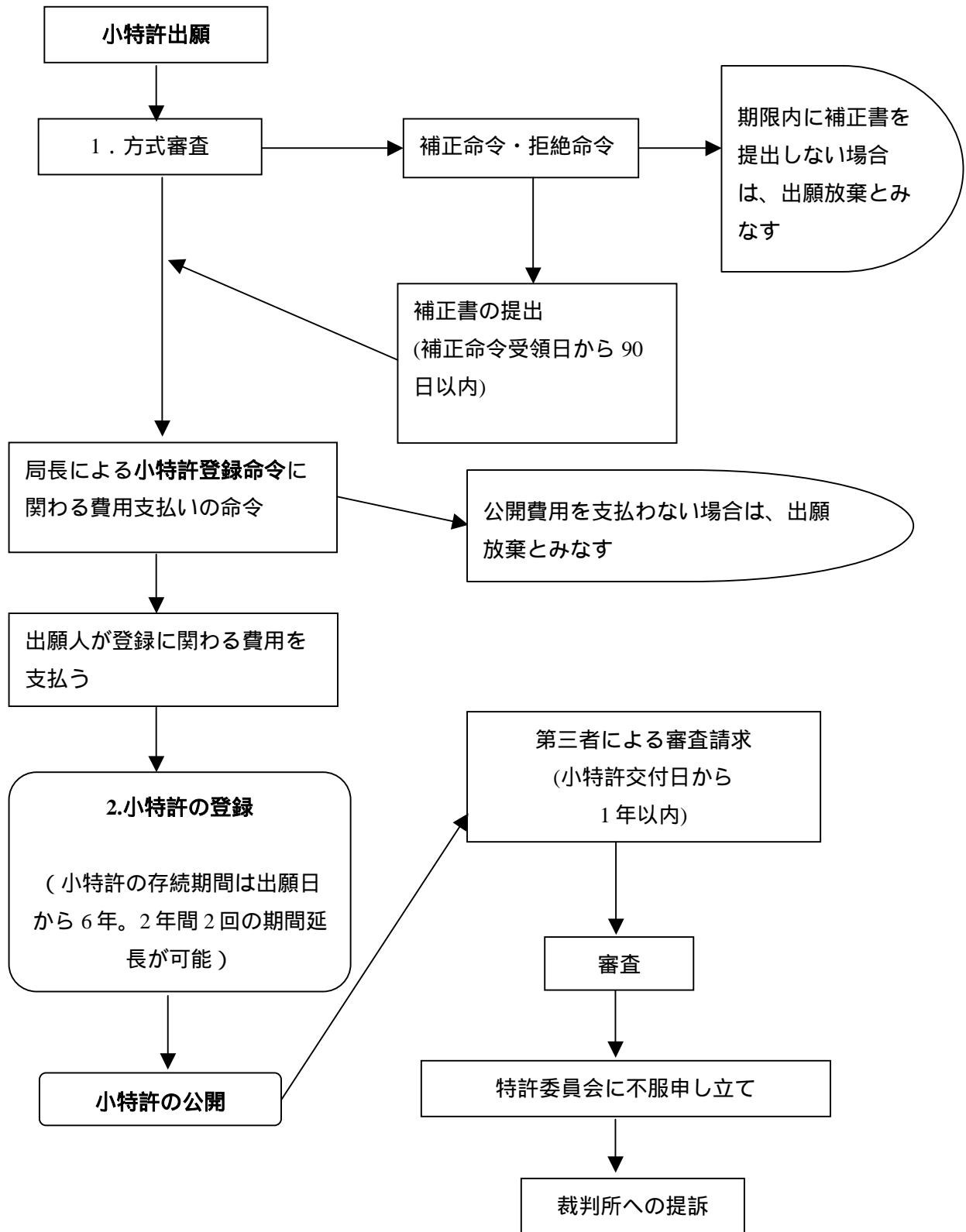
タイ国籍者
タイに本拠地がある法人
WTO 加盟国の国籍者
タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者
タイ又は WTO 加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者

## I . 条約関係

タイはパリ条約、特許協力条約（PCT）に加盟していないが、WTO の TRIPS 協定に加盟しているため、WTO 加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

## J. 出願から特許登録までの流れ

(小特許出願から登録までにいたるフローチャート)



## K . 審査の経過

### 方式審査

出願後、その出願が方式的要件や不特許事由に該当するか否かについて審査が行われる。  
(方式的要件や不特許事由については、特許又は意匠のページを参照。)

### 小特許の交付と公開

#### 登録命令：

方式審査の結果、登録に値すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

#### 公開に関わる手数料の支払い：

登録命令を受領した日から60日以内に出願人が手数料を支払った場合、その小特許は登録され、後日公開される。

#### 小特許の登録と公開：

小特許は、特許や意匠と異なって登録後に公開公報にその詳細が公開される。

#### 小特許登録公開公報冊子：

特許と意匠の公開公報冊子と別に、一ヶ月に1, 2回の割合で不定期に発行され、知的財産局の閲覧室に保管されている。一般の人も購入が可能である。

#### 審査請求：

小特許の交付日から1年以内に、第三者はその小特許出願の要件(新規性、産業上の利用性)について知的財産局に審査請求することができる。

#### 出願の変更：

小特許出願人は、その小特許の登録前に、その出願を特許出願に変更することができ、省令で定められた手続きに基づき、変更前の出願日を確保することができる。

## L . 小特許権の存続期間

#### 小特許の存続期間：

出願日から6年間であるが、その権利期間を2年間2回延長することができる。延長申請をする場合は、権利期間終了90日以内に延長の申請手続きをしなければならない。

## M . 小特許権の内容

特許制度と同様で、特許の登録を許可された特許権者は、以下の独占的権利を有する。

**物の発明の場合：**その物の生産、使用、販売、販売のための所持、販売の申し出、国内への輸入を行うこと

**方法の発明の場合：**その方法を使用して製品を生産、販売、販売のための所持、販売の申し出、輸入を行うこと

ただし、特許の**独占権**は、以下の場合には及ばない。

- (1) 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験、あるいは研究に利用する行為。
- (2) 製造者あるいは使用者が善意でその特許出願以前にその生産に従事し、又はその装置を取得しており、その出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第 19 条の 2 に該当しない場合、特許登録したものを生産し、または特許登録した方法を使用する行為。
- (3) その医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。
- (4) 特許権権利期間後にその特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、その医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。
- (5) タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、その機材がその船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。
- (6) タイが加盟している特許保護関連の国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。
- (7) 特許権者がその製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、その特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

また、小特許権者は、「Thai petty patent」の用語、あるいは略語「TPP」、あるいは同様な意味の外国文字を、製品、容器、あるいは包装容器、又はその小特許発明の広告に使用する排他的権利を有する。

## N . 特許の係争手続き

特許のページを参照のこと。

## O . 小特許出願に関わる費用一覧表

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1)小特許の出願         | 500 バーツ(一部につき)  |
| (2)小特許出願書の公開      | 500 バーツ         |
| (3)小特許の審査請求       | 500 バーツ(一部につき)  |
| (4)小特許登録          | 1000 バーツ(一部につき) |
| (5)小特許に関わる年金      |                 |
| 5 年度              | 1500 バーツ        |
| 6 年度              | 3000 バーツ        |
| あるいは一回払い          | 4000 バーツ        |
| (6)小特許の期限延長にかかる費用 |                 |
| 1 回目              | 12000 バーツ       |
| 2 回目              | 18000 バーツ       |

## (1-3)意匠

### A．法律・規則及び行政上のアウトライン

(適用法)

1979年に制定された特許法（現在最も新しい改正法は1999年改正特許法(第3部)(1999年9月27日施行)）の第56条から第65条において規定されている。

(補助法とその概要について)

特許法のページを参照。

### B．意匠付与の所轄官庁

所轄官庁：

商務省知的財産局(Department of Intellectual Property)の意匠課で、意匠に関わる一般業務が行われている。

また、係争手続きに関わる訴訟提起は、まず知的財産及び国際取引中央裁判所(the Central Intellectual Property and International Trade Court)で行われる。

### C．意匠の解釈と意匠付与の要件

まず意匠とは：

意匠とは、物の形状又は模様の構成要素色彩で、かつ工業製品、工芸品の形状とに使用できるものをいう。

また、意匠は新規でなければならない。

意匠の新規性とは：

以下のいずれかの要件に当てはまる意匠出願は新規性がない、と判断される。

意匠出願日前に国内においてすでに存在するか、又は広く知られている意匠

意匠出願日前に国内外において、一般に頒布されている文献、または印刷物で、形状、重要部分、又は詳細が開示されている意匠

意匠出願前に、公開命令または特許法の規定に基づき公開されたことがある意匠

上記3項目の意匠に類似している意匠

## D．保護を受けられない意匠

公序良俗に反する意匠、または、勅令で定めた意匠は登録できない。

## E．意匠出願の権利者

特許制度と同じであるので、特許のページを参照。

## F．代理人制度

特許制度と同じであるので、特許のページを参照。

## G．意匠出願に必要な書類

まず初めに、タイでは、一意匠一出願制を取っているので注意が必要である。

### 一意匠一出願とは：

タイでは、一つの製品について一種類の製品を示す意匠を出願しなければならない。例えば、ある花瓶の幾つかの外観についての意匠を出願しようとするとき、一種類の外観について一つの出願をしなければならない。

### 出願書類：

タイ特許出願の際に使用する書式と同一のもの（PI/PD/PP-001-A）を使用する。

### 製品を表す図：

製品を表す図は、図面でも写真でも良いが、その製品の前面、後面、右側面、左側面、上面、底面、立体図を示さなければならない。

さらに、登録保護を求める製品の重要部分全てを明確に示すものでなければならない。

図の記載方法や写真の形式などについては、特許法省令で詳細に規定されている。

### 特許請求の範囲：

出願人が保護を求めている、その製品の外形の特徴や模様あるいは色彩の範囲について、一項だけ記入する。

### 製品の説明書：

製品の説明書には、図面に記述できない内容、例えば、その製品の資材、使用目的、性質などをタイ語100文字以内で記入する。

委任状、譲渡証、出願権証明書、優先権主張証明書：

特許の場合と同様であるので、特許のページを参照のこと。

## H．意匠出願にかかわる優先権主張について

意匠についての優先権主張とは：

出願人が、以下の場合に当てはまる場合は、タイ国外の最初の特許出願日から 6ヶ月以内（特許の場合は 12ヶ月以内）にタイで出願した出願について、そのタイ国外の最初の特許出願日を主張できる。

（次の要件のいずれか一つ以上の要件を満たすことが必要）

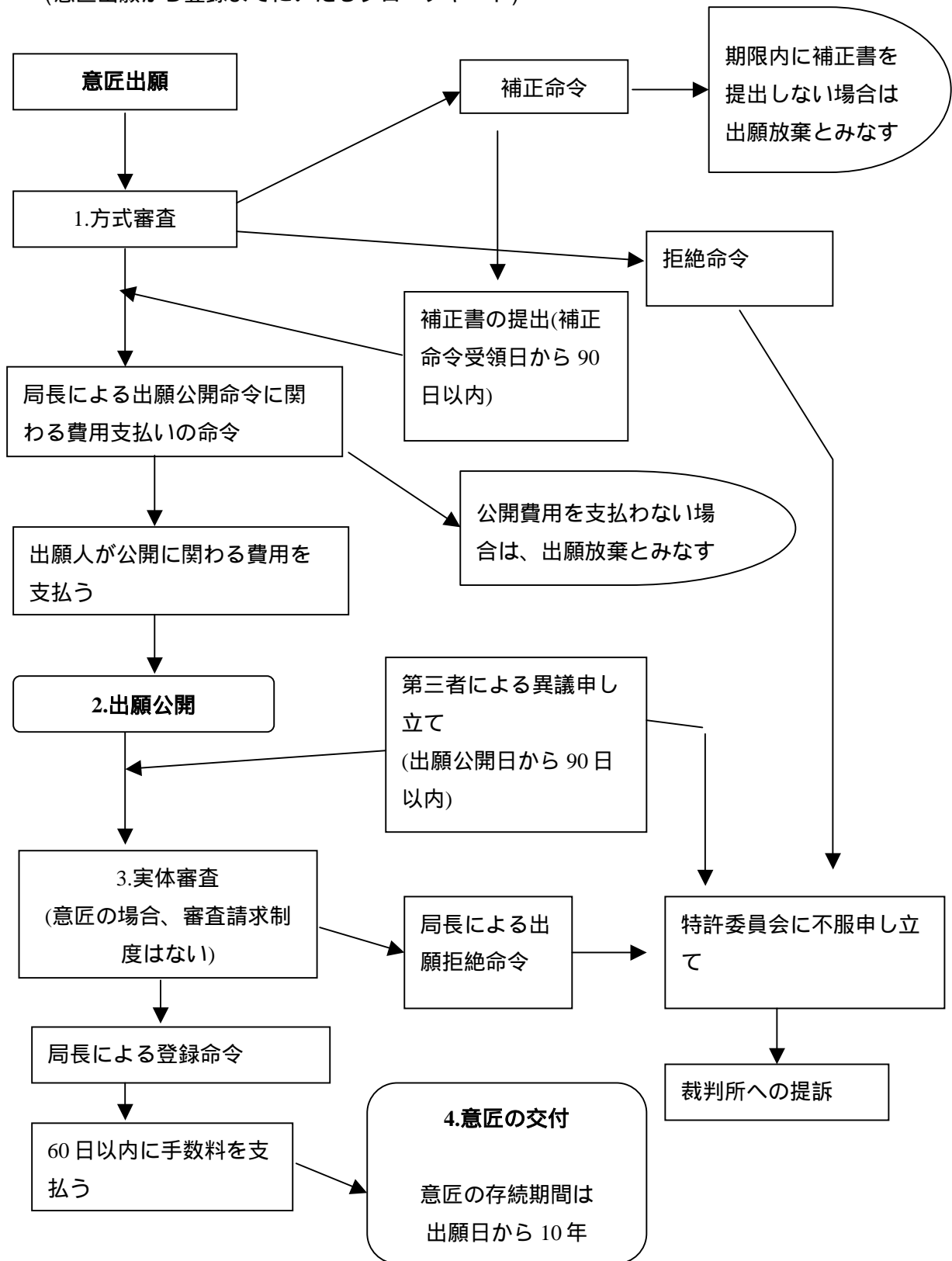
タイ国籍者
タイに本拠地がある法人
WTO加盟国の国籍者
タイ国籍者あるいはタイに本拠地がある法人に対し特許出願を認めている国の国籍者
タイ又はWTO加盟国に住所あるいは産業的商業的に現実に操業している者

## I．条約関係

タイはパリ条約に加盟していないがWTOのTRIPS協定に加盟しているため、WTO加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

## J. 意匠出願から登録までの流れ

(意匠出願から登録までにいたるフローチャート)



## K . 意匠審査

### 方式審査

出願された後、知的財産局の担当官は、その出願が方式的要件に合致しているかどうか、また登録できない意匠の事由(第 58 条)に該当するか否かについて審査を行う。

#### 方式的要件とは：

出願人に出願権があるか、出願された書類に不備がないかどうか、優先権主張がある場合にはその権利が正しいかどうかなどを審査する。

#### 補正・拒絶命令：

その後、補正が必要な出願については補正命令が、不特許事由に該当する場合は拒絶命令が出される。

出願人は以上の担当官の命令を受領した日から 90 日以内に補正をし、書類提出をしなければならない。

### 出願公開

#### 公開命令の通知：

一方、以上の審査の結果、補正や拒絶をするに当たらないと判断された出願は、局長から公開命令を受け、出願人に通知される。

#### 公開費用の支払い：

出願人は、その公開命令を受領した日から 60 日以内に公開に関わる手数料を支払わなければならない。もしこの期間中に支払いをしなかった場合、この出願は拒絶される。

#### 出願公開について：

上記の期間内に出願人が公開費用を支払った場合、出願の公開が行われる。

公開の方法は、知的財産局の公開特許公報冊子（特許と意匠に関する公開公報で、一ヶ月に 4 , 5 回発行され、知的財産局の閲覧室に保管されている。一般の人も購入が可能）又は知的財産局のホームページ（特許検索システムの中で、キーワードを入力することにより、公開公報が入手できる）がある。

また、出願公開日は、異議申し立ての起算日となる。

#### 異議申し立てとは：

当該出願人よりも意匠権を受けると主張する第三者や、その出願が意匠の要件（新規性）、不特許事由（公序良俗に反する発明である場合）、意匠出願権利者、職務発明、

意匠の出願人の条件にそぐわないと主張する第三者が、出願公開日から 90 日以内にタイ商務省知的財産局の担当官に対して申し立てをすることをいう。

#### 意匠出願に審査請求はない：

タイの意匠制度では、特許のような審査請求制度はない。

### **実体審査**

意匠出願の実体審査は、出願公開後 90 日以内に異議申し立てがなかったか、あるいは最終的に異議申し立てが認められなかった場合に行われる。

#### 意匠の実体審査とは：

その意匠の製品に新規性があり、かつ手工業を含む産業に利用されるかどうかについて審査される。

#### 外国機関の審査結果報告書の採用について：

意匠出願では、特許出願の場合と同じように外国政府又は国際特許関係機関による審査結果をタイ国での審査結果の参考とする制度があり、審査の時間的効率化がはかられている。(例えばアメリカ、ヨーロッパ、日本などの最終審査結果報告書など)

ある出願を他の外国にすでに出願しており、その外国からの審査結果報告書をすでに受領した場合、出願人は、その審査結果報告書を受領後 90 日以内にその審査結果報告書をタイ商務省に提出しなければならない。

### **意匠登録証の交付**

#### 登録命令：

実体審査の結果、意匠を受けるに値すると判断された出願は、局長から登録命令を受ける。

#### 意匠登録に関わる手数料の納付：

出願人はその登録命令を受領した日から 60 日以内に意匠登録証の手数料を納付した場合、意匠登録証の交付が行われる。

### **L . 意匠権の存続期間**

#### 意匠権の存続期間は：

出願日から 10 年間有効である。ただし、出願人の権利又は異議申し立てに関わる係争手続きがあった場合、その係争に関わる期間は除かれる。

## M . 意匠権の内容

登録された意匠の意匠権者は、以下の行為についての独占的な権利を有する。

意匠権：

意匠の使用、販売、販売のための所持、販売のための申し出、国内への輸入を行う権利。

ただし、教育又は研究目的の使用は除く。

## N . 意匠に関する侵害訴訟

特許のページを参照。

## O . 意匠出願に関わる費用一覧表

- (1) 意匠出願 500 パーツ(一部につき)
- (2) 出願公開 500 パーツ(一部につき)
- (3) 意匠の登録 500 パーツ(一部につき)
- (4) 意匠の登録料金 1000 パーツ(一部につき)
- (5) 意匠に関わる年金

年度	金額(パーツ)
5	1000
6	1300
7	1900
8	2800
9	4000
10	5500
一括払い	15000

## (1-4)商標

### A．法律・規則及び行政上のアウトライン

(適用法)

タイの商標法は 1931 年に制定され、1933 年、1961 年、1991 年の改正を経て、現在最も新しい改正法は 2000 年タイ国商標法第 2 版(2000 年 6 月 30 日施行)である。

(補助法とその概要について)

現在適用されている補助法は以下の通りである。

#### 省令 2000 年第 4 部

##### 商務省告示

1992 年商務省告示第 2 部	商品及び役務の指定について
1992 年商務省告示第 5 部	地理学上の名称の指定について
1997 年商務省告示第 11 部	登録を禁じる商標について
1999 年商務省告示	識別性の照明方法について
1999 年商務省告示	商標登録官の設置について
2000 年商務省告示第 1 部	著名商標の審査における原則
2000 年商務省告示第 2 部	地方商標登録官の設置について
2000 年商務省告示第 3 部	担当官の設置について
2000 年商務省告示第 4 部	担当官の身分証明書について

##### 知的財産局告示

1993 年知的財産局告示	郵送方法による政府機関への連絡について
1994 年知的財産局告示	証明標章の使用について
1995 年知的財産局告示	期間の数え方について
1996 年知的財産局告示	年金の返却について
1997 年知的財産局告示	商品並びに役務の追加について
1997 年知的財産局告示	出願書式並びに書類について
1997 年知的財産局告示	オンラインシステムによる商標情報検索について
2000 年知的財産局告示	優先権主張について
2000 年知的財産局告示	ライセンス申請について
2000 年知的財産局告示	商標の存続期間の更新について

##### 知的財産局規則

1993 年知的財産局規則	地方知的財産局における情報サービス及び知的財産権の保護登録について
1997 年知的財産局規則	オンラインシステムによる商標情報検索について
2000 年知的財産局規則	1996 年知的財産局規則の廃止について
2000 年知的財産局規則	調査、押収、差押、逮捕に関する原則及び方法について

1999 年商標委員会規則 ( 審判請求及び登録の取り消し申請に対する審議方法について )

#### 知的財産局命令

1993 年知的財産局命令	地方商業局に対する知的財産局代理権限の委任について
1996 年知的財産局命令	審判請求及び登録の取り消し申請について

1996 年商標委員会命令 ( 商標委員会書記及び書記補佐の設置について )

1992 年商標登録官告示 ( 商業上一般に使用される物品の指定 )

## B . 所轄官庁

商務省知的財産局 (Department of Intellectual Property) の商標課で商標に関わる登録手続きから登録までの業務が管理されている。

また、商標に関わる裁判は、まず知的財産及び国際取引中央裁判所 (the Central Intellectual Property and International Trade Court) に訴訟提起される。

#### 所轄官庁のホームページ

<http://www.ipthailand.org>

現在のところ 2000 年商標法、省令、商標出願・登録件数、異議申し立て件数 (タイ語バージョンのみ) などのデータが載っているが、商標検索システムはない。

#### 所轄官庁の業務サービス

知的財産局では、ホームページに商標検索システムがないかわりに、知的財産局 3 階にて商標検索端末機が設置され、一般の人は有料で タイの商標検索 を行うことができる。

補足：商標検索の重要性について

商標の出願の前に、既に他者が同一のあるいは類似の商標を登録していないかについての調査を行うことは非常に重要である。これは事後に他人の出願した商標との間で問題が発生することを防ぐためである。

もし、商標だけを知っていて、出願番号や登録番号を知らない場合でも、その商標の詳細について知的財産局 3 階で有料検索することができる。例えば、その商標がいつ、誰により出願され、どのような指定商品に使用されているかなどである。また、データベースで検索できる商標は、出願後の商標全て である。

## C . 商標等の解釈と付与の要件

タイ商標法では、商標(Trademark)、サービスマーク(Service mark)、証明標章(Certification mark)、連合標章(Collective mark)の商標が保護されている。

まず、「標章」とは：

写真、図、device、brand、名称、単語、文、文字、数字、サイン、色の連合、物体の形状、又はそれらのうちの一つ以上のものが結合したものをいう。

「商標」とは：

自己の物品が他人の物品と異なることを表すため、物品あるいは物品に関連したものに使用する標章をいう。

「サ - ビスマ - ク」とは：

自己の役務(サービス)が他人の役務と異なることを表すため、役務若しくは役務に関連したものに使用する標章のことをいう。

「証明標章」とは：

他人の物品若しくは役務に対し、

物品の場合：その原産、製造方法、品質若しくはその他の性質を保証するため、

役務(サービス)の場合：その品質、性質、種類若しくはその他の性質を保証するため、

自己の物品若しくは役務に使用する標章のことをいう。

「連合標章」とは：

同一団体である企業又は組合、協同組合、連盟などによって使用される標章又はサービスマークのことをいう。

### 〔商標の登録要件〕

商標を登録するための必要条件は：

識別性があり、

この法律で禁止されている特徴をもたない商標で、かつ

すでに登録されている他人の商標と同一又は類似してない商標であること

が必要である。

(以上の条件は先ほどのサービスマーク、証明標章、連合標章についても適用される。)

の識別性とは：

「識別性を持った商標」とは、その商標に使われる物品が他の物品と異なるということが一般に知られているような特徴を持った商標のことをいい、商標に以下のいずれか一つ以上の特徴が必要である。

名前、通常個人の姓名として理解されている意味に基づかない個人の姓名、法律に基づく法人名、若しくは特別な特徴を表す商号で、かつ物品の特徴や品質を直接言及していない商号

物品の特徴若しくは品質を直接言及していない言葉若しくは文で、かつ大臣が公示した地理的名称でないもの

特別な特徴で表わされた色の連合、又は文字、数字、あるいは創作された言葉

出願者若しくは出願者の前任者のサイン、又は前述の個人の許可を受けた他人のサイン

出願者若しくは出願者からの許可を受けた他人の肖像。又は故人の肖像である場合にはその親、子孫、さらに、もし配偶者がいる場合は配偶者からの許諾を得たもの

創作された device

#### D . 保護が受けられない商標

登録が拒絶される商標とは：

商標に以下のいずれか一つ以上の特徴がある場合は、登録が拒絶される。

国の紋章、国璽、官の御爾、現王朝の紋章、王室の勲章から成る印章、官の印章、省、部局、局の印章、若しくは県の印章

タイ国の国旗、高位者の旗、王旗

国王の称号、官名、国王の称号の略、官名の略、若しくは王宮名

国王、王妃、皇太子の肖像

国王、王妃、皇太子、王宮を表す名前、語句、内容、若しくは記章

外国の国旗又は記章、国際機関の旗若しくは記章、外国の元首の記章、官の記章、外国若しくは国際機関の物品を統制・保証する記章、又は外国若しくは国際機関の名前や名前の略。ただし、外国や国際機関において権限を持つ者からの許諾を受けたものを除く。

官の記章、赤十字の記章・称号、若しくはジュネーブ十字の称号

章牌、賞状、保証書、証書と同一若しくは類似した記章。又はその他の記章で、タイ国政

府、タイ国の政府機関若しくはその他のタイ国における団体、外国政府若しくは国際機関が開催した商品展覧会又は商品品評会で賞として授与されたもの。ただし、物品に対する賞として、章牌、賞状、保証書、証書若しくはそのような記章が出願人に授与される場合で、かつそれらが商標の一部として使用される場合は除かれる。ただこの点については、賞を授与された年次も言及されなければならない。

公序良俗若しくは国策に反する記章

その標章登録の有無に関わらず、大臣が認可した規則に従ってすでに普及しており一般的に有名な標章と同一の標章、又はその標章と類似している標章で、公衆が物品の所有者あるいは出所について混乱や誤解をする恐れのある標章

上記7項目に類似している標章

本法に基づいて保護を受けた地理的表示

大臣が認可したその他の商標

## E . 商標出願の権利者

出願人の条件：

自然人でも法人でもよい。

出願人がタイ人で、タイに住所がある場合：

代理人を通すか、もしくは自ら出願を行うことが可能である。

出願人がタイ人で、タイに住所がない場合：

タイに住所のある代理人にその出願代理行為を委託しなければならない。(代理人については次の項目6を参照)

出願人が外国人の場合：

タイに住所があるか否かを問わず、タイに住所なる代理人にその出願代理を委任しなければならない。

## F . 代理人について

代理人：

出願人は、タイに住所を有しているか否かに限らず、代理人に出願の代行をさせることができる。

代理人について特別な規定はないため、代理人であるための条件はタイに住所があることである。(この点で特許・意匠出願の上での代理人制度と異なっている)。

出願人から代理人への委任行為は、文書(委任状)により行われ、出願時にその提出が求められるが、委任行為を行う場所により、準備する書類が多少異なってくるので注意を要する。

#### 委任行為が外国で行なわれる場合：

その委任状には、タイ国大使館あるいはタイ国領事館の長、又は委任者が居住している国に常駐している商務局長、あるいは前述の者の代わりに委任行為を許可された担当官のサインか、あるいはその外国の法律によりサインを保証する権限を与えられた者による公証人証書が必要である。

#### その委任行為がタイ国内で行なわれる場合：

その委任状の他に、出願人のパスポートのコピー又は在留証明書のコピー、あるいは、その者がタイ国に入国したことを局長に対して示すことが出来るその他の証拠の添付が必要である。従って、公証人証書は必要ない。

## G . 商標出願に必要な事項と書類

### 〔出願に必要な事項〕

出願人名(和文及び英文)、出願人国籍、出願人住所(和文及び英文)、出願人職業(和文及び英文)、登録を受けようとする商標の見本、指定商品(役務)、商品(役務)区分

#### 商標の見本：

大きさは縦5センチ×横5センチを超えないもので、見本は13枚必要。もし商標がカラーである場合は、カラーの商標を用意する。

#### 指定商品(役務)、商品(役務)区分：

タイでは、日本と同じくニース国際分類第7版を使用しているが、詳細は異なっているので、出願の際に確認が必要である。

また、タイの場合は、一区分につき一件の出願となり、日本のような一出願多区分制ではない。

(例)商標Aを2種類の指定商品区分で出願する場合：

一件目：指定商品区分:Class 28、指定商品：ゲーム機(タイでの指定商品番号はG0034)

二件目：指定商品区分:Class 9、指定商品：コンピューター製品(タイでの指定商品番号は C0723)

また、出願にかかる手数料は、商標、サービスマーク、証明標章、団体標章とも、一つの商品あるいは役務ごとの指定商品の数ごとで、その数に応じて随時手数料が加算される。

**〔出願に必要な書類〕**

出願書類(タイ語の指定フォーム)：

タイ商務省知的財産局にて規定のフォームを配布しているので、それに記入する。

委任状 1 通(タイ語)：

代理人による出願で、出願人が外国人の場合は、公証手続きのある委任状(英語翻訳文つき)が 1 通必要である。一方、出願人がタイ法人である場合、代理人を通さず自らが出願することが可能である。

また、優先権を主張する場合は、期間限定で後日の提出が可能である。

譲渡証 1 通(タイ語)：

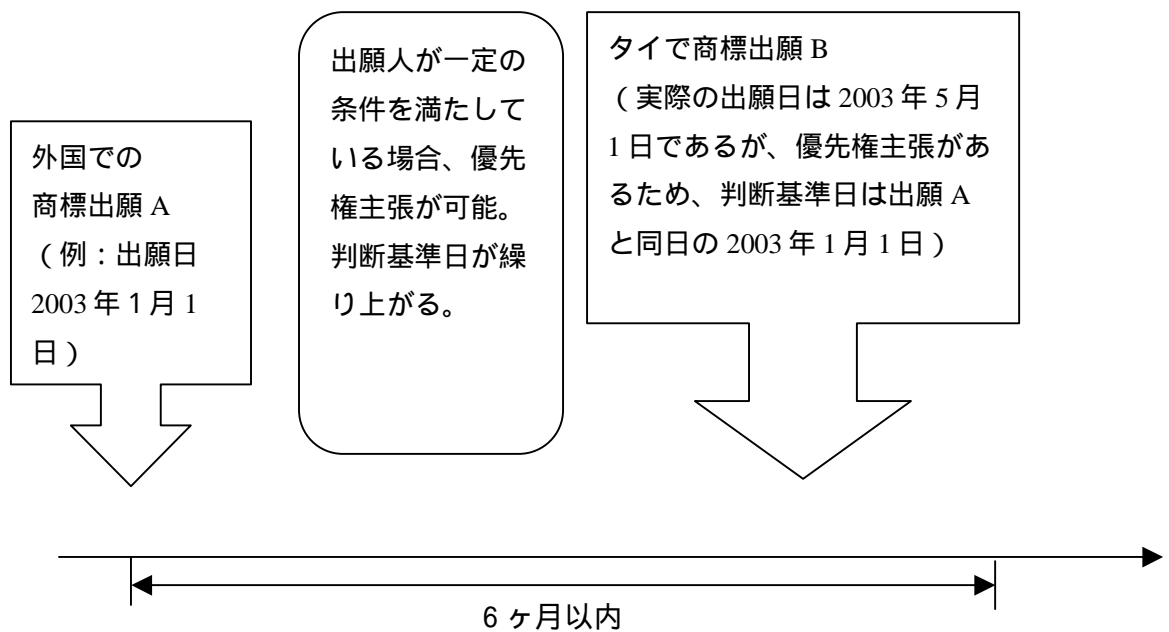
譲渡行為がある場合に用意する。

また、優先権を主張する場合は、期間限定で後日の提出が可能である。

また、優先権主張をする場合は、出願時に優先権主張に関する申請書(タイ語で記載)の提出が必要である。(優先権主張については、後の項目を参照)

## H. 優先権主張とは

優先権主張とは、ある一定の条件を満たしている出願人については、すでに国外で最初に商標出願した日をタイ国での出願日とすることができることをいい、商標出願の場合の優先権主張可能な期間は、最初の国外商標出願日から6ヶ月以内と定められている。



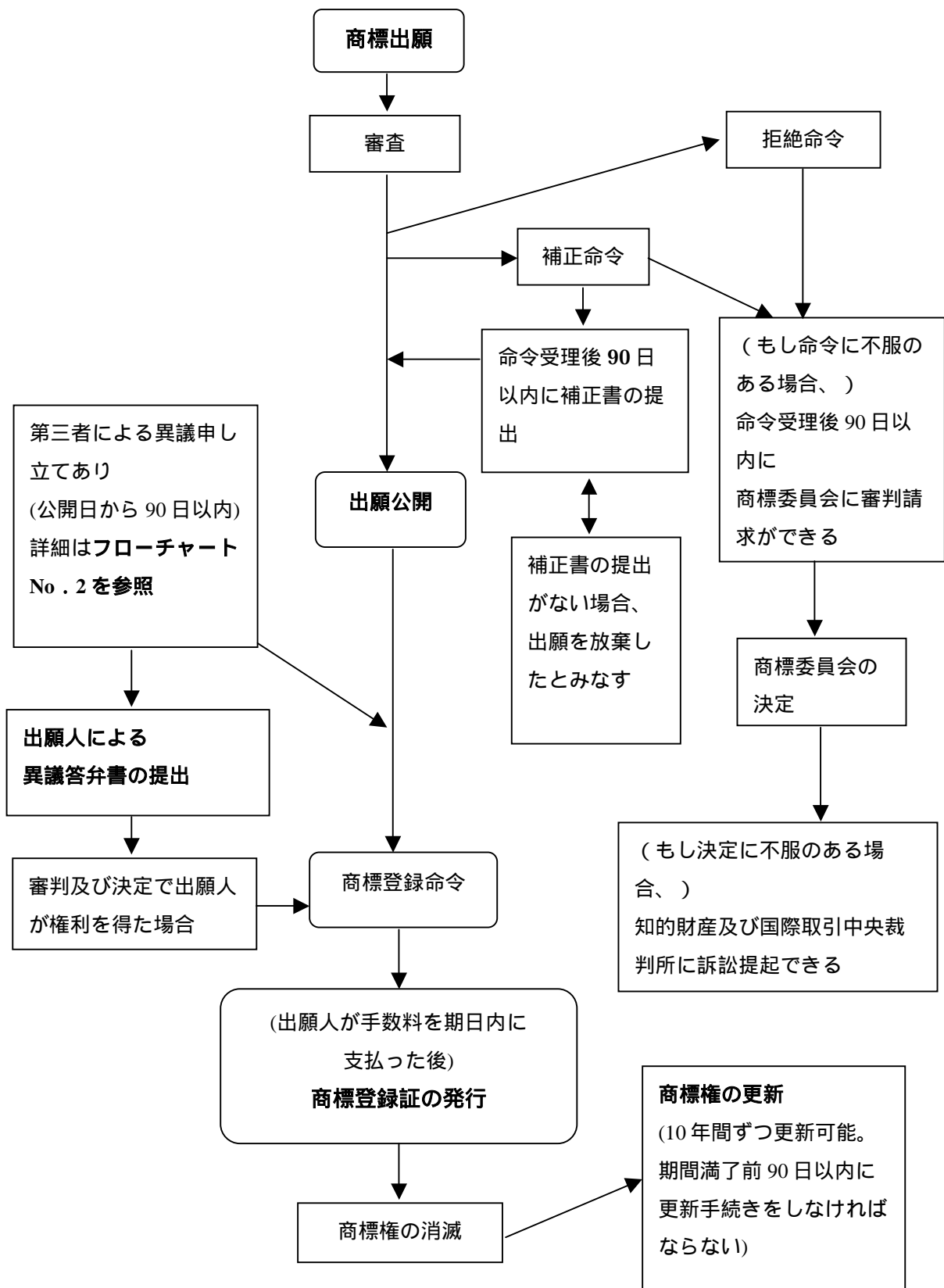
優先権主張をすることができる者は、以下のいずれかの場合に限られる。

タイ国籍者、
タイ国内に本社のある法人、
タイ国籍者若しくはタイ国内に本社のある法人に対して商標出願を認めている外国の国籍者、
タイ国内に住所がある者、又はタイ国内において工業若しくは商業を営んでいる者、
タイ国が加盟している商標保護に関する国際協力国又は同盟国の国籍者で、かつその出願人がその国で工業若しくは商業を営んでいること

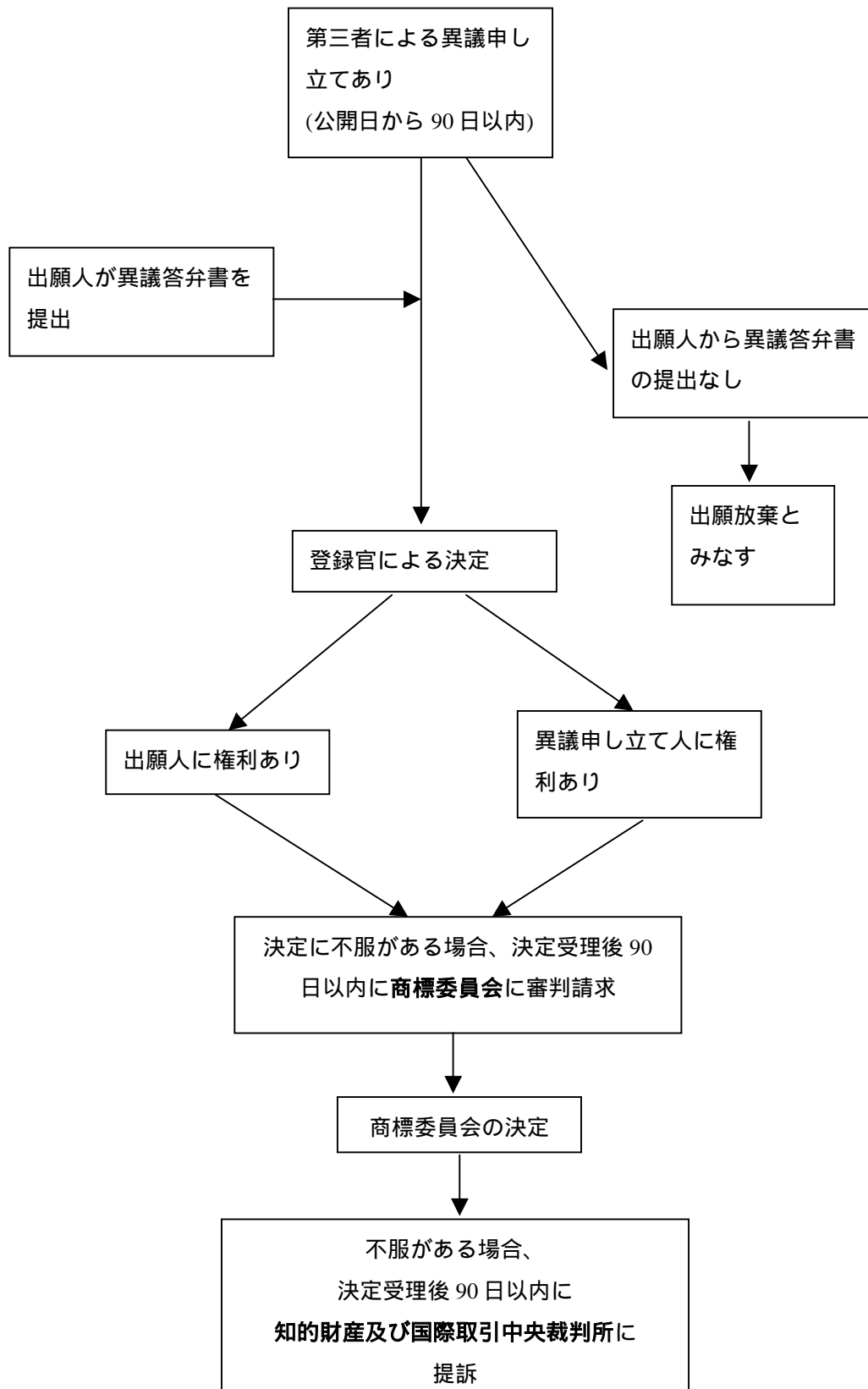
## I. 条約関係

タイはパリ条約やマドリッド議定書に加盟していないが、WTOのTRIPS協定に加盟しているため、WTO加盟国の出願人はタイで優先権主張をすることができる。

J . 商標出願から登録までの流れ (フローチャート No.1)



## 異議申し立てがあった場合の手続き (フローチャート No.2)



## K . 商標登録までの経過（フローチャートを参照）

### 審査

#### 審査の経過：

出願後、知的財産局ではその商標の登録要件(識別性があること、登録を禁じられている商標でないこと、他人の登録商標と同一又は類似していないこと)について、審査が行われる。

#### 登録官の決定：

審査の結果、登録の要件を満たしていると判断された商標については出願公開命令が、一方、補正の必要のある出願に対しては補正命令が、一方、商標の登録要件を満たしていない商標出願については拒絶査定が出される。

#### 補正命令・拒絶査定の例

自分の商標出願 B が、すでに登録されている他人の商標 A の権利に抵触していた場合(例えば同一又は類似商標であった場合は、登録要件を満たしていない、として拒絶査定を受ける。

出願人が互いに類似した商標 A,B,C,D を出願し、指定商品が同一あるいは類似しているため、登録官からそれらの商標を連合商標として登録するよう補正命令が出る場合もある。

商標の一部に、アルファベットのような識別性のない文字が含まれていた場合(商標が文字商標の場合の例：「T-age」の「T」の部分)、登録官からその文字「T」についてのディスクレームするよう補正命令が出る場合がある。

#### 補正書の提出：

もし補正命令を受けた場合、その命令を受領した日から 90 日以内に出願人は補正書を知的財産局に再び提出しなければならない。

#### (不服がある場合)商標委員会への審判請求：

また、この補正命令あるいは拒絶命令に不服のある者は、命令受領後 90 日以内に商標委員会に審判請求することができる。

### 出願公開

#### 出願公開命令：

審査後、登録要件を満たすと判断された商標は、登録官から公開命令を受ける。

#### 公開に関わる手数料の納付：

出願人が公開に関わる手数料を登録官からの命令を受理した日から 60 日以内に支払った場合、出願公開がなされる。

#### 出願の公開：

出願公開は商標出願公報冊子(週に約 1, 2 回発行され、一部あたりの商標出願数は 200 件、知的財産局の閲覧室に保管されている)にて行われる。

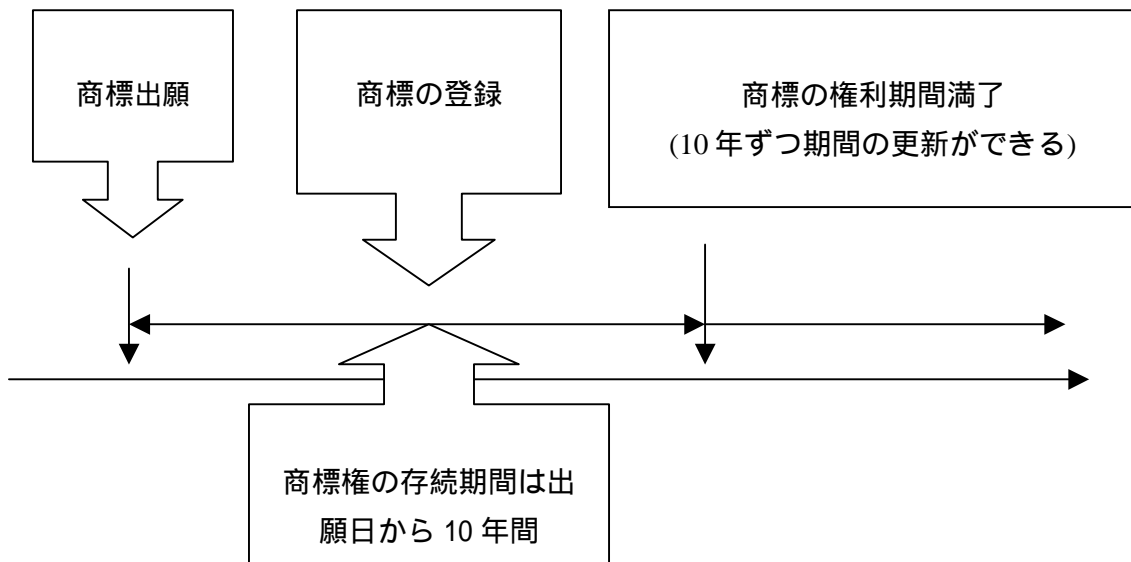
また、公開日から 90 日以内に、その出願商標に対して異議のある第三者は異議申し立てをすることができる。

### **登録**

もし異議申し立てが期間内になかった場合、または異議申し立てが成立しなかった場合、その商標は登録される。

### **L . 商標権の存続期間**

出願日から 10 年間で、この期間内において商標権者はその商標の使用に関する独占的権利を持つ。また、商標は、特許・意匠・小特許と違ってその権利を何度も更新することが可能である。(更新年数：各 10 年)



もし更新を希望する場合、商標権者は商標権の期間満了前の 90 日以内に更新手続きをしなければならない。

期間満了前 90 日以内に更新手続きをしなかった場合、その商標の登録は取り消される。

## M . 商標権の内容

商標権者は、登録された物品に関する商標の独占的使用権を有する。

## N . 商標に関わる係争手続き

### 〔出願人が行う場合〕

#### 出願人による審判請求：

担当官による補正・拒絶命令や、異議申し立て人を支持する局長の決定に対して不服がある場合、出願人は、それらの命令や決定の通知を受領した日から 90 日以内に商標委員会に対して審判を請求することができる。

### 〔第三者が行う場合〕

#### 出願公開後 90 日以内の異議申し立てについて：

出願公開後、その出願よりも自分のほうに権利があるか、あるいはその出願に識別性がない場合、登録を禁じられている商標である場合、第三者の登録商標と同一又は類似していると主張する第三者は、出願公開日から 90 日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

#### 異議申し立てを登録官が受理した後：

登録官は、その第三者からの異議申立書のコピーを出願人に送付する。

#### 出願人による異議抗弁書(意見書)の提出：

出願人は、第三者からの異議申立書のコピーを登録官から受領した日から 90 日以内に、その異議申し立てに対して、証拠と共に意見書を提出しなければならない。その後、登録官による命令が出される。

#### 登録官の命令に不服がある場合：

出願人又は異議申し立て人が、登録官の命令に不服がある場合、その命令を受領した日から 90 日以内に商標委員会に審判請求することができる。

#### 商標委員会の決定に不服がある場合：

出願人又は異議申し立て人が、商標委員会の決定に不服がある場合、その決定を受領した日から 90 日以内に知的財産及び国際取引中央裁判所に提訴することができる。

### 登録後の商標取消審判請求について：

登録後、その登録商標が、例えば識別性の要件に欠けている、登録を禁じられている商標である、又は他人の商標と類似しているため、公衆に対して誤解を招く恐れがある、ということを示すことができる場合、利害関係人又は登録官は、商標委員会に対してその登録商標の取り消しを請求することができる。

また、その他に

#### 登録商標不使用の場合：

ある登録商標が、登録された指定商品あるいは指定役務に3年以上使用されていなかった場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、商標委員会に対して、その商標の取り消しを商標委員会に請求することができる。

#### 登録商標が一般商標化した場合：

また、ある登録商標が公衆の目において商標としての意味を失うほどに商業上ある特定の商品分類で一般的に使用されていた場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、知的財産及び国際取引中央裁判所に対して、その登録商標の取り消しを請求することができる。

## **〇．商標出願に関わる費用**

出願料金：商品一つにつき 500 パーツ

公開費用：申請一件につき 200 パーツ

登録費用：一件 300 パーツ

申請に含まれる財貨あるいはサービスの数に対して課される。同一の商標を多くの商品分類に使用する場合当然費用は高くなる。

更新出願料金：商品一つにつき 1000 パーツ

## (2) ライセンス及び技術移転

### (2-1) 特許(小特許、意匠)のライセンスについて

#### A. 特許(小特許、意匠)のライセンスに関する法規定

まず、特許権者は自己の特許についてどのような独占的権利を持っているか？：

タイ特許法では、

特許権者は、

(1) 物に関する特許権の場合、特許製品を製造、使用、販売、販売のための所持、販売のための供給及び輸入する権利。

(2) 方法に関する特許権の場合、特許方法を使用し、また特許方法で製造された物を生産、販売、販売のための供給及び輸入する権利。

を有する。

と定められている。(小特許にも準用される)

同様に、意匠権については、特許法第63条に、意匠権者の権利が規定されている。

意匠特許権者の独占的権利とは：

特許権者は特許権に基づく意匠を使用し、又は販売し、販売のために所持し、販売のための申し出をし、国内に輸入する独占的権利を有する。(但し、教育又は研究の目的のために使用する場合は除く。)

ただし、以下の場合においては、特許権者の独占的権利は認められない。(小特許にも準用される)

(1) 特許権者の通常利用に反しない場合や特許権者の権利上の利益に損害を与えない限り、教育、分析、実験あるいは研究に利する行為。

(2) 製造者あるいは使用者が善意で当該特許出願以前に当該生産に従事し、又は当該装置を取得しており、当該出願登録についての知識もなく、あるいはそれ同等の根拠があり、かつ第19条の2に該当しない場合、特許登録した物を生産し、または特許登録した方法を使用する行為。

(3) 当該医薬品を取り扱う行為を含む職業薬剤師による医師処方箋に基づく医薬調合行為。

(4) 特許権権利期間後に当該特許医薬品を生産、販売又は輸入することを目的として、

当該医薬品の登録申請を行うことに関連した行為。

(5) タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から船舶がタイ国に臨時又は事故により入国する際、当該機材が当該船舶にとって必要である場合、船舶、機械又は船舶周辺機器に関する特許を使用する行為。

(6) タイが加盟している特許保護のために国際同盟あるいは条約の加盟国から航空機、自動車、タイ国に臨時又は事故により入国する際、航空機、自動車の組み立て、操縦又はその他の機材に関して特許発明である機材を使用する行為。

(7) 特許権者が当該製品の製造者又は販売者に同意又は許可を与えた場合、当該特許製品の使用、販売、販売を目的とした所持、販売の申し出、輸入行為。

上記(2)の特許の出願日以前の使用について：

タイ国で、製造に従事し又は装置を取得している善意の製造者又は使用者による、特許出願日前の特許製品の製造又は特許方法の使用については、特許権者の権利の侵害にはあたらないと規定されている。

そこで、

タイ特許法でライセンスはどのように定められているか：

特許法では、特許ライセンス契約の内容に関して、以下の内容が規定されている。(小特許、意匠にも準用される)

特許権者は、自己の特許権による権利を他人が使用することを許諾することができる。

特許権使用の許諾については、特許権者が公平に欠ける条件を定めたり、競争を制限するような制限を設けたり使用料を定めることは出来ない。

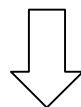
ライセンスの任意登録申請について：

特許実施許諾契約は書面により、商務省の知的財産局に任意で登録することができる。(申請の項目で詳しく後述)

ライセンスの登録申請内容：

ライセンスを与える上での条件や使用料などが明確に記載されることが必要である。

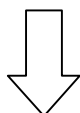
ライセンス契約を結ぶ上で、特許権者は公平に欠ける条件を定めたり、競争を制限するような使用料を定めたりすることは禁じられている。



特許実施権許諾契約の内容について特許法ではどのように規定されているか：

第39条では以下の規定がある。(小特許、意匠にも準用される)

1. 特許権者は、公正な競争を制限したり、影響を与えたりするような条件、制限、使用料(ロイヤルティー)を契約条項として入れてはならない。
2. 特許権者は、特許権消滅後の発明特許の使用に対し、ライセンシーにロイヤルティーを請求してはならない。



具体的にどのような条件、あるいは制限が公正な競争の制限にあたるのか、については特許法に基づく省令で詳しく定められている。

1979年特許法に関わる省令 No.7 (1986年公布)  
1979年特許法に関わる省令 No.9 (1986年公布)  
1999年特許法に関わる省令 No.25 (1999年公布)  
1999年特許法に関わる省令 No.26 (1999年公布)

不当に競争を制限している可能性がある条件あるいは使用料とは：(省令 No.25 第3項より)

(1)ライセンシーが、特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定あるいは許可した販売人から、生産に使用するための材料の全て又は一部を手配するよう制限すること。生産に使用する材料に使用料があるか否かを問わない。

ただし、特許あるいは小特許に基づく効果が生産物に生じるようにするためそのように制限する必要性があるか、又はタイ国内で手配することの出来ない材料であるか、かつ、計算した使用料が他人から手配出来る同等の品質の材料の値段よりも低いことを証明できる場合は除く。

(2)ライセンシーが、特許権者あるいは小特許権者が規定した販売人から生産に使用するための材料の全てあるいは一部を手配するよう制限すること。

ただし、もしそのように制限しないと生産物が特許あるいは小特許に基づく成果がない原因となるか、又はタイ国内のいずれかの場所から手配することの出来ない材料であると証明できる場合は除く。

(3)許可した発明あるいは意匠を使用して生産を行うための個人の雇用に関するライセンシーの条件あるいは権利を制限すること。

ただし、生産物に特許あるいは小特許に基づく成果があるようにするためそのように制限する必要性があると証明できる場合は除く。

- (4)ライセンシーの生産した製品の半分以上を特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許者が規定した者に対して販売するよう制限すること。
- (5)特許権者、小特許権者、又は特許権者あるいは小特許権者が規定した者に対して、ライセンシーが生産した製品のすべてまたは一部の販売における権限を委任するよう制限すること。
- (6)ライセンシーが、製品の生産量、販売量を制限するよう規制すること。(7)ライセンシーが生産した製品を外国に輸出又は販売するよう規制すること。又は、ライセンシーが、生産した製品を外国に輸出又は販売する前に、特許権者あるいは小特許権者から許可を受けなければならないよう規制すること。ただし、ライセンシーが特許又は小特許のライセンス契約をする前に、特許権者又は小特許権者が前述の国の特許権者又は小特許権者であり、かつ他人に対しその国において特許又は小特許に基づく製品を販売する排他的権利を許可していた場合は除く。
- (8)発明又は意匠の研究、実験、開発に関するライセンシーの条件あるいは権利を制限すること。
- (9)許可を受けた発明又は意匠以外の他人の発明又は意匠の使用におけるライセンシーの条件や権利を制限すること。
- (10) 特許権者又は小特許権者が生産した製品の販売価格を決定する権限を持つよう規制すること
- (11)特許又は小特許のライセンス契約の時には容易に立証することができなかつた瑕疵が有った場合における、特許権者又は小特許権者の責任に関する例外あるいは制限を規定すること。
- (12)特許権者又は小特許権者が他のライセンシーに対して行ったライセンス契約で規定した率よりも必要以上に高いかあるいは不公正な率の特許又は小特許のライセンス契約の使用料を規定すること。
- (13)競争に関する法律の妨げとなる条件を規定すること。

不当に競争を制限しているとみなされる条件あるいは使用料とは：（省令 No.25 第 4 項より）

- (1)特許権者又は小特許権者の他の発明又は意匠を使用するようライセンシーに規制し、かつその使用に関する使用料を要求すること。  
ただし、特許あるいは小特許に基づく効果が生産物に生じるようにするためそのように規制する必要があるか、又はタイ国内の他のいずれかの場所で探すことのできない発明あるいは意匠であるか、さらに計算した使用料が前述の発明又は意匠から得られる効果と匹敵すると証明することが出来る場合は除くものとする。
- (2)特許権者の特許が第 54 条あるいは第 64 条に基づかない、あるいは小特許権者の小特許が第 65 条の 9 あるいは第 77 条の 8 に基づかない、といった反論をライセンシーが提起

することを規制すること。

(3)ライセンシーが改良した発明又は意匠を公開するよう規制すること、又はライセンシーに対し、利益に見合った使用料を規定せずに特許権者あるいは小特許権者が前述の発明又は意匠の排他的権利者であることを認めさせること。

(4)特許又は小特許の期限が切れた後に発明あるいは意匠の使用に関する特許権又は小特許権の使用料をライセンシーが支払うよう規制すること。

(5)裁判所が判決したことがある、あるいは委員会又は競争に関する法律に基づいて設置された委員会が決定したことがある、競争を不当に制限する条件、権利の制限あるいは使用料をライセンシーに対し強制すること。

## **B . ライセンス契約の登録申請**

### 登録申請方法：

任意で、知的財産局規定の申請フォームとライセンス契約書を知的財産局に提出する。または、書留で以下のいずれかの役所に郵送することができる。

( 1 ) 商務省知的財産局

( 2 ) 局長が指定する他の地方商務局事務所

特許権者がタイ国内に住所を有しない場合、特許の申請を代行した代理人が委任状をつけて申請書を提出できる。

### ライセンス契約の登録申請に関する審査：

登録官は提出書類と契約書の内容を審査する。この段階で、内容が不適切であったり、書類が不備であったりした場合は、登録官は訂正あるいは追加の書類の提出を求めるか、または当事者あるいは代理人を呼び、幾つかの点の説明を求めることができる。

申請人あるいは代理人は知的財産局からの通知を受けた日から 90 日以内に書類の提出をしなければならない。もし従わない場合は、局長が特別に期日の延長を認める以外は、実施許諾の登録の申請は放棄されたものと見なされる。

申請書類が適切かつ十分であり、契約のどの条項や制限も特許法の趣旨に反しないと判断した場合、局長は実施許諾契約の登録を命ずる。

### 局長が申請書及び添付書類が不適切かつ不十分と判断した場合：

局長は申請を却下する。局長が契約書のいずれかの条項が特許法のライセンス条項および他の規定に抵触すると判断する場合、特許委員会に審査を付託する。

### 特許委員会の決定：

特許委員会でその契約書がライセンスの規定に違反すると認めたとき、局長はこの契約の

両当事者が無効な条項を削除し、局長が契約の有効な部分を許可できる場合を除き、その登録を拒絶しなければならない。

### C . 特許の強制実施権について

特許法には強制実施に関する幾つかの規定がある。強制実施権が行使できる基準は大きく以下の3つに分けられる。

A: 特許の不実施の場合

B: 特許に含まれたクレームの実施が他の特許権を侵害する恐れがある場合で、そのクレームの実施を望む場合

C: 政府が公衆の利益のため特許を利用する場合

A: 特許の不実施の場合：

何人も、特許の付与から3年経過後、または出願の日から4年後のどちらか遅い時期に、特許権者が以下の行為をしていた場合、知的財産局局長に対して強制実施権を申請することができる。

(1) 正当な理由がないのに、国内で特許製品が製造されていない、あるいは製法特許が使用されていない。

(2) 正当な理由がないのに、その特許を使った製品が国内で販売されていない、あるいは販売されているとしても法外に高い値段で販売されているか、あるいは一般公衆の需要量を満たしていない。

強制実施権の申請者は、特許権者からライセンスを得るため、妥当な条件及び実施料を提示して努力したにもかかわらず、妥当な時間内に合意に到らなかったことを示さなければならない。

B: 特許に含まれたクレームの実施が他の特許権を侵害する恐れがある場合で、そのクレームの実施を望む場合：

以下の条件をすべて満たしていれば、その特許権者は他人の特許の強制実施権を申請できる。

(1) ライセンスを求める特許発明と比較したとき、そのライセンスを申し出る者の発明が、技術面において重要でかつ進歩性があり、よりよい経済的利益をもたらしているこ

と、かつ

(2)当該特許権者はライセンス申請者の特許権を適当な条件下で実施できること、かつ、  
(3)ライセンス申請者は当該実施権を他の者に譲渡しないこと、この場合当該譲渡がライセンス申請者の特許権と一緒に譲渡される場合、この限りではない。

この点で、ライセンス申請者は、条件及び適当な使用料を提示し特許権者の特許に基づく権利の使用を申請する努力をしたが適当な期間内に合意に達することができなかった、ということを示さなければならない。

A及びBの強制実施権の申請に対する審査について：

審査にあたり、担当官は申請者、特許権者、実施権者に対し、当該申請を審査する期日を通知し、特許権者及び実施権者に対し当該申請の複写を送付する。

また、担当官は申請者、特許権者若しくは実施権者を出頭させて陳述を求め、追加の文献若しくは物品を送付させる場合がある。

担当官が審査をし、局長が裁定した後、裁定の内容を申請者、特許権者及び実施権者に通知する。

局長の裁定に対し不服がある場合、関係当事者は裁定の通知を受けた日から60日以内に委員会に不服の申し立てをすることができる。

強制実施権を与えることを局長が決定した場合：

局長は使用料、実施条件、特許権者の権利制限及び実施権者について特許権者と実施権者が合意した内容で説明をしなければならない。

局長が提示した期間内に両者が合意しなかった場合、局長は以下の規則に従って適当と見なされる使用料、条件、制限を決めなければならない。

- (1) ライセンスの範囲と期間については必要以上のものであってはならない。
- (2) 特許権者は、他の実施権者に実施許諾する権利を持つものとする。
- (3) 実施権者はビジネス又は信用を譲渡しない限り、ライセンスを他人に譲渡する権利は持たないものとする。
- (4) 実施許諾は国内の公共の需要に見合う目的を一義的に持つものとする。
- (5) 調整された実施料は環境に応じて適当なものでなければならない。

使用料、実施条件、制限を局長によって調整した後、局長は申請者に対しライセンス証明書を発行する。

ライセンス証明書の発行及びその手続きは省令、規則で定められている。

局長の決定に対して不服がある場合：

決定を受け取った日から 60 日以内に委員会に上訴することができる。

C： 政府が公衆の利益のため特許を利用する場合：

政府は以下の場合に限り、強制実施権を行使することができる。

(1)公共の消費サービスを実行するため、あるいは国防に重要なもの、あるいは天然資源、環境の獲得及び保全のため、あるいは食品の欠乏を緩和あるいは避けるために、あるいは他の公共目的のために消費、使用するために、省、政府各局はそれ独自で、あるいは他者を介して特許法に基づきいかなる特許権も実施できる。

(2)首相は内閣の承認を得て、戦争及び緊急事態の間、国防及び安全保障のためにいかなる発明の実施を命ずる事が出来る。

(1)の場合、政府省、局は、特許権者あるいは実施権者に対し使用料を支払い、また特許権者に対し特許権の使用について遅滞なく書面で通知しなければならない。(A及びBの強制実施権の申請の場合には適用しない。)

(2)の場合、政府は、特許権者に相応の使用料を支払い、特許権の使用について遅滞なく特許権者に通知しなければならない。

もし特許権者がその強制実施権の行使について不服がある場合、その者はその命令を受け取った日から 6 日以内に命令あるいは使用料について裁判所に上訴することができる。

**D . 強制実施権により取得したライセンス契約の取り消しについて**

強制実施権によって取得したライセンス証明証の撤回を求める申請書を提出する場合：

申請人は、以下に記述する証拠を示さなければならない。

- (1)そのライセンス書の交付が無効となり、かつ再交付はないこと、かつ
- (2)前述のライセンスの撤回が、ライセンシーの使用権あるいは利益に影響を与えないこと。

提出後の経過：

局長が、特許権あるいは小特許権のライセンスの撤回を決定した場合、担当官は、特許権者、小特許権者、あるいはライセンシーに対し、その旨を遅滞なく通知しなければならない。

## (2-2)商標のライセンスについて

### A．商標ライセンスに関する法規定

タイ商標法では、第5章の第68条から第79条にライセンスについての規定がある。

まず、商標権者は自己の登録商標についてどのような権利があるか：

タイ商標法では、

商標権者は登録された指定商品に関する商標の独占的使用を有する

と定められている。

そこで、

タイ商標法でライセンスはどのように定められているか：

商標法では、ライセンス契約の内容に関して、以下の内容が規定されている。

登録された商標権者は、登録された商標についての物品の全て若しくは一部分を、他人に使用させる契約(以下ライセンス契約と称する)を結ぶことが出来る。

商標のライセンス契約は、書面で、かつ登録官に対して登録されなければならない。

ライセンス契約の申請手続きや使用書類については、さらに以下の省令で細かく規定されている。

1991年商標法に基づく省令第4部(2000年に改定)  
2000年知的財産局告示(商標及びサービスマークのライセンス申請について)

ライセンスの任意登録申請について：

商標実施許諾契約は書面により、商務省の知的財産局に任意で登録することができる。

(申請の項目で詳しく後述)

### B．商標ライセンス契約の登録申請

登録申請方法：

以下の書類を商標登録官に提出する。

(提出すべき書類については2000年知的財産告示第2項に記載されている)

(1)書式 KOR-05 の申請書 1 部

(2)商標の所有者及びライセンス申請人の署名のある、商標のライセンス契約書

(3)ライセンス契約書のコピーで、ライセンス申請人により正しいことが証明されているもの。(契約者双方の署名が必要)

ただし、契約者両者が契約の一部分を公開する意思がない場合、契約者双方は商標のライセンスに関わる部分の書類のコピーのみを提出する。さらに、ライセンス契約に関わる説明書(書式 IP-01)も共に提出する。

(4)商標のライセンス契約書が外国語で作成されている場合は、翻訳者により正確に訳されたことを示す証明書のあるタイ語翻訳書

(5)商標登録証明書あるいは登録更新書

(6)ライセンシーが個人である場合は、その者の身分証明書あるいは政府により発行されたその他の身分証明書あるいは外国人身分証明書あるいはパスポートのコピー(次の項目 7 がある場合は除く)

(7)ライセンシーが法人である場合、申請者がライセンシーであることが法律に基づく権限を有する者により証明された公証人証書で、その証書が交付されてから 6 ヶ月を超えていないもの。

(8)ライセンシーが代理人を設置した場合の委任状で、公証人証書をつけること。ただし、委任行為がタイでなされた場合で、代理人あるいは権利委任者がタイに住所を有しない場合は、パスポートのコピーあるいは在留証明書のコピー、又はその者が代理人設置時あるいは権限委任時にタイにいたことを登録官に示すことのできるその他の証拠も必要である

(9)出願人が代理行為を行う権限を与えられた者である場合、代理人設置書あるいは委任状のコピー、さらに代理人あるいは権限を委任された者の(6)あるいは(7)に基づく書類のコピーが必要である。

#### ライセンス契約の登録申請に関する審査：

担当官は、まず上記の申請書類が正しく提出されたかどうかを確認し、(3)の書類を審査した結果、原本と一致して正しいと判断した場合、原本を確認したことを表す内容をその書類のコピーに押印し、申請人に商標ライセンス契約書の原本を返却しなければならない。さらに、担当官はライセンス契約の内容に必要事項が記載されているかどうかについて検討する。

以下の必要事項はライセンス契約に記載されなければならない：

1. 商標権者とライセンシーである申請人との間において、商標権者が申請人の商品の品質を真に管理することのできるような条件あるいは制限(Quality Control)
2. その商標の使用を許可された対象商品の特定
3. ライセンシーである申請人がその商標の排他的使用権者であるか、又は商標権者が他人にその商標の使用を許可していることを示す内容

また、以下のライセンス契約は登録が拒絶される：

公衆に混乱若しくは誤解を生じさせるおそれがあり、又は公序良俗若しくは国策に反している契約

商標のライセンス契約が、公衆に混乱若しくは誤解を生じさせるおそれがなく、かつ公序良俗若しくは国策に反していない、と判断した場合、条件並びに制限を付し、契約を登録するよう命じなければならない。

登録官が拒絶命令を出す場合：

登録官は商標権者とライセンシーに対し、文書によりその旨を速やかに知らせなければならない。また、登録官が、条件若しくは制限を付して申請を登録することを命じるか、又は拒絶することを命じる場合、前述の者にその理由を付して、その旨を知らせなければならない。

登録官の拒絶命令に不服がある場合：

商標権者あるいはライセンシーは、登録官による拒絶通知を受領してから 90 日以内に、商標委員会に対し審判請求をすることができる。もし、前述の期間内に審判請求をしなかった場合は、登録官の命令を最終とする。

商標委員会の決定を最終決定とする。

ライセンス契約の効力と期間について：

商標法では以下の規定がある。

営業活動でライセンシーがライセンスに基づいて物品に商標を使用することは、商標権者による使用とみなされる。(第 70 条)  
(この結果、使用権を与えられた商標は、使用されたと見なされるため、不使用を理由とする登録取り消しの対象とはならない。)

商標のライセンス契約は、もし商標登録の取り消しがなされた場合、無効となる。(第 76 条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)商標権者は、その商標を自分で使用するか、あるいはライセンシー以外の他人にさらに使用許可を与えることができる。(第 77 条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)ライセンシーは、その商標が登録されている間、登録されている全ての商品について、国内でその商標を使用することが出来、登録期限を更新した場合も同様に使用できる。(第 78 条)

(そのライセンス契約に他の規定がない限り)ライセンシーは、第三者に対して、そのライセンス契約に基づいた使用権を譲渡したり、他人に使用を再許諾することは出来ない。(第 79 条)

また、他者による商標侵害があった場合、商標権者のみが侵害者を訴えることができ、ライセンシーは単独で訴えることは出来ない。(ライセンス契約の内容でライセンサーがその行為を許可していた場合は除くが、通常、商標権者のみにその商標の独占的使用権が与えられているため、そのような行為はできない。)

逆に、ライセンシーが他者の商標権を侵害したと訴えられた場合、ライセンシーに侵害の意図があったかどうか、そのライセンサーとのライセンス契約の内容はどのように規定されていたか、問題となっている商標が商標法に基づく登録商標であるか、などが争点となる。従って、場合によってはその商標のライセンサーも責任を問われることになる。

#### 商標ライセンス契約書の項目を変更する場合：

商標権者並びにライセンシーは、元の書類の変更部分を明記し、共同して申請書を提出し、その際以下の書類を添付しなければならない。

- (1) 変更した商標ライセンス契約で、商標権者並びにライセンシーの署名のあるもの
- (2) 登録証明証

商標権者らが書類を提出した後、登録官は、商標ライセンス登録証の項目変更を許可する命令を出した場合、登録簿並びに証明証にその変更部分を記載し、その証明証並びにライセンス契約書を商標権者に返却しなければならない。

#### 商標ライセンスの取り消しを申請する場合について：

商標権者並びにライセンシーが申請する場合の書類は以下の通りである。

商標登録証、  
その商標のライセンス契約書、  
(契約期限が過ぎたことを理由とする取り消し申請の場合は)その商標のライセンス契約が  
期限を過ぎたことを示す書類

登録官は、審査の結果、商標のライセンス契約の登録解除命令を出す場合、登録簿、商標登録証明証並びに商標のライセンス契約書にその旨を記録し、その商標の登録証明証並びにライセンス契約書を商標権者に返却しなければならない。

また、利害関係人又は登録官が商標委員会に対し、その商標のライセンス契約の登録を取り消すよう、請求することが出来る場合もある。その条件は以下の通りである。

利害関係人又は登録官が、  
(1) ライセンシーによる商標の使用が公衆に混乱若しくは誤解を生じさせ、又は公序良俗や国策に反している、又は、  
(2) その商標権者が、その商標に使用されている物品の品質を、今後実際に管理することが不可能である、  
ということが示すことができる場合。

の場合の申請経過：

- (1) 利害関係人が申出人であった場合、その利害関係人は、その商標のライセンス契約の登録解除を求める理由を示して、登録官に対して申請書を提出しなければならない。登録官は、その申請書を受理した後、その申請書を委員会に対して提案しなければならない。
- (2) 登録官が申し出人であった場合、登録官は、その商標のライセンス契約の登録解除を申請する理由を示して、委員会に対して申請書を提出しなければならない。

最終的な登録官の命令あるいは委員会の決定、又は の場合に基づく委員会の命令、又は裁判所の判決があった場合：

登録官は、その商標権者を召喚してその商標の登録証明証並びにライセンス契約書を提出させ、その解除を登録証明証並びにライセンス契約書に記載し、その商標権者にそれらの書類を返却しなければならない。

その他の注意点：

1991年商標法が効力を有する前に行われた商標ライセンス契約について登録が必要か：

登録の必要はないが、その契約が1992年2月13日以降に効力を有する場合は除く。  
(商標法に基づく省令2000年第4部より)

商標ライセンス契約が1年ごとに効力を有する場合、各年ごとに登録を行わなければならないか：

各年ごとに登録が必要である。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

商標ライセンス契約の実施料を決める基準はあるか：

各種産業分野で実施料のレートを設定するような機関はない。また、実施料の限度額を設けた規定もない。従って、実施料の内容は両当事者間の決定に委ねられる。

実施料を送金する場合：

タイ国内から外国に実施料を送金する場合、タイ中央銀行は実施料の上限を規定していないが、国外送金をするときの形式として地場銀行を通じてタイ中央銀行の承認を得ることが義務づけられており、送金額の15%が税法上ライセンス料、例えば、場合に応じて著作権料、商標料として源泉徴収される。

登録商標を使った製品の代理販売契約は登録が必要か：

代理販売契約が商標ライセンス契約の要素を含む場合は、商標ライセンス契約と見なされ、法に従って登録をする必要が出てくる。なぜなら、商標法は、商標権者がライセンシーの製品の品質をコントロールすることを可能にし、それにより消費者を保護しようとするからである。商標法により登録が義務づけられるのは、代理販売契約に従い販売者が製品を輸入しさらにそれを製造する場合である。

サブライセンス契約の場合、商標のライセンス契約あるいはサブライセンス契約は登録が必要か：

ライセンス契約のなかで、ライセンシーがさらに外部の者に権利を譲渡するかあるいは他人に商標の一時使用を許可することができる、と規定していた場合、権利の譲渡あるいは一時的な使用許可は文書で登録官に対して登録されなければならない。(商標法に基づく省令2000年第4部より)

### (3) 他者の出願、権利の監視、対抗

#### (3-1) 他者の出願及び権利に関する情報へのアクセス

##### 特許、意匠の情報入手について：

タイ商務省知的財産局では、公開後の特許、意匠出願を「公開公報」冊子並びに知的財産局のホームページにある特許検索データベース(patent Search)により公開している。

##### 「特許及び意匠公開公報」冊子について：

一ヶ月に4, 5回発行され、知的財産局の閲覧室に保管されている。一般の人も購入が可能である。また、特許と意匠は一冊の冊子にまとめられている。

掲載内容は、発明の名称、出願番号、出願名、公開日、公開番号、出願人、発明の属する分野、国際特許分類、優先権主張についての情報、クレーム、図面などである。

##### 特許検索データベース：

日本政府の援助により開発された IPIC(Industrial Property Information Center)による特許検索システムで、2000年6月末に業務が開始された。

このシステムでは、タイ語と英語のページがあり、タイでの特許出願番号、特許出願日、公開番号、公開日、出願人名、代理人名などを英語又はタイ語で入力することにより、タイで出願された特許出願に関する特許公報を入手することができる。(意匠についても同様に検索できる)

##### 小特許の情報入手について：

小特許は登録と同時に公開されるが、「小特許登録及び公開公報」は一ヶ月に1, 2回の割合で不定期に発行され、知的財産局の閲覧室に保管されている。一般の人も購入が可能である。尚、特許や意匠のようなホームページの検索データベースはない。

##### 商標の情報入手について：

知的財産局では、公開後の商標出願について「公開公報」冊子で公開し、またホームページに商標検索システムがないかわりに、知的財産局で一般の人に対する有料商標検索を提供している。

##### 「商標公開公報」冊子について：

週に約1, 2回発行され、一部あたりの商標出願数は200件で、知的財産局の閲覧室に保管されている。

掲載内容は、商標のサンプル、出願番号、出願日、公開番号、公開日、出願人名、代理人名、指定商品分類及び指定商品、優先権主張についての情報、商標に関する制限

事項などである。

タイの商標検索データベース(知的財産局にて)：  
タイで出願された商標について、有料で検索を行うことができる。

**出願書類の包袋閲覧について：**

特許、小特許、意匠の場合：

出願の公開後に、何人も有料で包袋閲覧が可能であり、また書類の一部をコピーすることができる。

商標の場合：

出願後に、何人も有料で包袋閲覧が可能であり、また書類の一部をコピーすることができる。

**(3-2)他者の出願の登録を防ぐための手段**

特許、意匠、小特許の場合：

他人の出願の登録を防ぐための手段としては、具体的には異議申し立てが考えられる。

出願公開後、

その出願が特許法の規定（特許の要件、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件）に基づかない発明である、

と主張する第三者は、出願公開日から 90 日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

異議申し立てを担当官が受理した後：

登録官は、その第三者からの異議申立書のコピーを出願人に送付する。

出願人による異議答弁書(意見書)の提出：

出願人は、第三者からの異議申立書のコピーを担当官から受領した日から 90 日以内に、その異議申し立てに対して、証拠と共に意見書を提出しなければならない。その後、担当官による命令が出される。

担当官の命令に不服がある場合：

出願人又は異議申し立て人が、担当官の命令に不服がある場合、その命令を受領した日から 90 日以内に特許委員会に審判請求することができる。

特許委員会の決定に不服がある場合：

出願人又は異議申し立て人が、特許委員会の決定に不服がある場合、その決定を受領した日から 90 日以内に知的財産及び国際取引中央裁判所に提訴することができる。

**商標の場合：**

他人の出願の登録を防ぐための手段としては、具体的には異議申し立てが考えられる。

出願公開後、

その出願よりも自分のほうに権利があるか、あるいはその出願に識別性がない場合、登録を禁じられている商標である場合、
--

第三者の登録商標と同一又は類似していると主張する第三者は、出願公開日から 90 日以内に担当官に対して異議申し立てを行うことができる。

異議申し立てを登録官が受理した後：

登録官は、その第三者からの異議申立書のコピーを出願人に送付する。

出願人による異議答弁書(意見書)の提出：

出願人は、第三者からの異議申立書のコピーを登録官から受領した日から 90 日以内に、その異議申し立てに対して、証拠と共に意見書を提出しなければならない。その後、登録官による命令が出される。

登録官の命令に不服がある場合：

出願人又は異議申し立て人が、登録官の命令に不服がある場合、その命令を受領した日から 90 日以内に商標委員会に審判請求することができる。

商標委員会の決定に不服がある場合：

出願人又は異議申し立て人が、商標委員会の決定に不服がある場合、その決定を受領した日から 90 日以内に知的財産及び国際取引中央裁判所に提訴することができる。

**(3-3)他者の権利を無効にするための手段**

**特許、小特許、意匠の場合：**

すでに登録されている他者の権利を無効にするための手段としては、特許権の取り消し請求が考えられる。

その特許が、

特許の要件、特許の保護を受けられない発明、特許出願の権利者、職務発明、特許出願人の要件について

瑕疵がある、と主張する場合に、その者は無効審判を裁判所(知的財産及び国際取引中央裁判所)に提訴することができる。(特許法第54条)

#### 商標の場合：

商標の場合も、登録後の商標権の取り消し請求が考えられる。

登録後、その登録商標が、例えば識別性の要件に欠けている、登録を禁じられている商標である、又は他人の商標と類似しているため、公衆に対して誤解を招く恐れがある、ということを示すことができる場合、

利害関係人又は登録官は、商標委員会に対してその登録商標の取り消しを請求することができる。

また、その他に次の場合もある。

#### 登録商標不使用の場合：

ある登録商標が、登録された指定商品あるいは指定役務に3年以上使用されていなかった場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、商標委員会に対して、その商標の取り消しを商標委員会に請求することができる。

#### 登録商標が一般商標化した場合：

また、ある登録商標が公衆の目において商標としての意味を失うほどに商業上ある特定の商品分類で一般的に使用されていた場合、利害関係人または知的財産局の登録官は、知的財産及び国際取引中央裁判所に対して、その登録商標の取り消しを請求することができる。

#### (4) 模倣に関する情報、証拠の収集について

##### (4-1) 市場に流通している模倣品を発見したら？

道端で小行商人によって偽造品が販売されている場合：

その様な行商人に対し、正規の権利者が商標登録証、または特許登録証を提示し、警察官を現場に同行させ、その場で偽物の押収と販売人の検挙をさせることができる。しかし、あくまで製造元である工場を突き止め、製造者と卸売業者の摘発をすることが、模倣品の流通をいち早く食い止める意味で重要である。

製造者と卸売り業者の摘発をするにはどうしたらよいか：

刑事訴訟の場合、問題を警察に委任するなり、権利所有者によって刑事告発がされるなりの行動が取られる前に、偽造行為に関する情報が突き止められなければならない。

##### (4-2) 証拠収集のノウハウ

模倣品についての情報を入手するための他機関の利用：

証拠を収集する任務が権利所有者自身やその人員によって行われることは通常非常に難しい。従って、

現地商標又は特許代理人事務所、  
バンコクの日本貿易振興会(JETRO)、  
調査会社、  
特定種類の製品の侵害事例に通じている経済犯罪捜査課 (Economic Crime Investigation Division)  
知的財産局の知的財産侵害保護センター (Coordinating Center for Suppression of Intellectual Property Rights Violation)

などの利用が望ましい。

上述の知的財産局の知的財産侵害保護センターでは、知的財産関連の侵害を受けた者に対して随時相談を受け付けており、また上述の経済犯罪捜査課との連携が取られている。(連絡先については「添付資料 A」の欄を参照のこと)

このような機関を利用して十分な証拠を集め、証拠が集まった時点で初めて法的な対抗手段に講じることができるが、その手続きについては次の章で詳しく述べる。

### 3. 模倣に対する救済

#### (1) 模倣品事件の種類

模倣品の事件にはどのような例があり、産業財産権法ではどのように保護されるのだろうか：

市場で見かける模倣品の例としては次のような例がある。

自社で登録済みの物に関する特許 A を無断で使用している 製品 B が市場で販売されていた場合：  
物に関する特許権侵害となる

自社登録 商標 A と同一又はきわめて類似した 商標 B をつけた商品が市場で販売されていた場合：  
商標権侵害となる

自社で登録済みの方法 特許 A を無断で使用している 製品 B が市場で販売されていた場合：  
製法に関する特許権侵害となる

自社の 著作物 A である CD の コピー商品 B が市場で販売されていた場合：

著作権侵害となる

自社で意匠登録済みの 商品 A のデザイン(外観)を模倣した 商品 B が市場で販売されていた場合：

意匠権侵害となる

以上のように産業財産権法で保護される場合以外に、その保護の対象から外れるケースは、どのような法律下で保護されることができるのだろうか。

登録されていないが権利出願中の知的財産権を無断で使用した製品 B が販売されていた場合：

知的財産権関連法が適用される。

それに関する知的財産権が登録も出願もされていない自社製品 A が他社製品 B として模倣されていた場合：

知的財産権関連法ではカバーできないが民法・商法上の侵害となる

## (2) 模倣品の被害を食い止めるためには？

知的財産権関連法律では、権利者が模倣品などの被害に遭った場合、以下の救済措置が設けられている。

特許法の場合：

(第77条の2において) 特許権者、小特許権者、意匠権者らの権利侵害が生じる可能性が高いという証拠があった場合、特許権者又は小特許権者は、当該者に対して行為を中止するよう裁判所に請求することができる。

商標法の場合：

(第116条において) タイで登録された商標、サービスマーク、証明標章若しくは集合標章を模倣、偽造したり、あるいは模倣又は偽造した商標を付した商品を輸入、販売、販売のために所持したりしているか、あるいはそのような行為をしようとしている者がいる、という明確な証拠がある場合、その商標、サービスマーク、証明標章若しくは集合標章の権利者は、前述の者の行為を阻止若しくは差し止める命令をするよう、裁判所に請求することができる。

著作権法の場合：

（第65条において）著作権又は実演家の権利の侵害が行われたか、侵害が行われようとしている**明確な証拠**があるとき、著作権者又は実演家の権利を有する者は、裁判所に対して侵害行為を差し止めるよう請求することができる。



民事事件あるいは刑事事件を起こす前段階として、**侵害品に関する明確な証拠**をつかむことは大変重要である。

**模倣品に対する証拠収集の必要性：**

民事あるいは刑事事件を起こす前段階として、模倣品かどうか疑わしい商品に対して情報収集を行い、違反事実の明確な証拠を準備しない限り、公判に望むにあたって違反者に対して断固とした姿勢をとることは難しい。

自社の模倣品が市場に出回っているという情報を入手した場合



模倣品の販売地域を把握する

どのような地域のどのような店で販売されているか、その店の規模はどのくらいか、店内の様子、販売されている商品の量、その模倣品が表立って販売されているか、商品の陳列状況はどうか、社員は模倣品とわかっていながら販売しているのか等を調査する。



模倣品の特徴についての調査

そして、模倣品の特徴について調査する。例えば、その模倣品のパッケージにはどのような記載があるか、また模倣品には製造国名、製造番号や製造元名の記載があるか、もしくは自社の名前が入っているか、模倣品の質はどうか、例えば見た目から自社の製品と異なった劣悪な模倣品であるとわかるか、あるいは自社製品に極めてよく類似した模倣品なのか、並行輸入商品であるか、など。



その結果、自社製品のどんな法的権利が侵害されているのかを把握する

例えば、

商品に自社の商標ロゴがそのまま模倣されていた場合、あるいは自社商標ときわめて類似した商標が使用されていた場合は、商標権の侵害。

製品の外観(デザイン)が模倣されていた場合は、意匠権の侵害。

許可なく自社製品の特許を使用して、別の商品として販売していた場合は、特許権の侵害、の可能性もある。



侵害者に対する警告(例：警告書の送付)

侵害の事実を十分把握し、証拠を収集した上で、裁判を起すこともできるが、事前に侵害者に対し警告書を送ることも一つの方法である。場合によっては、裁判になる前に、侵害者とその侵害行為を止めることもありえるからである。

警告書を送る際には、事前に法律事務所あるいは警察に話を進めて対策を講じておき、協力してアクションを起こすことが安全面の上でも必要である。

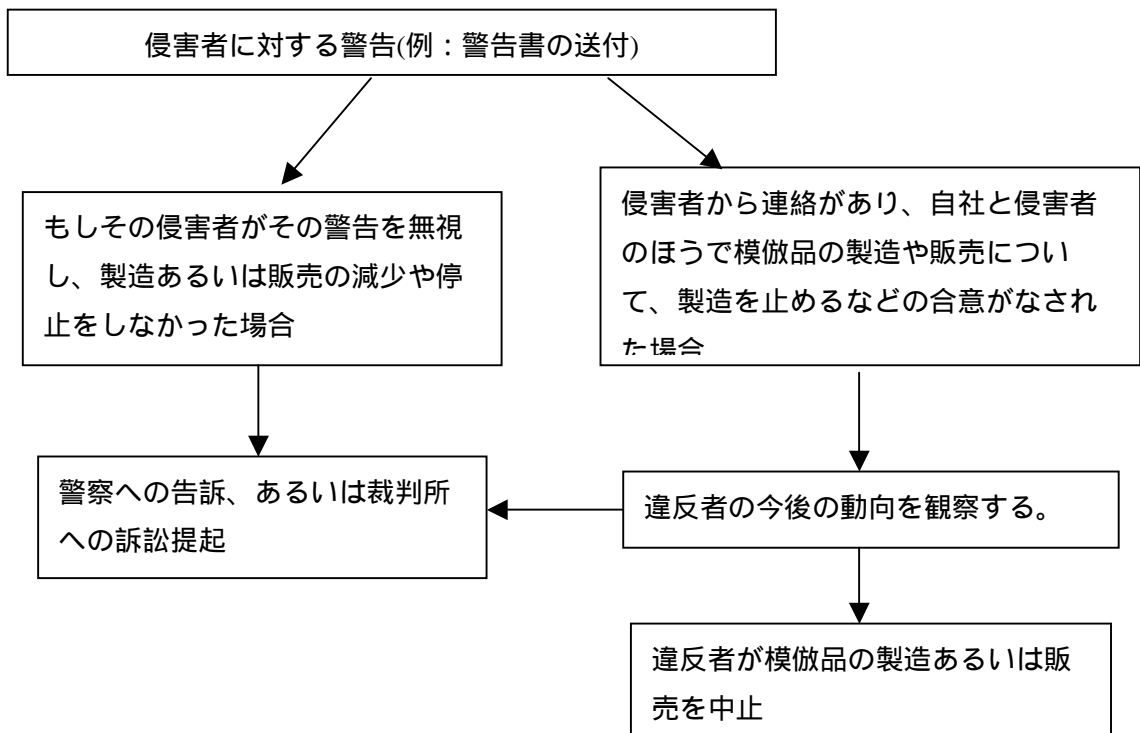
警告書の法的位置付け：

この警告書の送付は、商標法やその他の法律で義務付けられてはいないが、裁判では、侵害者の侵害事実の立証が大変重要であるため、権利者が警告書(Notice)を侵害者に通知し侵害事実を訴えたが、侵害者が容認しなかったということを証明する証拠として警告書は非常に有力である。

警告書に記載する内容例：

自社がその製品の権利者であること(タイでの登録番号、出願中の場合は出願番号なども明記する)、  
侵害者の模倣品により自己の製品に損害が生じていること、  
その模倣品の製造あるいは販売などを止めるよう警告すること、  
もしその模倣品の製造あるいは販売などをやめない場合、侵害者に対し告訴する意向があること、回答期限を設けること

などを記載する。



### (3) 知的財産及び国際取引中央裁判所の役割

タイでは、模倣品侵害に関わる訴訟は以下の知的財産及び国際取引中央裁判所で手続きが進められる。知的財産及び国際取引中央裁判所の概略は以下の通りである。

#### (3-1) 知的財産及び国際取引中央裁判所の概要

「the Central Intellectual Property and International Trade Court(CIPITC)」について:

設立根拠法: 知的財産及び国際取引裁判所設置法 1996年

設置区域:

知的財産及び国際取引中央裁判所は、1997年12月1日にバンコクに設置された。将来、知的財産権及び国際取引裁判所 (IP & IT 裁判所) が地方に設置されるまでの間は、上記の知的財産及び国際取引中央裁判所の管轄地区外で生じた知的財産及び国際取引関連事件についても、知的財産及び国際取引中央裁判所に対して訴訟提起される。

知的財産及び国際取引中央裁判所のホームページについて:

<http://www.cipitc.or.th>

CIPITC では独自にホームページ(タイ語及び英語)を開設しており、関連法令、最近の注目すべき CIPITC での判決要旨や最高裁の判決要旨、組織図、裁判の件数に関する統計、記事などが載っている。

#### **(3-2) 知的財産及び国際取引中央裁判所が管轄する案件:**

(1996年知的財産及び国際取引中央裁判所設置法第7条による。以下、裁判所設置法と記す)

- (1) 商標、著作権及び特許に関する刑事事件
- (2) 刑法第 271 条 ~ 第 275 条に基づく違反に関する刑事事件
- (3) 商標、著作権及び特許に関する民事事件、及び技術伝達契約あるいはライセンス契約の争いから生じた事件
- (4) 刑法第 271 条 ~ 第 275 条に基づく違反に関連する民事事件
- (5) 商品あるいは金融における国際間の販売及び交易、国際間のサービス、国際間の輸送、保険、あるいはその他の法律関連行為に関する民事事件
- (6) (5)に関する業務における信用取引に関わる民事事件。資金の国内外への送金、信用受取、前述の業務に関する保証。
- (7) 船舶の差し押さえに関する民事事件
- (8) 外国からの商品あるいはサービスのダンピング又は買収に関する民事事件

- (9) 集積回路の配置、商品名、地理学上の名称、商業上の秘密及び植物品種の保護をめぐり争いに関する民事事件あるいは刑事事件
  - (10) 知的財産及び国際取引中央裁判所の権限下に定められている民事事件あるいは刑事事件
  - (11) (3)～(10)に基づく論争を解決するための仲裁に関する民事事件。
- (以下省略)

### (3-3) 知的財産及び国際取引中央裁判所の審理手続きについて：

(参考： 知的財産及び国際取引裁判所設置法 1996年、 知的財産および国際取引事件に関する規程 1997年)

裁判では、最低 2 名の裁判官と 1 名の準裁判官が審理を担当する。

#### 知的財産及び国際取引中央裁判所の裁判官について：

裁判官は、司法公務員法に基づく司法公務員から任命され、知的財産問題についての知識及び理解を持っていなければならない。

また、準裁判官(任期は 5 年)は、省令で規定する原則及び手続きに基づく司法委員会によって選出され、以下の条件を満たさなければならない。( の第 15 条による )

- (1) タイ国籍を有すること。
- (2) 満 30 歳以上であること。
- (3) 省令で定められている原則及び方法に基づき、知的財産及び国際取引中央裁判所の目的に関する講習を終了し、かつ裁判官経験者であること。
- (4) 知的財産及び国際取引に関する専門知識を有していること。

また、(5)から(9)の条件を有する者は除かれる。

- (5) 品行に問題があるか、あるいは良識に欠けている者。
- (6) 多額の負債がある者。
- (7) 懲役の判決を受け、刑に服したことがある者。ただし、不注意による過失や軽犯を除く。
- (8) 禁治産者あるいは準禁治産者、又は精神錯乱者。又は準裁判官として適さない身体の者。又は省令で明記されている疾病の者。
- (9) 政治家、政党委員会、あるいは政党の係員、国会議員、バンコク議会の行政執行者又は議員、地方議会の行政執行者又は地方議会の議員、検察官、警察官、弁護士。

#### 公判前証拠収集( 第 28 条、 第 20 項)

知的財産及び国際取引事件が生じた時に、自らが後日引用しようとする証拠の消失を懸念したり証拠保持が難しいと懸念する者、あるいは自らが引用しようとする証拠が裁判で提出する前に消失することを懸念したり後日の裁判所に対する証拠提出が難しいと懸念する原告・被告のいずれか一方は、知的財産及び国際取引中央裁判所に対し、裁判所がそれらの証拠を保全するよう請願することが出来る。

裁判所は前述の請願書を受理した時、請願人、もう一方の訴訟相手側、あるいは当事者を召還し、前述の者らの答弁を聴取した後、適切な命令を出さなければならない。もし裁判所が請願を許可した場合、法律の規定に基づき証拠を調査しなければならない。一方、関連するその他の報告書及び書類については、裁判所が保管する。また、民事手続法第 261 条から第 263 条まで、及び第 267 条、第 269 条が準用される。

#### 緊急の場合で上記の申し出を提出した場合( 第 21 項) :

緊急の場合で上記の請願書を提出するとき、請願人は、知的財産及び国際取引中央裁判所がその請願書に基づき遅滞なく命令あるいは警告を出すことを求める陳情書を共に提出する。さらに、必要な場合は、裁判所に対して、証拠として後日提出される書類あるいは物品を裁判所が適当と判断した条件に基づいて差し押さえるよう請求することが出来る。

#### 有識者あるいは専門家からの意見聴取( 第 31 条、 第 32 条)

審理において、裁判所は有識者あるいは専門家を召喚することが出来るが、被告・原告の両方にその召喚を知らせなければならない。さらに両者が、前述の有識者あるいは専門家の意見に対して賛成・反対意見を述べる為に、有識者あるいは専門家が当事者に代わって意見を述べさせることを裁判所に対して求める権利を有する。

また、前述の有識者あるいは専門家は、司法省の規定に基づいて、治療費、交通費、宿泊費を得る権利を有する。

#### 事件の非却下( 第 34 条)

民事裁判において、知的財産及び国際取引中央裁判所が事件の当事者のどれかに審理日程を定め、その当事者が指定された日付に従って裁判所に出廷しなかった場合、次の公判日

を確認することは当事者の義務であるが、もし確かめなかった場合上述の当事者が次の公判日を承認していると見なされる。

#### 期限の融通性( の第37条)

本法の規定あるいは知的財産及び国際取引中央裁判所の規定に基づく期間について、知的財産及び国際取引中央裁判所が適当と判断した場合や訴訟人が請願した場合、裁判所は必要性及び公平性を考慮し、その期間を延長又は短縮することができる。

#### 外国語による書類の受理( の第23項)

裁判所に提出された全ての書類が英語で書かれており、全ての当事者がその様な書類の全て又は一部がタイ語に翻訳されなくてもよいと合意した場合、裁判所はその様な書類が裁判の主要な論争についての証拠でないと判断した時、裁判所はその様な書類を翻訳せずに裁判における証拠として当事者が提出することを許可する事が出来る。

民事訴訟法下では、裁判所に提出される証拠もしくは書類はタイ語に翻訳されなければならないと規定されているが、知的財産及び国際取引中央裁判所は条件付で外国語の書類を受け付けることができる。

#### 秘密裁判( の第24項)

適切な裁判のため又は知的財産権の保護の為又は当事者のビジネスに起こり得る損害の防止の為に、当事者が依頼した場合、又は裁判所が裁判の事実もしくは状況の全体もしくは部分を公開することが適当でないと見なした場合、裁判所は次の指示をすることがある。

(1) 公衆が公判の全体もしくは一部分に出席すること、又は公判をカメラで撮影することを禁ずる、又は

(2) 裁判の事実や状況の公開を禁ずる

しかしながら、裁判所の命令もしくは判決の言渡しは公開しなければならない。

#### 証人尋問にかわる証人の陳述書の提出( の第29項)

当事者の片方もしくは両方の依頼により裁判所が適切と見なした場合、裁判所は当事者に対し、証人尋問に代わって、証言の事実や内容を確定するための証人による陳述書を提出

することを許可することがある。陳述書の提出を希望する当事者は、証言の公判日前に、その陳述書を提出理由と共に裁判所に提出しなければならない。

その後、裁判所は当事者が裁判所に提出した陳述書のコピーをもう一方の側に送付する期間を定める。一度陳述書が裁判所に提出された後、その陳述書の撤回はできず、陳述書は裁判において証拠として見なされる。

公判において：( 第 2 9 項 )

陳述者は裁判所に出廷し、当事者によって反対尋問もしくは再尋問される。もしその陳述者が出廷しなかった場合、裁判所はその陳述書とその裁判の証拠として受理することを拒否するが、もし裁判所が適切と見なした場合に限り、裁判所はその陳述書を、その他の証拠を確定する証拠として受理する場合がある。

当事者両人が、証言者が出廷する必要がないと合意した場合、又は一方の当事者がその者を反対尋問する権利を放棄した場合、裁判所は当該陳述書を裁判における証拠として受理する。

上述の陳述書には下記の詳細が含まなければならない。( 第 3 0 項 )

- ( 1 ) 裁判所の名称と訴訟番号
- ( 2 ) その証言がなされた日、月、年そして場所
- ( 3 ) 当事者の名字と名前
- ( 4 ) 証言者の名前、名字、年齢、住所、職業及び当事者との関係
- ( 5 ) 事実と / 又は証言者の供述
- ( 6 ) 証言者の署名

なお、上記 ( 1 ) から ( 3 ) までの項目の記述を修正する場合、もしくは重要でない間違いを修正する場合は除き、裁判所に提出された陳述書の修正は禁じられている。

証人尋問に代わる外国居住者の陳述書の受理( 第 3 1 項 ) :

一方もしくは両方の当事者からの申請があり裁判所が正義において適切と見なした場合、裁判所は、裁判所で全体もしくは部分的に証言させる代わりに、外国居住者が事実や意見

に関する陳述書を提出することを許可することがある。その陳述書は、前述の陳述書の詳細に従うか、あるいはその陳述書の作成される外国の法律に従わなければならない。

ビデオ会議による証人尋問( 第 3 2 項 ) :

一方もしくは両方の当事者からの申請があり裁判所が正当と見なした場合、裁判所はビデオ会議の方法で裁判所外の証人の公判を行うことを許可することがある。その場合、証人を傍証する当事者はその費用を負担し、当該費用は、もう一方の当事者も費用を負担しなければならないとする民事訴訟手続き法の 1 6 1 条に基づく費用と見なされない。また、上記の場所で行われた公判は裁判所で行われた審理と見なされる。

控訴について :

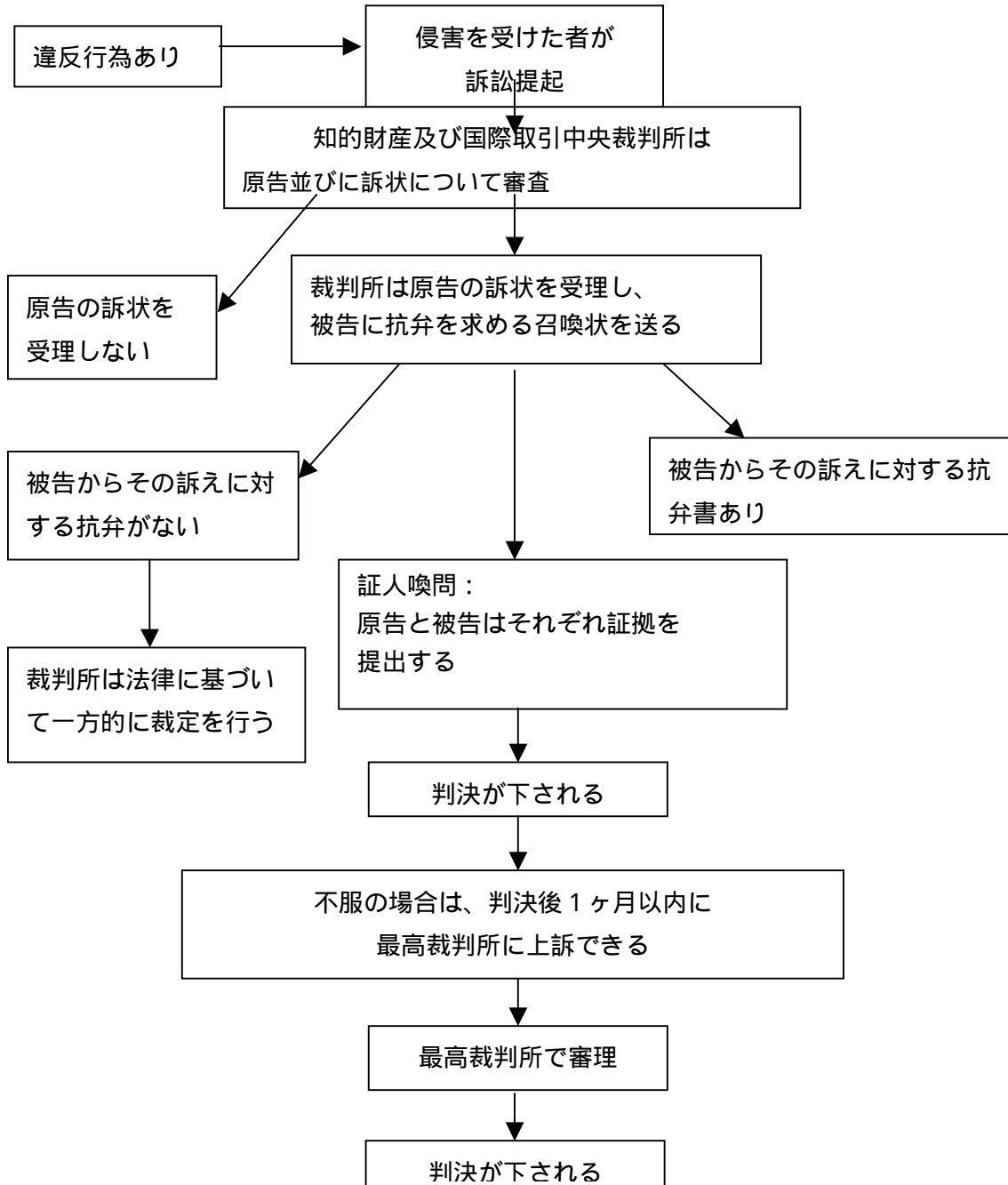
知的財産及び国際取引中央裁判所の判決に不服の者は、判決日から 1 カ月以内に最高裁に控訴することができる。

#### (4) 模倣品侵害事件に関わる民事訴訟と刑事訴訟について

タイでは、模倣品侵害事件に関する民事・刑事手続きは上記の知的財産及び国際取引中央裁判所に提起される。

##### (4-1) 知的財産関連の民事事件について：

民事訴訟の手続きフローチャート：



知的財産権に関する民事訴訟の手続きの流れについて：  
知的財産権に関する民事訴訟手続きは次の通りである。

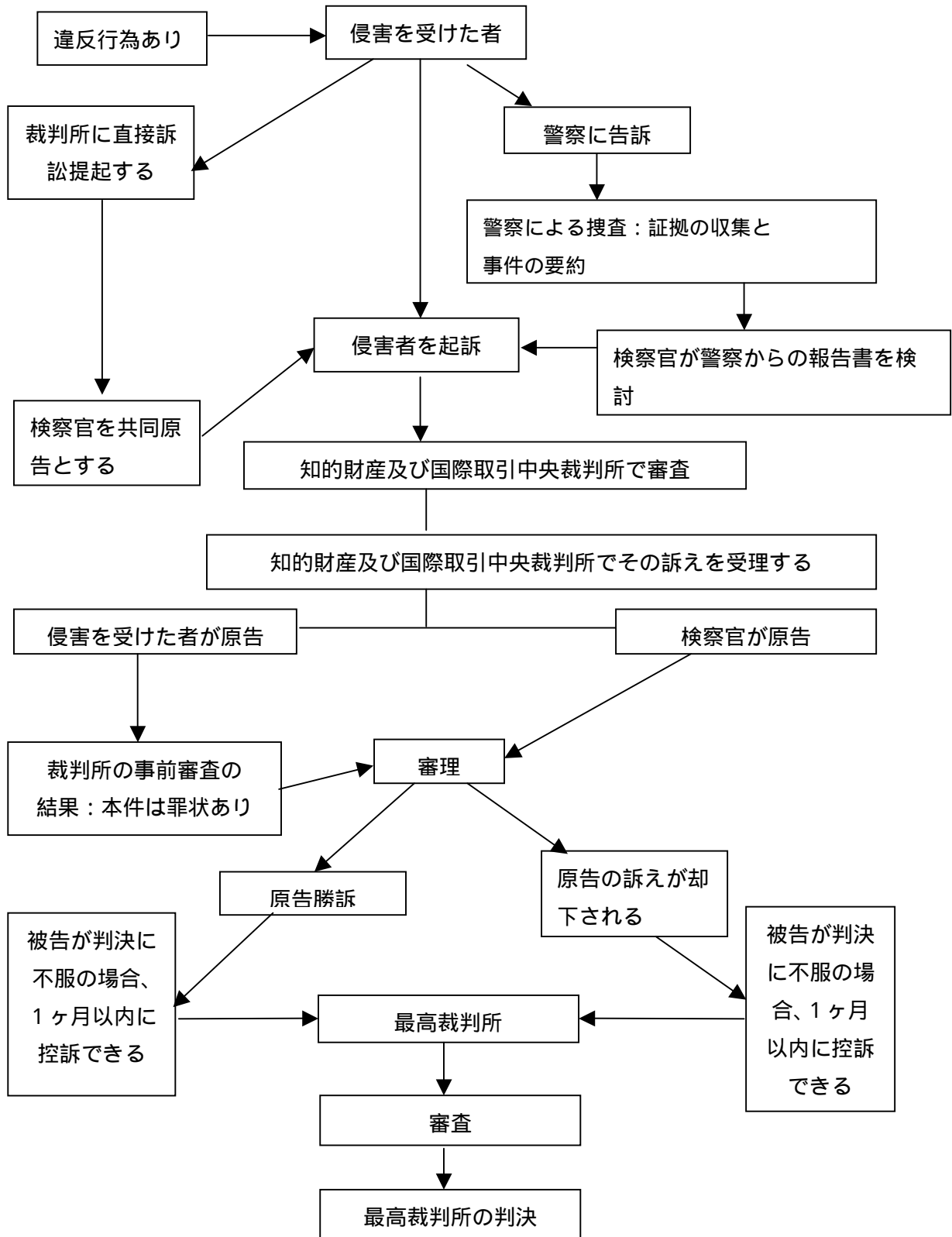
- 1) 損害を受けた当事者、原告が「訴状」を提出した後、裁判所は出頭命令を発行し訴状のコピーを被告に送付する。
- 2) その後、被告は原告の陳述に対し「答弁書」を提出しなければならない。
- 3) 裁判所は、証拠の提出によって裁判所にて証明されるべき論争と、証拠を必要としない論争を特定するために、論争点の確認を行う日を設定する。原告と被告は裁判所に出廷して後日証拠を提出する。
- 4) 裁判所は、論争点の確認日に両者それぞれの主張する論争点、反論、証拠、事実や、当事者双方の論争点の同意点や相違点について尋ねる。当事者は各自口頭で各質問に答えなければならない。もし一方の当事者がその質問に答えなかった場合、あるいは相当な理由もなく事実を拒否した場合には、その事実を認めたものとみなす。  
当事者双方はそれぞれ、裁判所が提示した論争点が正しくないとその場で供述するか、又は論争点の確認日から7日以内にその旨を記載した申請書を提出する権利を有する。裁判所は公判日前にその申請に対する決定をしなければならない。
- 5) その後、裁判所は論争点について公判日を設定する。
- 6) 審理日が選定された後、当事者は裁判所に持ち込む証拠及び証人の一覧表を準備し、その一覧表は最初の公判日の最低7日前までに裁判所に提出されなければならない。公判又は審理は、論争点の確認の段階で定められた論争点と挙証責任に従って進められる。
- 7) 追加の証拠一覧表を提出することはできるが、その提出は最初の公判日から15日以内でなければならない。

8) 原告が証拠及び証人の提出を終了した後、被告側の証拠証人を提出する。証人の証言又は証拠の提出中、もう一方の当事者は他方の当事者の証人に反問したり又は提出された証拠に対して尋問する事が出来る。

9) 当事者が証拠や証人の提出を終了した時、裁判所は裁決を準備する為に公判を終結して判決を下す日付を設定する。

10) 原告又は被告が判決に不服の場合は、判決日から一ヶ月以内に最高裁判所に控訴することができる。(通常の民事訴訟の場合は、控訴裁判所に控訴する。)

(4-2) 知的財産関連の刑事事件について：  
刑事訴訟の手続きフローチャート：



### 知的財産権に関する刑事訴訟の手続きについて:

1) 損害を受けた側が刑事訴訟を起こす場合、警察に告訴するか又は 裁判所に直接訴訟提起することができる。

例えば、商標の所有者が警察に告訴を提出する場合、その侵害が行われた地域の管轄権を持つ警察署又は経済犯罪捜査課 (Economic Crime Investigation Division) の侵害取り締まり課に連絡をする。

2) 上記1)の により、損害を受けた者が警察に告訴し、警察がその告訴内容について捜査を行い、侵害が犯されたと信ずる正当な理由を持つ場合、警察はその報告された推定侵害の場所で捜査令状のもとで敷地を捜査する事が出来る。また、警察は偽造品、機械類、又は偽造品を製造する設備を押収する権限を持つ。

3) 警察やもしくは検事が侵害者の有罪を立証する十分な証拠を見つけられなかった場合、更に長い時間が要求される。侵害者は現金、銀行通帳、土地財産権利証書を預けることによって保釈を申請する権利を持つ。保釈金は警察によって没収された偽造品の価値によって異なる。普通、警察は保釈金を没収された偽造品の価値の二倍と設定する。

4) 上記1)の により知的財産所有者が直接裁判所に告訴を提出した場合、裁判所は告訴のコピーと、裁判所による召還書を送付する。(その召還書は、告訴提出から約5週間後の、指定された予備公判日に被告が召還することを命じたものである)

### 予備公判について:

知的財産権所有者が主張するように侵害がなされたと言うことを証明する十分な証拠があるかどうかを裁判所が決定する。

予備公判において、知的財産権所有者(原告)は証言をする証人や証拠を提出する権利を持つ。

5) 予備公判の後、裁判所が原告の申し立てるとおり侵害が犯されたということを立証する十分な証拠があると判断した場合、裁判所はその裁判を受理する。

結果として、侵害者はその刑事訴訟において被告となる。その後、侵害者は現金、銀行通帳、土地権利証書を預けることによって保釈申請をする権利がある。保釈金の額は裁判所によって定められる。

6) 検事が告訴を提出した場合、又は知的財産権所有者が裁判所に直接告訴を提出して裁判所が告訴を受理した場合、裁判所は公判日を指定する。

7) 最初の公判日に、被告が自白を申し立てた場合、裁判所は通常他人の知的財産を模倣又は偽造した罪でおよそ 2,000 バーツから 100,000 バーツの罰金を科される。禁固判決は通常一年から二年の間執行猶予される。

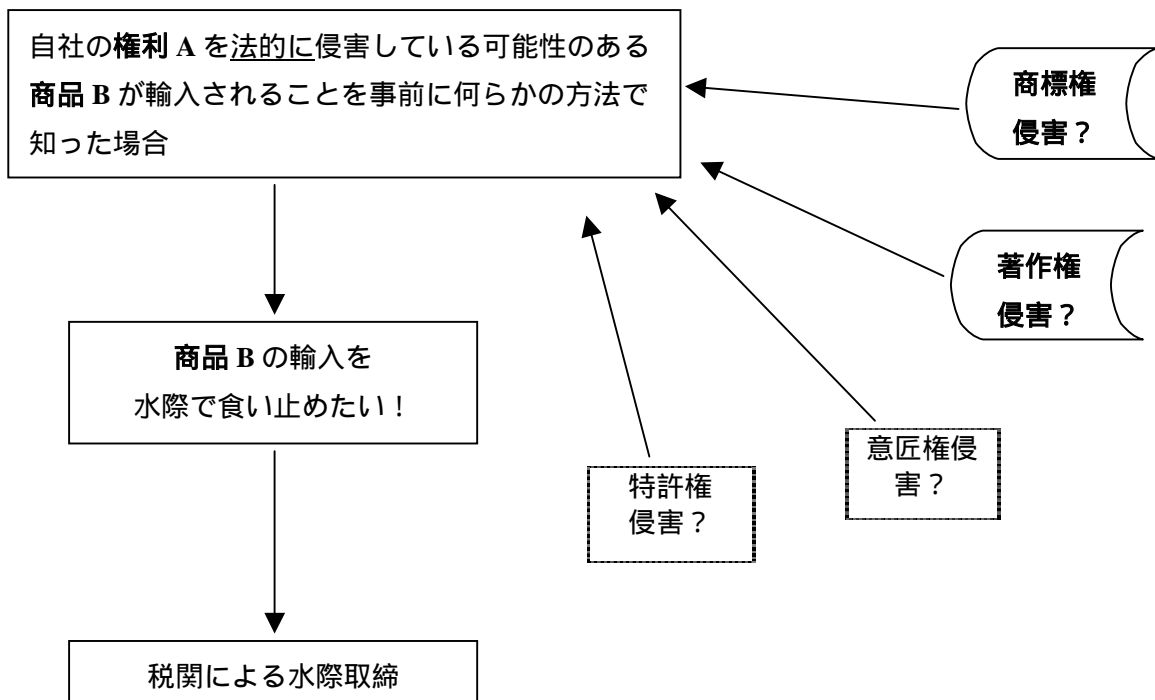
刑事訴訟の場合、一般的には挙証責任は被告にある。被告は他人の知的財産権を侵害していないということを証明しなければならない。

8) 知的財産権に関する刑事訴訟において、訴訟は知的財産及び国際取引中央裁判所に提出され、第一審の判決に不服の当事者による訴えは、他の刑事訴訟のように控訴裁判所を通さず、直接最高裁判所に提出する事が出来る。

ただし、法律によって規定される投獄が 3 年を超えない場合又は法律によって規定される罰金が 60,000 バーツを超えない場合事実問題についての控訴はできない。

## (5) タイ税関における模倣品の水際対策（商標及び著作権侵害）

模倣品が海外から輸入されている可能性がある場合、輸入品の輸入経路は陸路、水路、空路が考えられる。



タイの税関では、**商標権**と**著作権**に対する水際措置が取られており、その際には、場合によりタイ商務省知的財産局との協力体制がとられている。

## (5-1) タイの税関について：

タイの税関は以下の国内5ヶ所の区域に分けられている。

**税関支局** (所在地：バンコク、1 Suthornkosa Road, Klong Toey, Bangkok 10110  
Tel: 02-671-7299 Fax: 02-671-7898)

東西部 20 県と 9 ヶ所の税関出張所を管轄

スパンブリー、ラチャブリー、ペチャブリー、サムットスンクラーン、カンチャナブリー、サラブリー、プラチュアアップキリカン、ナコンナヨック、ロップブリー、アルタヤー、チャイナート、アントーン、シンブリー、ラヨーン、トラート、プラチンブリー、サケーオ、チャチュンサオ(県)

**税関支局** (所在地：ノンカーイ県、Talad Luang Port, Ampur Muang, Nongkhai Province 43000 Klong Toey)

北東部 19 県と 12 ヶ所の税関出張所を管轄

ノンカーイ、ナコンパノム、ムクダハーン、ルーイ、スリン、ウボンラチャタニー、アムナードチャロン、ガラシン、チャイヤブン、ナコンラチャシマー、ブリラム、マハーサーラガム、ヤソートーン、ローイエット、シーサケート、ウドンタニー、ノンブアランブー(県)

**税関支局** (所在地：チェンマイ県、 2<sup>nd</sup> Floor, Customs office at Chiang Mai International Airport, Amphur Muang, Chiang Mai Province 50000 Tel: 053-270-660  
Fax: 053-270-660)

北部 17 県と 9 ヶ所の税関出張所を管轄

ナコンサワン、ガンペンペット、ウタイタニー、ピサヌローク、ピチット、ターク、ペチャブーン、スコータイ、ウタラディット、ナーン、メーホンソン、ランブーン、ランパーン(県)

**税関支局** (所在地：ソクラー県、The Seaside of Song Khla Lake, Ampur Muang, Song Khla, 90000 Tel :074-311-871 Fax: 074-312-616)

タイ湾東沿岸の南部 8 県と 14 ヶ所の税関出張所を管轄

チュンブーン、スラタニー、ナコンシータマラート、パッタルン、ソクラー、パッタニー、ヤラー、ナラティワート(県)

**税関支局** (所在地：プーケット県、Phuket Road, Talad Yai District, Amphur Munag, Phuket 83000

Tel: 076-211-377 Fax 076-216-899)

アンダマン海西沿岸の南部 6 県と 11 ヶ所の税関出張所を管轄

ラノーン、プーケット、パンガー、クラビー、トラン、サトゥーン(県)

タイ税関のホームページ：

<http://www.customs.go.th>

税関の方針、税関関連の法律や規定、輸出入に関する統計、最近のニュースなどが載っている。

今までの知的財産関係の違反取り締まり件数：

年度	件数	貨物量	金額(US\$)
1999	194	241,432	471,803
2000	318	242,839	503,887
2001	349	638,136	1,081,997
2002	327	288,723	1,013,180

**(5-2)水際対策に関する税関の法的根拠：添付資料Dを参照**

**法律**

1926年税関法(1997年に第15版まで改定されている。) ~

特に第27条では、著作権侵害商品を含む、模倣商標をつけた製品の輸出入を禁じている。

**商務省告示**

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年~

登録商標の権利者の商品を模倣した商品を輸出あるいは輸入することを禁じている。

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第94集) 1993年~

著作権侵害にあたる複製、模倣カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍やその他の不正品をタイに輸出あるいは輸入することを禁じている。

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第95集) 1993年~

著作権者の著作物を複製あるいは改ざんして、著作権者の権利を侵害しているという疑いのある商品に対して、著作権者は、通関手続きの前にその商品の輸出を差し止め、検査するよう申請することができる。

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第96集) 1993年~

カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する場合は許可を得なければならない。

**商務省規則**

偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国内の輸出入品に関する商務省規則 1987年~

商標権者が商標保護を求める際の手続きについて規定されている。

著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部)1993年～

**商標登録官告示**

商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987年～

**税関局一般指導**

税関局一般指導第2号1988年(追加税関規則1987年第20章第23条第1項)～

商標を模倣あるいは偽造していると思われる商標に対する商標検査の手順が規定されている。

税関局一般指導第27号1993年(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則、1987年税関慣行規範の追加条項：第20章第23節第02項)～

著作権を侵害していると思われる商品に対する検査手順が規定されている。

税関局一般指導第28号1993年(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則)～

### (5-3) タイの税関での水際措置：商標権関連

関連法規：

1926年税関法（1997年に第15版まで改定されている。）

タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年

偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国内の輸出入品に関する商務省規則 1987年

商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する商標登録官告示 1987年

税関局一般指導第2号（1988年）（1987年税関規則の追加条項：第20章第23節第01項）

2000年商標法

まず、税関での検査対象となる商標権侵害関連の商品とは：

タイ又は海外で法的に登録された商標を、偽造又は模倣している疑いのある商標をつけた商品をいう。

商品の輸入差し止めを申請できる者は？：

商標の権利保有者、又はその代理人

税関に提出すべき書類は？：

(1) 商品検査申請書（Kor Sor Kor 18）～税関にて配布している規定フォームで、以下の内容を記載しなければならない。

申請者名、申請者住所、代理人の場合は代理人名、指定する貨物の到着場所、貨物の荷印と番号、商標の外観、貨物のタイプ。

また、検査によって損害が生じた場合の補償責任を負うことに同意しなければならない。

(2) 商標の検査を依頼する申請人が、自己の商標について正当な権利を持っていることを示す書類、例えば自己の商標の登録証

(3) (弁護士に申請を委託している場合は)委任状

一方、タイ商務省知的財産局においても、商標保護申請制度があり、もし税関に以上の書類を提出する前の段階で以下の商標保護申請をしていなかった場合は、知的財産局の商標局に対しても以下の書類を提出しなければならない。

知的財産局に提出する書類：（商標がタイ国内で登録されているか否かで、準備する書類が異なるので注意すること）

タイで登録されている商標の場合：

- (1) 商標保護申請書：商務省規定のフォームに記載する。  
記載する内容は以下の通りである。  
申請者名、住所、代理人がある場合は代理人名、保護を申請する商標についての情報（登録した国名、登録番号、商品分類、指定商品名）
- (2) タイ商務省発行の商標登録証
- (3) （商標権者に代わって弁護士が申請する場合）代理人委任状原本
- (4) （商標権者が法人の場合）最近6ヶ月以内に発行された会社登記簿原本
- (5) 申請人が、保護申請によって起こりうる損害を補償することを記載した、補償責任引受書
- (6) 申請者の商標の見本2個

尚、(3)(4)について、商標権者がタイに住所を持たない場合は、本籍国の公証役場あるいはタイ領事館あるいはタイ大使館での証明が必要である。

タイ国外で登録された商標の場合：

- (1) 商品保護申請書～商務省規定のフォームに記載する。（記載内容は上記を参照）
- (2) 当地国の特許・商標局によって発行された商標登録証で、以下の項目を含むこと。
  - A. 商標権者の氏名
  - B. 商標に使用されている語句あるいは図
  - C. 商品分類と指定商品名
  - D. もしある場合は条件や制限
  - E. 商標に出願日と商標権の期限消滅日
- (3) 委任状原本
- (4) 商標権者が法人の場合は、6ヶ月以内に発行された会社登記簿原本
- (5) 申請人が、保護申請によって起こりうる損害を補償することを記載した、補償責任引受書
- (6) 本来使用されるべき商標の見本

尚、外国で作成されている(2)(3)(4)については、本籍国の公証役場あるいはタイ領事館あるいはタイ大使館での証明が必要である。

また、上記(1)の商標保護申請書の内容に変更があった場合：

例えば、商標登録の内容や、商標権の権利期間の変更をした場合、申請者は、その変更日から30日以内にその変更を示す証明書類を商標登録官に提出しなければならない。

申請人が書類を税関の検査局に提出した後：

税関の担当官は、申請人の提出した書類について、その申請人がその商標の正当な権利者であるか、検査対象の商標が模倣あるいは偽造商標であるとする根拠などが明確に書かれているか、などを審査する。

商標の検査：

申請人の提出書類を審査後、税関の担当官は問題となっている商品について確認し、検査を行うと決定した場合は、申請者の前で検査を行う。

商標の検査にかかる諸費用：

商標検査の際に生じた損害について、申請人は補償責任を負わなければならない。

検査後の手続き：

1 . 税関の担当官が、その検査した商品の商標が模倣商標であるという確信がもてない場合、又は  
申請者が、申請時の商品検査申請書（Kor Sor Kor 18）で商標のサンプルを採取するよう申請していた場合、



税関の担当官は、知的財産局に対し登録商標についての調査を依頼する

税関の担当官は、商標のサンプルを採取し、初見検査記録が記載された書類 1 1 3 をサンプル上に添付する。そして、サンプルと以下の書類を知的財産局の商標登録官に送付する。

知的財産局の登録官に送られる書類は：

申請者についての証拠書類のコピー  
税関担当官による初見検査記録  
問題となっている輸出入品のサンプル  
申請者が提出したすべての書類のコピー

知的財産局の最終的な決定が下るまで、税関はその商品を差し止めておくことができる。

知的財産局からの決定：

知的財産局が、その疑わしい商品の商標が偽造商標であり申請者の商標を模倣していると決定した場合は、法務局に引き渡され、処罰が行われる。

もし、その疑わしい商品に問題がなかった場合、税関は差し止めていた商品を輸出または輸入業者に引き渡さなければならない。その際、差し止めに関わる商品の損害については申請者が責任を負わなければならない。

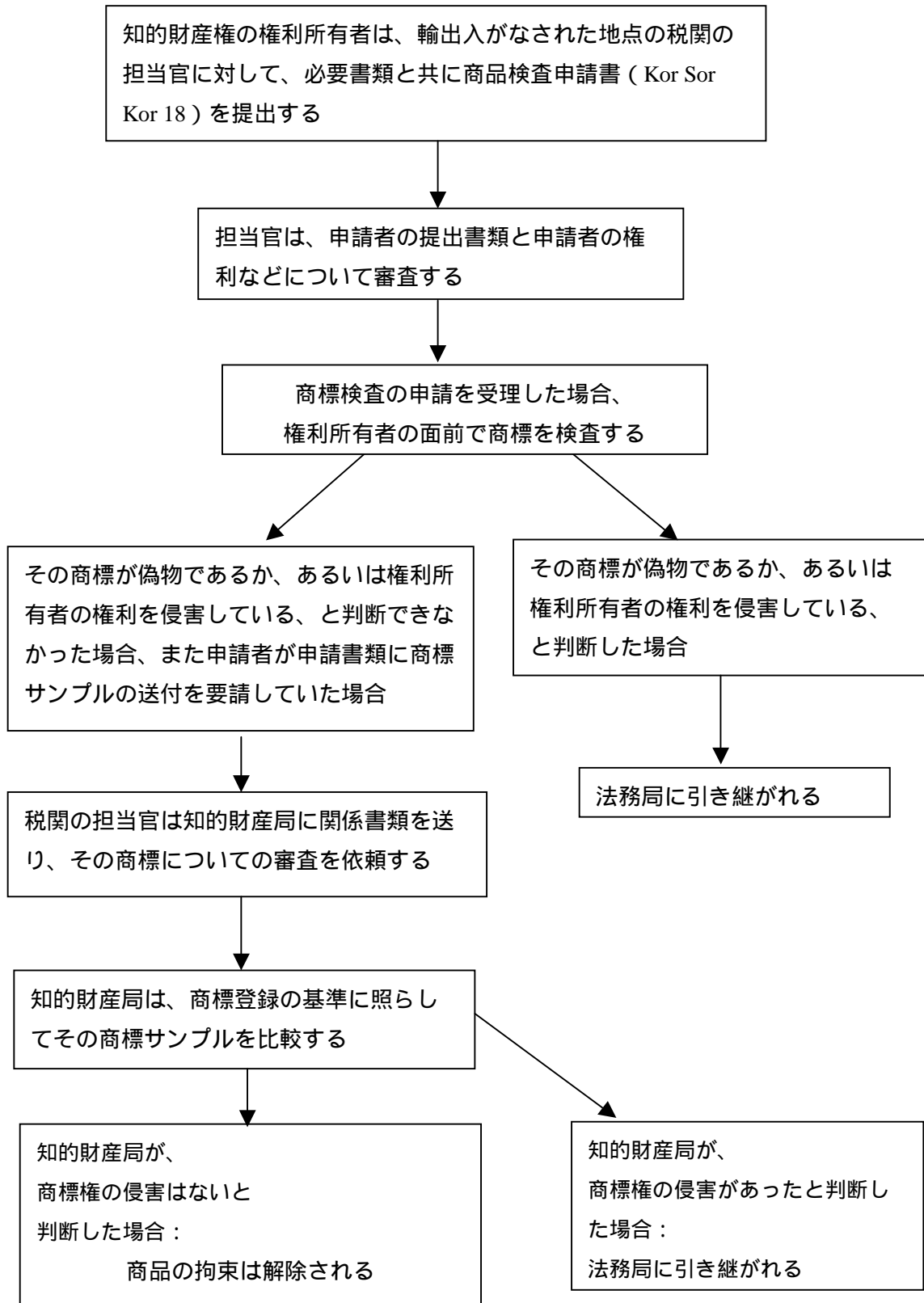
2．税関の担当官が、その検査した商品の商標が模倣商標である、と判断した場合

法務局へと引き継がれる。

3．税関の担当官が、その検査した商品の商標が模倣商標でない、と判断した場合

税関は、差し止めていた商品を輸出または輸入業者に引き渡す。その際、差し止めに関わる商品の損害については申請者が責任を負わなければならない。

商標権を侵害している商品に対する税関での手続きフローチャート：



#### (5-4) タイの税関での水際措置：著作権関連

著作権を侵害している商品に対する税関での手続きについて：

関連法規：

1926年税関法（1997年に第15版まで改定）

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第94集)1993年

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第95集)1993年

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第96集)1993年

著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部)1993年

税関局一般指導第27号(1993年)(1987年税関慣行規範の追加条項：第20章第23節第02項)

税関局一般指導第28号1993年(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則)

1994年著作権法

税関での差し止め対象となる輸出入品とは：(著作権侵害品の輸出入禁止に関する商務省閣僚規則(第1集)1993年、タイ王国における輸出入貨物に関する1993年商務省通達(No.94)、タイ王国における輸出入貨物に関する1993年商務省通達(No.96)より)

著作権侵害にあたる複製あるいは改変したカセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍、その他の不正品

ただし、営利目的でなく個人が使用したり、勉学や研究用のために適当な数量を輸出入したりする場合は除く。

著作権侵害とは何か：

(著作権法第27条から第31条、第4条より)

著作権者から許可を得ずに以下の行為を行うことをいう。

一般の著作物については、その「複製」又は「改変」

視聴覚著作物、映画、録音著作物の音、絵については、その「複製」又は「改変」

音、絵を発する著作物については、「視聴覚著作物、映画、録音著作物又は音、絵を発する著作物の全部又は一部の製作」、「音と絵の全部又は一部の複製」

コンピュータープログラムについては、その「複製」又は「改変」

「複製」とは？：(著作権法第4条より)

原創作物又はその複製の一部あるいは全部を問わず、複製、シミュレーション、複製、版組み、音声記録、ビデオ記録あるいは音及びビデオの記録を意味する。コンピュータープログラムに関しては、一部あるいは全部を問わず、あらゆる手段でいかなる媒体からコンピュータープログラムの実質的部分を複製あるいは複製することを意味する。

「改変」とは？：(著作権法第4条より)

創作物を全部あるいは一部を新しい著作物を作り出すことなく変更、拡張、修正あるいは複製し実態に合わせるように複製することを意味する。

(1) 文学著作物に関して、文学著作物の翻訳、選択や脚色による文学著作物の翻案、収集を含む

(2) コンピュータープログラムに関し、プログラムの全部あるいは一部を新しい著作物を作り出すことなくコンバージョン、変更、拡張による複製を含む

(3) 演劇著作物に関し、元の言語と同じか違うかに拘らず非演劇著作物を演劇著作物に変えること又はその逆の変更を含む。

(4) 美術著作物に関し、二次元や三次元への著作物の変更あるいは元の著作物の模型の製造を含む。

(5) 音楽著作物に関し、コーラス、調律の変更あるいは歌詞やリズムの変更を含む。

商品の輸入差し止めを申請できる者は？：

著作権者又はそのライセンサー。又はその代理人

用意する書類は？：

(1)貨物差し止め申請書：税関にて配布している規定フォームで、申請人氏名とその住所、差し止めを求める貨物についての情報(商品名、商品の輸送数、到着する船便名、到着日及び到着場所、受け取り番号、輸出業者あるいは輸入業者の氏名)を記載しなければならない。

(2)申請人の家屋登記簿および身分証明書、もしくは会社登記簿

(3)申請人が著作権を所有していることを示す証拠書類

(4)委任状～弁護士などの代理人に申請を委託する場合に提出する。

書類を提出後の経過：

申請人は、その問題となっている輸出入貨物に対する上記の書類を提出後、税関の担当官が検査を許可した場合、書類提出時から24時間以内にその貨物の検査に立ち会わなければならない。

税関の担当官による書類の審査：

税関の担当官は、申請人の提出した書類について、申請人にその著作権の正当な権利者あるいはそのライセンサーであるか、また検査対象となる商品が複製または模倣品であるとする根拠などが明確に書かれているか、などを審査する。

審査した結果、その貨物の差し止めが適当であると判断した場合、担当官は直ちに申請者、輸出業者あるいは輸入業者にその旨を通知し、申請書受理時から24時間以内に貨物の検査を行う。

24時間という期限が業務停止日や休日にあたり、税関に申請が出来ない場合：

申請人は、最初の就業日開始から3時間以内に税関に申請をしなければならない。

貨物の検査時：

検査時には、申請人、輸出業者あるいは輸入業者はその検査に立ち会わなければならない。検査結果は、当事者によって署名された後、証拠として保管される。

また、申請者と検査官が、輸出業者あるいは輸入業者の住所、氏名、又は貨物の数量についての情報を要求した場合、税関の担当官はその情報を与えなければならない。検査時に被った損害や経費については、著作権者あるいはそのライセンサーである申請人が責任を負わなければならない。

検査後の手続き：

1. 税関の担当官が、その検査した商品は著作権侵害品かどうか確信がもてない場合、あるいは申請人の申請書類にその商品のサンプルの送付の要請があった場合、



知的財産局に対し、書類を送付して調査を依頼する

知的財産局の登録官に送られる書類～

申請者の証拠のコピー  
税関担当官による初見検査記録  
商品のサンプル  
すべての書類のコピー

最終的な決定が下るまで。税関は疑わしい商品を差し止めておくことができる。

知的財産局からの決定：

その疑わしい商品が著作権を侵害していることが判明した場合は、法務局に引き渡され、処罰が行われる。

もし、その疑わしい商品に問題がなかった場合、税関は差し止めていた商品を輸出または輸入業者に引き渡さなければならない。その際、差し止めに関わる商品の損害については申請者が責任を負わなければならない。

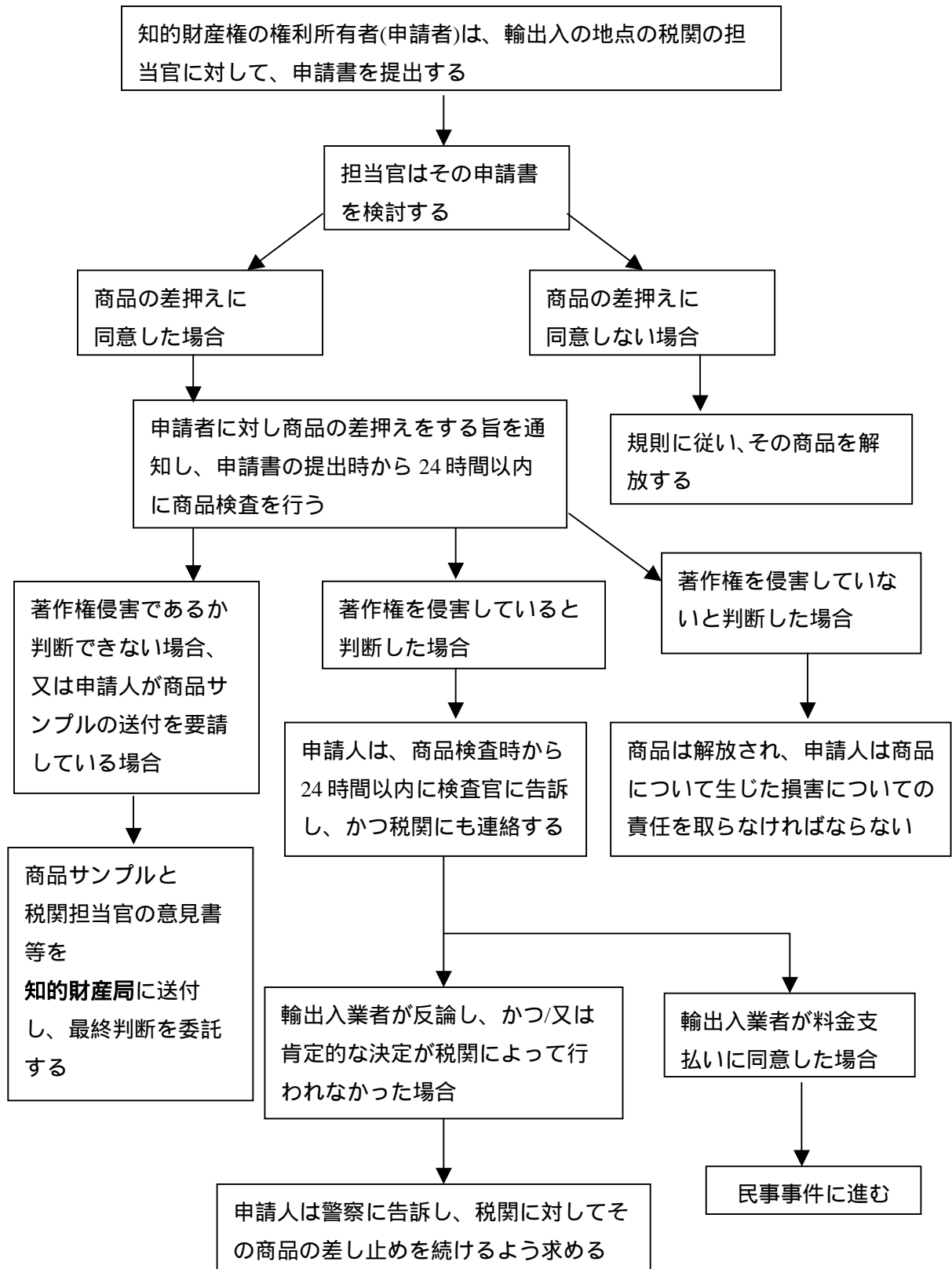
2．税関の担当官が、その検査商品は著作権を侵害している、と判断した場合

税関の担当官は、その輸出又は輸入業者を、タイに不正品を輸出又は輸入しようとした罪により逮捕記録を作成し、その記録書を法務部の訴訟課に引き渡す。

3．税関の担当官が、その検査商品は著作権を侵害していない、と判断した場合

税関は、差し止めていた商品を輸出または輸入業者に引き渡す。その際、差し止めに関わる商品の損害については申請者が責任を負わなければならない。

著作権を侵害していると疑われる商品に対する税関での手続きフローチャート：



## 添付資料

## 添付資料A：タイ主要官庁等の所在地一覧

### 商務省知的財産局 Department of Intellectual Property

Address : 44/100 Moo 1, Sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor,  
Amphur Nonthaburi, Nonthaburi 11000  
Tel : 547-4621-25  
Fax : 547-4691

### 知的財産局の知的財産侵害保護センター Coordinating Center for Suppression of Intellectual Property Rights Violation

Address : 44/100 Moo 1, Sanambinnam-Nonthaburi Road, Bangkrasor,  
Amphur Nonthaburi, Nonthaburi 11000  
Tel : 547-4701,03  
Fax : 547-4705

### 経済犯罪捜査課 Economic Crime Investigation Division

Address : Economic Crime Investigation Division, North Sathorn, Bangrak,  
Bangkok  
Tel : 235-2827  
Fax : 234-6806

### 知的財産及び国際取引中央裁判所 The Central Intellectual Property and International Trade Court(CIPITC)

Address : 34 Sri Ayutthaya Road, Rajatewee, Bangkok 10400  
Tel : 2458401  
Fax : 2458898

### 最高裁判所 Supreme Court

Address : 6 Thanon Ratchadamnoen Nai, Bangkok 10200  
Tel : 221-3161-70

### 仲裁裁定所 Arbitration Office

Address : Ratchadaphisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900  
Tel : 541-2293, 541-2268, 513-0656  
Fax : 541-2314, 541-2268

**民事裁判所 The Civil Court**

Address : Ratchadaphisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900  
Tel(Secretary): 541-2522-3  
Fax : 541-2522

**刑事裁判所 The Criminal Court**

Address : Ratchadaphisek Road, Chatuchak, Bangkok 10900  
Tel : 541-2284-91  
Fax : 541-2042. 541-2273

添付書類 B : 工業所有権取得編

1 ) 特許・意匠・小特許出願書 [英訳] PI/PD/PP/001-A

<p style="text-align: center;">(GARUDA) PETTEY PATENT/PATENT APPLICATION</p> <p style="text-align: center;">Invention</p> <p style="text-align: center;">Product-design</p> <p style="text-align: center;">Petty Patent</p> <p>We/I, the undersigned, hereby apply for a Patent/utility model under the Patent Act, A..D. 1979, as amended by the Patent Act (No. 2) A..D. 1982 and the Patent Act (No. 3) A.D. 1999.</p>	<b>FOR OFFICIAL USE</b>	
	Receiving date:	Application Number:
	Filing date:	
	Symbol indicating an international invention	
	Used with the product design Category of product	
	Publication Date:	Publication number:
	Issued Date of a Patent/utility model:	Patent/utility model registration number:
	Signature of (a) competent officer (s)	
1. Title of invention/product design		
2. This application for product design Patent is one of the whole number of          applications, which have been filed at the same period for the same product design, with the designated order		
3. Inventor of Patent/utility model and address (number, street, country)	3.1 Nationality:	
	3.2 Tel. No.	
	3.3 Fax No.	
	3.4 E mail	
4. Rights to apply for Patent/utility model		
Inventor/Designer	Assignee	Any other successor in title
5. Authorized agent (if any) / address (number, street, province, postal-code)	4.1 Agent No.	
	4.2 Tel.	
	4.3 Telex	
	4.4 Fax	
6. Inventor/product designer and address (number, street, country)		

7. Divisional or associated application for Patent/utility model

An applicant for Patent/utility model requests that this application be deemed as filed on \_\_\_\_\_, the same date on which the original application for the Patent No. \_\_\_\_\_ was filed, because this Patent/utility model application is divisional from or associated with the aforesaid original by the following reasons:

The original application contains various inventions  
It has been opposed on the ground of absence of rights  
The applicant thereof has filed an application for conversion of Patent to Petty Patent or vice versa.

Remark: In case where the completed information cannot be filled in, please fill additional information in a separate document and attach it to this form and also state the item numbers and title which correspond with those of this form.

8. Application filed in another country				
Filing date	Application No.	Country	International Patent Classification	Current status
8.1				
8.2				
8.3				
8.4 _____ the applicant for Patent/utility model has claimed a priority date, asserting that the first foreign filing date be deemed as that of Thai by _____ having submitted herewith evidentiary documents with regard thereto requesting to submit those at later time				
9. Establishment of exhibition of invention or product design Patent/utility model organized by governmental agencies				
Exhibition date		Exhibition opening date		Name of organizer
10. Invention concerning microorganism				
10.1 Deposition number:		10.2 Deposition date:		10.3 Deposition institute/country:
11. If the applicant requests to file the documents in support of the application in foreign language, he or she shall file the same in Thai language within 90 days from such filing date. The foreign document may be submitted in				
English	French	German	Japanese	Other
12. The applicant for Patent/utility model requests that the Director-General order the publication of his or her Patent application or allowance for registration of the utility model and then publication thereof after				
Date:		Month:		A.D.
The applicant requests to use a drawing No. _____			in support of the said publication.	
13. This Patent/utility model application consists of			14. Related documents accompanying the application	
a. Application form		Page(s)	Documentary evidence warranting the	

<table border="0"> <tr> <td>b. Specification of invention or description of product design</td> <td>Page(s)</td> </tr> <tr> <td>c. Claims</td> <td>Page(s)</td> </tr> <tr> <td>d. Drawings Fig.(s)</td> <td>Page(s)</td> </tr> <tr> <td>e. Pictures showing product design</td> <td></td> </tr> <tr> <td>Drawing(s) Fig.(s)</td> <td>Page(s)</td> </tr> <tr> <td>Photograph(s) Fig.(s)</td> <td>Page(s)</td> </tr> <tr> <td>f. Abstract</td> <td>Page(s)</td> </tr> </table>	b. Specification of invention or description of product design	Page(s)	c. Claims	Page(s)	d. Drawings Fig.(s)	Page(s)	e. Pictures showing product design		Drawing(s) Fig.(s)	Page(s)	Photograph(s) Fig.(s)	Page(s)	f. Abstract	Page(s)	right to apply for Patent/Petty Patent Certificate attesting to exhibition of invention/public design in accordance with 9. Power of Attorney Documents concerning the detailed description of microorganism Documents claiming the filing date in foreign country as the filing date in Thailand Documents necessary to the conversion of right from Patent to Petty Patent or vice versa Other document(s)
b. Specification of invention or description of product design	Page(s)														
c. Claims	Page(s)														
d. Drawings Fig.(s)	Page(s)														
e. Pictures showing product design															
Drawing(s) Fig.(s)	Page(s)														
Photograph(s) Fig.(s)	Page(s)														
f. Abstract	Page(s)														
15. I hereby certify that this invention has never been filed for Patent/utility model. this invention is derived from improvements of .....															
16. Signature of (      The applicant for Patent/utility model;      Authorized agent)															

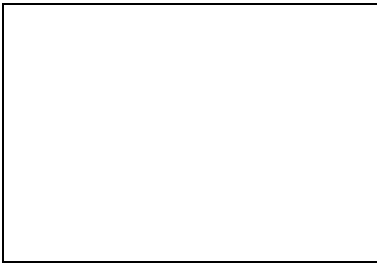
Remark: In case that the completed information cannot be filled in, please fill additional information in a separate document and attach it to this form and also state the item numbers and title which correspond with those of this form.

2) 商標出願出願書フォーム (英訳)

( Translation )

Form Kor 01

Department of Intellectual Property

(Garuda)		For official use	
<b>Application for Registration</b> under the Trademark Act A.D. 1991 <input type="checkbox"/> Trademark <input type="checkbox"/> Service Mark  <input type="checkbox"/> Certification Mark <input type="checkbox"/> Collective Mark		Filing Date	
		Government fee ..... Baht	
		Signed .....	
		Instructor (.....)	
		Application No.	
		Registration No.	
1. Owner's Name (a corporation duly organized under the law of)		1.1 Nationality	
Address		1.2 Occupation	
		1.3 Telephone	
Mailing Code		1.4 Telefax	
2. Agent's Name		2.1 Nationality	
Address		2.2 Occupation	
		2.3 Telephone	
Mailing Code		2.4 Telefax	
3. Contact Address :			
4. Class List of Goods :			
5. Specimen of the Mark		6. Pronunciation and Translation (if any)	
			
		7. Signature _____ Signed	
		Owner/Agent ( )	

3) 特許・意匠・小特許用委任状記載例（英語）

**Power of Attorney(Example)**  
For Patent /Design/ Petty patent application

We/I,

hereby nominate and appoint \_\_\_\_\_ and/or \_\_\_\_\_ and/or \_\_\_\_\_, to be our true and lawful agent and attorney for us and in our name to apply for, obtain and maintain patents, to accept assignment of inventions and designs, patents and patent applications, to record patent licenses and for the aforesaid purposes in our name to sign and lodge all papers and writings which he in his aforesaid capacity may deem necessary or desirable, to alter, amend and withdraw such applications and documents, to attend at Government Offices or elsewhere in Thailand, to defend applications and patent from objection, opposition or attack, to file or withdraw notices of opposition and appeals, to pay all fees and receive moneys which may due us under the premises and to appoint substitutes for the performance of any or all of the aforesaid acts, and the same at pleasure to remove, and we hereby confirm and ratify whatsoever our said agent or substitutes may lawfully do by virtue of these presents.

Dated this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_

by \_\_\_\_\_

I hereby certify the above firm is a juristic person duly organized under the laws of \_\_\_\_\_ and that the signature above is that of \_\_\_\_\_ (name and position), who is duly authorized to sign on behalf of the above-mentioned firm.

(seal)

\_\_\_\_\_  
Notary Public

**POWER OF ATTORNEY(Example)**  
For Trademark Application

WE, \_\_\_\_\_ residing/having principal office at \_\_\_\_\_  
hereby \_\_\_\_\_ nominate \_\_\_\_\_ and \_\_\_\_\_ appoint  
of \_\_\_\_\_, to be our true and lawful agent and attorney  
for us and in our name to apply for and obtain in Thailand of trademarks, service marks,  
certification marks or collective marks (hereinafter collectively called ‘marks’) to accept  
the assignment of marks and for the aforesaid purposes in our name to sign and lodge all  
papers and writings which he in his aforesaid capacity may deem necessary or desirable; to  
alter, amend and withdraw such applications and documents; to attend at Government  
Offices or elsewhere in Thailand; to defend applications and marks from objection,  
opposition or attack; to file notices of opposition and appeals; to pay all fees; and to  
appoint substitutes under him for the performance of any or all of the aforesaid acts; the  
same at pleasure to remove; and we hereby confirm and ratify whatsoever our said agent or  
substitutes may lawfully do by virtue of these presents.

Signed on this \_\_\_\_\_ day of \_\_\_\_\_

By (Signature)

\_\_\_\_\_  
(Position of representative in the Corporation)

I hereby certify the above firm is a juristic person duly organized under the laws of Japan  
and that the signature above is that of .....  
who is duly authorized to sign on behalf of the above mentioned firm.

(seal)

\_\_\_\_\_  
Notary Public

5)特許・意匠・小特許用譲渡証記載例（英語）

**DEED OF ASSIGNMENT (Example)**  
For Patent/ Design/ Petty Patent application

Date : .....

**Title of Invention/Design:**

**Assignor(s):**

**Assignee(s):**

The Assignor(s) declare that I/ we are the inventor(s) of the above mentioned invention / design and for due consideration hereby assign the right to apply for and obtain patents therefore in Thailand to the Assignee(s) and the Assignee(s) hereby accept such assignment.

In witness whereof, the Assignor(s) and Assignee(s) have signed their names below, effective on the date above.

**ASSIGNOR(S) :**

**ASSIGNEE(S) :**

6) 特許(意匠)あるいは小特許の出願権証明書 [英訳]

GARUDA

Form PI/PP/001-Kor (Add)

**Statement of applicant's rights to apply for a Patent/Petty Patent**

Place.....

Date.....

**To:** The Director-General, Department of Intellectual Property

I (we).....

(name)

of.....and

(address)

.....

(name)

of.....

(address)

.....

(name)

of.....

(address)

do hereby state and confirm my (our) rights in the invention/product design entitled:.....

.....  
for which I (we) apply for a Patent/Petty Patent as follows:

1. That I (we) am (are) the true inventor(s)/designer(s) of the invention/product design.
2. That no other person or body has any right to the invention/product design.
3. That the right to the invention/product design has not been assigned to any other person.
4. That all the statements contained above and the facts contained in the application are to the best of my knowledge true and accurate.

Signature(s).....

(.....)

.....

(.....)

.....

(.....)

.....

Notes : 1. This form must be used in case where the applicant is the inventor/designer.

2. This form must be filed together with the application.

7) 特許・意匠・小特許用優先権主張申請書書式 [英訳]

**GARUDA**

Form PI/PD/PP/002-Kor

For official use

Application No.....

Receiving date .....

**Application for claiming a priority date**

Patent/Petty Patent application No.....

Filing date.....

Title of invention/product design.....

Name of an applicant for Patent/Petty Patent.....

1. I....., Whose residence is located at No.....Moo.....Alley/Soi.....Street.....Sub-District..... District.....Province.....Telephone ....., acting in the capacity of the applicant for Patent or Petty Patent/authorized agent thereof, would like to claim a priority date whereby the date on which an application for Patent/Petty Patent has been filed in the original foreign country shall be considered for the filing purpose to be that of the Thai application, details as shown below.

**2. International applications**

Filing date	Application date	Country	International Patent Classification	Current status
2.1				
2.2				
2.3				
2.4				

3. I would like to file this application together with the following evidence for your consideration.

Copy of the said foreign application, showing the filing date thereof as well as its specification, duly certified by the Patent office to which such application is submitted.

Date..... month ..... A.D. ....

**Signature** .....

( )

Remark unused statement shall be crossed out.

8 ) 特許・意匠・小特許の補正書書式(英語)

GARUDA

Form PI/PD/PP/003-Kor

For official use

Application No.....

Receiving date .....

Patent/Petty Patent application No.....

Filing date .....

Title of invention/product design.....

Name of an applicant for a Patent/Petty Patent .....

Article 1. I....., Whose residence is located at No.  
..... Moo..... Alley/Soi ..... Street ..... Sub-  
District..... District ..... Province ..... Telephone  
....., being an applicant for a Patent/Petty Patent or authorized agent thereof, has hereby filed a  
petition to amend the said application for a Patent/Petty Patent, details as enclosed herewith.

Article 2. I hereby confirm that this amendment is in accordance with Section 20 of the  
Patent Act A.D. 1979, requiring that the amendment shall not add something substantive to the  
invention or product design.

Date..... month ..... A.D. ....

Signature .....

( )

Remark Any unused statement shall be crossed out.

9 ) 特許・小特許の審査請求申請書書式 [英訳]

Form PI/PP/005-Kor  
GARUDA

For official use  
Application No.....  
Receiving date .....

**Application for conducting substantive examination**

Patent/Petty Patent application No.....  
Filing date .....  
Name of an applicant for a Patent/Petty Patent .....

I....., Whose residence is located at No.....  
Moo..... Alley/Soi ..... Street ..... Sub-District .....  
District ..... Province ..... Telephone ....., acting in the  
capacity of

an applicant for Patent/authorized agent thereof  
a Petty Patent holder/ authorized agent thereof  
an applicant filing an application for the substantive  
examination of the invention of the Petty Patent,

wish to have the Patent examiner conducted the substantive examination on such  
invention for which protection under a Patent/Petty Patent is sought.

Date..... month ..... A.D. ....  
Signature .....  
( ..... )

Remark Any unused statement shall be crossed out.

10) 特許・意匠出願に対する異議申し立て書 [英訳]

page...from the total of...pages

**GARUDA**

Form PI/PD/007-Kor

For official use.....  
Opposition No.....  
Receiving date.....  
Time .....

**Opposition to the application for registration of a Patent**

Application No .....  
Publication date .....

1. I.....Nationality.....have a residence  
located at No.....Moo.....Alley/Soi.....Street .....Sub-  
District.....District.....Province  
.....Telephone.....Occupation..... Office/Business  
place..... No.....Moo  
.....Alley/Soi.....Street.....Sub-District.....  
.....District.....Province.....Telephone.....

2. I hereby oppose the application for registration of a Patent, having title of  
invention/product design....., filed by  
.....on the date of ....., based on the ground  
that.....  
.....  
.....  
.....  
with reasons as appeared in the particulars of this enclosed opposition in the aggregate of.....pages

page...from the total of...pages

3. I would like to submit the evidence in support of the said opposition,  
being.....  
.....  
..... in the total number  
of.....items as enclosed herewith.

I hereby certify that all statements as provided above and in the particulars of  
opposition are entirely correct.

Date..... month ..... A.D. ....  
Signature .....opposer  
( ..... )

- Remark** 1. Any statement filled in shall be made in Thai language by means of a  
printer or typing machine in a clear and legible manner.  
2. Particulars of the opposition shall be separately specify in items in  
accordance with the issues of the opposition raised and shall state the  
reasons therefore in a clear and concise fashion.  
3. The opposition and its particulars shall be submitted together with copies  
thereof in the following number:
- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| (1) for official                  | 2 copies |
| (2) for each applicant for Patent | 1 copy   |

**Particulars of opposition**

Signature.....opposer

11) 特許・意匠出願の異議申立てに対する抗弁書書式 【英訳】

page...from the total of...

**GARUDA**

Form PI/PD/008-Kor

For official use.....  
Application No.....  
Receiving date.....  
Time .....

**Counterclaim**

Application No .....  
Opposition No.....

1. I....., an applicant for the cited Patent, would like to file a counterclaim against the opposition to the registration of my Patent, filed by..... on the date of.....month.....A.D.....by reasons as stated in particulars of a counterclaim in the total of.....pages

2. I would like to submit the documentary evidence in support of my counterclaim, being..... in the aggregate of.....items as filed together with the said counterclaim.

I hereby certify that all statements provided above and in particulars of the counterclaim are entirely accurate.

Date..... month ..... A.D. ....  
Signature.....counter-claimant  
( )

- Remark:**
1. Any statement filled in shall be made in Thai language by means of a printer or typing machine in a clear and legible manner.
  2. Particulars of the counterclaim shall be separately specify in items in accordance with the issues of the opposition raised and shall state the reasons therefore in a clear and concise fashion.
  3. The counterclaim and its particulars shall be submitted together with copies thereof in the following number:
 

(1) for official	2 copies
(2) for opposer	1 copy

**Particulars of a counterclaim**

Signature.....counter-claimant

12) (異議申立て・異議抗弁に伴う) 追加の証拠又は報告申請書〔英訳〕

page...from the total of...

**GARUDA**

Form PI/PD/007-Kor (Add)

For official use.....  
Application No.....  
Receiving date.....  
Signature.....receiver

**Application to submit any additional evidence or provide  
any additional statement to the opposition /counterclaim**

Patent application No .....  
Opposition No.....

1. I.....Nationality.....have a residence located at  
No..... Moo..... Alley/Soi.....Street  
.....Sub-District..... District ..... Province  
.....Telephone.....Occupation.....  
Office/Principal place of business.....No.....Moo.....Alley/Soi.....  
.....Street.....Sub-District.....District.....  
Province..... Telephone.....

2. I am the applicant for Patent opposer

3. I would like to  
submit any other additional evidence in support of my  
opposition/counterclaim in term of documentary evidence in the total of.....pages, the  
material evidence in the aggregate of.....items, parol witnesses .....individuals, details  
as shown in the evidence file as enclosed herewith.  
provide additional statements in support of my opposition/counterclaim,  
details  
as appeared in the enclosed evidence/the said statements.

4. I certify that all statements as provided above and in the list of the evidence  
file/additional statements are entirely correct.

Date..... month ..... A.D. ....  
Signature .....applicant  
( )

13) 特許・意匠・小特許の審判請求書式 [英訳]

page...from the total of...

**GARUDA**

Form PI/PD/PP/009-Kor

For official use.....  
Received at.....  
Date.....  
Signature.....receiver  
(fee 1,000 Baht)

**Appeal**

Patent/Petty Patent application No .....  
Filing date.....  
Title of invention/product design.....  
.....

1. I.....Nationality.....have a residence  
located at No..... Moo..... Alley/Soi.....Street  
.....Sub-District..... District ..... Province  
.....Telephone.....Occupation.....  
Office/Principal place of business .....No..... Moo..... Alley/Soi.....  
Street.....Sub-District ..... District.....  
Province..... Telephone.....

2. I would like to lodge an appeal to the order/decision rendered by the  
Director-General of the Department of Intellectual Property with regard to the aforesaid  
application for registration of Patent/Petty Patent, holding that.....  
.....  
.....  
.....  
of which reasons are appeared in the particulars of the appeal in the aggregate of.....pages  
as enclosed herewith.

3. I am an interested party to the said application for Patent/Petty Patent  
because.....  
.....  
.....

4. I have enclosed herewith evidence in support of the appeal as follows:  
(1).....  
(2).....  
(3).....  
(4).....  
(5).....

5. I hereby certify that all statements provided above and in the appeal are entirely correct and truthful.

Date..... month ..... A.D. ....

Signature.....Appellant

( )

- Remark**
1. The said statement filled in shall be made in Thai language by means of a printer or typing machine in a clear and legible manner.
  2. Particulars of the appeal shall be separately specified in items in accord with the issues raised therein and shall state the reasons thereof in a clear and concise manner.
  3. One original and 10 copies of the duplicate of the appeal and its particulars shall be submitted.

14) 特許権から小特許への(小特許から特許への)出願変更申請書式〔英訳〕

GARUDA

Form PI/PP/004-Kor

For official use  
Application No.....  
Receiving date .....

**Application for conversion of right**

Patent/Petty Patent application No.....  
Filing date .....

Name of an applicant for a Patent/Petty Patent .....

1. I.....,an applicant for Patent/Petty Patent  
/authorized agent thereof, would like to undertake a conversion of right from

1.1 an invention Patent to a Petty Patent

1.2 a Petty Patent to an invention Patent

and I desire to claim

the original filing date as mine  
the date on which the application for conversion of right is filed  
as mine

2. I hereby certify that this conversion is in accordance with Section 65  
quarter of the Patent Act A.D. 1979, as amended by the Patent Act A.D. 1999 with regard  
to which the conversion from an invention Patent to a Petty Patent has been timely carried  
out prior to the publication date thereof or from a Petty Patent to an invention Patent before  
the registration and grant of Petty Patent.

Date..... month ..... A.D. ....

Signature .....

( )

Remark Any unused statement shall be crossed out.

15) 特許・意匠・小特許の包袋閲覧申請書 [英訳]

**GARUDA**

Form PI/PD/PP/005-Kor

For official use  
Application No.....  
Receiving date .....

**Application for a search action on applications for prior Patent/Petty Patent  
and making a transcription from the copied document thereof**

I....., Whose residence is located at No.....  
Moo.....Alley/Soi.....Street.....Sub-District.....  
.....District.....Province.....Telephone  
.....would like to take a search on and make a transcription of any document  
relating to applications for registration of Patent/Petty Patent No. ...., filed on .....  
month ..... A.D. ....

Date..... month ..... A.D. ....  
Signature ..... applicant  
( )

Remark unused statement shall be crossed out.

16) 登録証書書式 (特許) (英訳)

**GARUDA EMBLEM**

Patent No.....

PI/200-B

**INVENTION PATENT**

By virtue of the provisions of Patent Act 1979, Director General of Department of Intellectual Property issues this patent to

.....

For the invention according to Description of the Invention, Claims and Drawings (if any) as shown herein

Application No. ....

Application Date .....

Inventor(s) .....

Title of the invention .....

The patentee hereof shall have the right and duty in all respects pursuant to the law governing patent

Issued on :.....

Expire on :.....

Signature

(.....)

Director General of Department of Intellectual Property  
Patent Issuer

Signature

(.....)

Competent Officer

Remark:

1. The patentee shall pay annual fees beginning the fifth year of the term of the patent; otherwise the patent shall lapse;
2. The patentee may pay all the annual fees in advance concurrently;
3. The licensing agreement and assignment of the patent shall be made in writing and registered by the competent officer

17) 登録証書書式 (商標) (英訳)

**GARUDA EMBLEM**

Register No.....  
Application No.....

**Certificate of Trademark Registration**

Issued to

.....

For showing that this trademark has been registered  
for.....

In classification .....(under Trademark Act B.E.2534)

The registration of this trademark is valid for ten years from the date of registration and  
may be renewed every ten years.

Registered on the date .....  
Issued on the date .....

(.....)

Registrar's name  
Signature

Trademark Office  
Department of Intellectual Property

**Reminder:**

1. The proprietor of a trademark shall apply to renew the registration within 90 days before the expiration of the trademark registration. (the expiry date is.....)
2. To renew trademark registration and to amend the above items see next page.

添付資料C：水際対策関連資料

1) 税関への商標検査申請書(Kor-Sor Kor 18) (英訳)

**A request to the Customs Official for examination of trademark**

Pursuant to the Custom Regulation 20 23 01 and  
Notification of the Customs Department No. 6/1988

At \_\_\_\_\_  
Date \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_

Re : A request for the Customs Officials to examine the trademark

To : \_\_\_\_\_

I, (Company, Partnership, etc.)

\_\_\_\_\_ of \_\_\_\_\_ Road \_\_\_\_\_ Subdistrict \_\_\_\_\_ District

Province \_\_\_\_\_ Tel \_\_\_\_\_ wish to apply to the Customs Officials  
for examination of trademark of goods of (company, partnership, etc.)

\_\_\_\_\_ of \_\_\_\_\_ Road \_\_\_\_\_ Subdistrict \_\_\_\_\_  
District \_\_\_\_\_ Province \_\_\_\_\_ Tel. No. \_\_\_\_\_ according  
to the bill of lading (outward/inward-bound) No. \_\_\_\_\_ on (date) \_\_\_\_\_  
month \_\_\_\_\_ year \_\_\_\_\_.

The said goods have been exported/imported by \_\_\_\_\_ harbour \_\_\_\_\_

Trademark and No.	Amount and appearance of package	Type	Trademark
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

I guarantee that if any damage has arisen due to examination of this trademark, I  
will be responsible for damages to be given to the exporter or importer and the Customs  
Department.

Please arrange the Customs Official to examine the trademark of the said goods.  
Attached hereto \_\_\_\_\_ as well.

Sincerely yours,

Signed \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ )  
Managing Director/Owner/the attorney in-fact

A request for providing a sample of trademark

I \_\_\_\_\_ and the Customs Official jointly examine the trademark and I am of the view that a sample of trademark should be sent to the Trademarks Registrar, the Department of Intellectual Property for consideration.

Signed \_\_\_\_\_  
( \_\_\_\_\_ )  
Applicant

2) 税関に提出する補償責任引受書の記載例(英訳)

**Letter of Responsibility**

At Company's name

Date.....

Re: Letter of Responsibility  
Attn: Thai Customs Department

We, ....., affirm that we agree to take responsibilities in the all damage due to the request for suppression of export and import the counterfeit goods against our trademarks and the request Customs authorities examining the counterfeit goods against our trademarks.

Signed.....  
(.....)

3) 知的財産局への商標保護申請書 (英訳)

**Application for  
the protection of trademark  
in accordance with the Notification of the Ministry of  
Commerce  
governing Exportation and Importation of Goods  
B.E. 2530 (1987)**

For Official
Receipt No.
Date
Time
Officer

1. I, wish to apply for the protection of trademark.

Name	Juristic person (Company/Partnership, Registration No., Nationality)			Ordinary Person (Name-Surname, Nationality)		
Owner						
Agent						
Address	No.	Lane/Soi	Street	District	Province	Country
Owner						
Agent						
Owner's Tel. No.				Agent's Tel. No.		

2. wish to state my intention to the Trademark Registrar to acquire a protection on the following trademark

Registration No.		Class		Goods	
Application No.					
Country					

3. wish to state the following amendment/renewal to the Trademark Registrar

Registration No.	Application No.	Country	
No.	List of amendment/renewal	Amendment/ Renewal Date	Expiry Date

4. send the following evidence along with the application

1 copy of the Trademark Registration Certificate/ Certificate of Registration/Trademark Registration 1 original copy of the power of attorney 1 original copy of the affidavit	1 letter of liability acceptance 2 samples of the product lable Other ..... Amount .....
---	--

5. In stating the intention to the Trademark Registrar, I wish to acquire a protection to prohibit the exportation or importation of the goods with trademark imitated from my trademark and certify that the contents stated above are true. Attached hereto are 3 forms of the details of trademark notified to acquire a protection. (except for notification of renewal)

Note

Address means the place or office where can be communicated in the Kingdom.

Signed \_\_\_\_\_ Applicant/Agent  
( \_\_\_\_\_ )

.....

4) 著作権侵害品の税関での差止め請求願い書式 [英訳]

税関局通達 28 号 1993 年より

**Application for holding back of goods**

At \_\_\_\_\_

Date \_\_\_\_\_ Month \_\_\_\_\_ Year \_\_\_\_\_

Re : A request for holding back of infringed goods

To : \_\_\_\_\_

I, (Mr., Mrs., Miss) \_\_\_\_\_ the managing director of the company or the limited partnership \_\_\_\_\_ on behalf of the copyright owner or the licensee authorized by the copyright owner of the goods under the trademark \_\_\_\_\_ having the commercial address of \_\_\_\_\_ Moo \_\_\_\_\_ Road \_\_\_\_\_ Subdistrict \_\_\_\_\_ District \_\_\_\_\_ Province \_\_\_\_\_ have an evidence of the goods \_\_\_\_\_ in amount of \_\_\_\_\_ pieces imported or exported by ship \_\_\_\_\_ inward/outward bound on \_\_\_\_\_ in accordance with the bill of lading \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_ by \_\_\_\_\_ who is the importer or exporter of the goods which have been re-made or modified from my copyrighted work or copyright license.

Therefore, I request the Customs Department to hold back the goods. If the said goods are not deemed as the copyright infringement which cause damage for the importer or exporter or the Customs Department. I will be responsible for the damages and all expenses arisen for proceeding with the filing of my application.

Sincerely yours,

Signed \_\_\_\_\_ Applicant  
( \_\_\_\_\_ )

Note Documents to be submitted along with the form

- Card;
1. a certified copy of the House Registration Certificate and Identification
  2. an original copy of the juristic person's affidavit;
  3. a power of attorney (if any); and
  4. an evidence stating the copyright owner.

## 添付資料D

### 水際対策関連：添付資料1

#### タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年

正確でかつ需要に合致した商品の輸出および輸入が国家の経済的な安定をもたらすために、タイ王国内の輸出入品法 1981年第5条が定める効力により、商務大臣はここに告示を交付する。

##### 第1項

この告示を「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987年」と称する。

##### 第2項

この告示は政府官報で告示後90日以降に効力を有する。

##### 第3項

この告示において、「商標」とは、国内外を問わず、所有者がある1品目あるいは複数の品目において正式に登録し、商標登録官が税関に報告したリストにある商標をいう。本告示における「商標登録官」とは、特許・商標局、商業局の長をも意味し、さらに商標局の局長が商標登録官として任命した者をも含む。

##### 第4項

商標権者が第5項のもとに商標保護を申し立てたとき、偽造もしくは模倣商標をつけた商品の輸出又は輸入は禁じられる。

##### 第5項

自己の商標の保護を申し立てる者は、以下の行為を行わなければならない。

- 5.1 商標登録官が定める条件、原則、方法に従って証拠を提出するとともに商業局の商標登録官に申し立てを行う。
- 5.2 自己の商標が偽造あるいは模倣されているという妥当な根拠がある場合には、税関の担当官が輸出あるいは輸入業者に商品の引渡しを許可する前に、各回ごとに商標の検査を申請する。

##### 第6項

税関の担当官が、その商品が偽造あるいは模倣商標を付した輸出あるいは輸入商品であると判断できなかった場合、税関の担当官は、その件の判断を商標登録官に任せ、商標登録官は、商標登録の原則に従って判断を行わなければならない。

##### 第7項

以下の場合には、第4項を適用しないものとする。

- 7.1 個人旅行者が適当な量において持ちこみ、あるいは持ち出す個人用あるいは家庭用の商品
- 7.2 個人旅行者が適当な量で持ち込み、あるいは持ち出す土産物品

##### 第8項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1987年10月11日交付  
(Montri Pongpanich)  
商務大臣

水際対策関連：添付資料2

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第94集)1993年

他人の著作権を侵害する輸出入品を規制し、タイの経済を安定させるため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第1項

本告示を「タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第94集)1993年」と称する。

第2項

本告示は政府官報の公示日の翌日から発効する。

第3項

本告示において、他人の著作権を侵害して作成された、複製あるいは改変カセットテープ、コンパクトディスク、ビデオテープ、コンピュータープログラム、書籍あるいはその他の商品の輸出あるいは輸入を禁止する。

第4項

第3項については、妥当な数量でかつ非営利目的でない場合の、個人的な使用又は研究や学術のための使用の場合には適用されない。

第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示

Utai Pimjaichon  
商務大臣

(1993年4月27日付政府官報第110集第52巻で公示された)

## 水際対策関連：添付資料3

### タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第95集)1993年

著作権関連商品の輸出入を正確で合法に行い、タイの経済を安定させるために、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

#### 第1項

本告示を「タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第95集)1993年」と称する。

#### 第2項

本告示は政府官報の公示日から90日以降に発効する。

#### 第3項

本告示の、

「複製」とは、いかなる方法を問わず、オリジナル品、複製品、あるいは重要部分の一部の宣伝を模倣したり、コピーをしたり、鋳型を作製したり、録音したり、画像を録画したり、音声と画像を録画したりする行為をいい、部分あるいは全体についての行為であるかを問わない。

「改変」とは、新たな作品であるという特徴がなく、オリジナルの重要部分を改造したり、修正したり、あるいは模倣したりする行為をいい、部分あるいは全体についての行為であるかを問わない。

#### 第4項

著作権者あるいはライセンシーは、商品が自己の著作権商品またはライセンスを受けたものの商品の複製品あるいは改造品である疑いについて妥当な根拠があれば、タイ王国からの輸出が承認される前又は輸入業者に引き渡される前に、その都度差し止めと検査を請求することが出来る。

第一段落に基づく著作権者又はライセンシーは、法人の代表者、管理者あるいは代理人を含むものとする。

第一段落に基づく差し止めと検査は、税関極の定めた原則及び条件に従うものとする。

#### 第5項

第4項に基づく申請を受け、税関の担当官が商品の差し止めを適当だと判断した場合には、税関の担当官は直ちに申請人、輸出業者あるいは輸入業者に通知し、申請人は定められた期間内にその商品の検査に立ち会わなければならない。

#### 第6項

著作権者あるいはライセンシーは、自己の著作権商品またはライセンスを受けたものの商品の複製品あるいは改造品を見つけた場合、その発見から24時間以内に捜査官に申し立てを行い、かつ税関の担当官にその旨を届け出なければならない。

業務時間以外あるいは休日のために上記の24時間という期限内に税関に連絡できない場合、申請人は業務時間開始時間から3時間以内に税関の担当官に届け出なければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、その商品の輸出を承認するか、又は輸入業者にその商品を引き渡さなければならない。

第7項

第4項に基づく商品の差し止め及び検査申請人は、輸出入業者の氏名及び住所、荷受人名、及び商品の数量を知る権利を有する。

第8項

第4項に基づく商品の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入業者並びに税関に対して損害を与えた場合、いかなる責任も負わなければならない。

第9項

本告示に従って商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年4月21日公示

Utai Pimjaichon

商務大臣

1993年4月27日付の政府官報第110集第52巻で交付された

水際対策関連：添付資料4

タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第96集)1993年

著作権侵害を検査し抑止するため、「タイ王国の輸出入法1979年」第5条の定める効力により、商務大臣は内閣承認のもとで以下の告示を公布する。

第1項

本告示を「タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第96集)1993年」と称する。

第2項

本告示は政府官報の公示日から発効する。

第3項

カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない。

第4項

第3項に基づく輸入許可は、商務省の規定する省令に従わなければならない。

第5項

本告示に基づき商務大臣は責務を遂行しなければならない。

1993年6月10日公示

Utai Pimjaichon

商務大臣

1993年6月22日付の政府官報第110集第81巻で交付された。

## 水際対策関連：添付資料5

### 偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国内の輸出入品に関する 商務省規則 1987 年

1987 年 10 月 14 日に交付された「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」は、タイ国内外を問わず正式に登録されている商標を偽造あるいは模倣した商標を付した商品の輸出あるいは輸入を禁じている。

以上の告示の行使を確実にかつ効果的にするために、商務省は以下の規則を交付する。

#### 第 1 項

本規則を「偽造あるいは模倣商標を付したタイ王国内の輸出入品に関する商務省規則 1987 年」と称する。

#### 第 2 項

本規則は 1988 年 1 月 21 日より施行される。

#### 第 3 項

1987 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて商標の保護を求める者は、商標登録官の指定した書式の書類を商業局の特許・商標課に提出しなければならない。

#### 第 4 項

第 3 項に基づく書類を受理した後、審査の担当官は、その商標権者の提出した証拠書類や、商標権者名、指定商品名、商標に使用されている語句や図が記載されているリストから審査を行う。審査が終了した後、税関の担当官が以後審査を行うための情報を提出するべく商標登録官にその旨を通知しなければならない。

#### 第 5 項

税関に対し輸出あるいは輸入商品に付されている商標の検査をするよう商標保護の申し立てがあった場合、税関の担当官は申請人に意見聴取を行い、偽造や模倣が行われたとする主張に対する根拠を明確にさせることが出来る。さらに、その申請人に対し、当該保護申請によって生じた損害に対するすべての補償責任を負わせることが出来る。この場合は税関局の規定する原則と方法に従わなければならない。

#### 第 6 項

税関の担当官が、その輸出あるいは輸入商品が偽造あるいは模倣商標を付しているか否かについて確定ができない場合、商標登録官に以下の証拠書類を添付して、その判断を商標登録官に委ねなければならない。

- (1) 保護申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官による審査に関する意見
- (3) 当該輸出あるいは輸入商品のサンプル
- (4) 第 5 項に基づく申請人から得た書類のコピー

この場合において、商標登録官は、適当と考える追加の証拠を税関の担当官から求めることが出来る。

第7項

1987年10月14日に交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示1987年」に基づいて行使された後、裁判になった件について、商標登録官は当該告示第6項に基づく規定に従って決定をすることはできない。

第8項

本規則にしたがって、商業局局長ならびに税関局局長は責務を遂行しなければならない。

1987年12月25日交付  
(Montri Pongpanich)  
商務大臣

著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる  
商務省規則(第一部) 1993年

1993年6月10日に公示された「タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第96集)1993年」により、カセットテープ、ビデオテープ、CDの著作権侵害に使用できる機器をタイに輸入する際には、許可を得なければならない、さらに前述の商品をタイ国内に輸入する許可を得るためには商務省の規定に従わなければならない。

前述の告示を遂行するために、商務省は以下の規則を公布する。

第1項

本規則を「著作権の侵害に使用されうる機器のタイへの輸入許可に関わる商務省規則(第一部)1993年」と称する。

第2項

本規則は直ちに施行される。

第3項

本規則において、  
「機器」とは、以下の意味を有する。

3.1 テープカセット高速録音機

- (1) 一秒間に  $3 \frac{1}{4} \times 16$  インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (2) 一秒間に  $1 \frac{7}{8} \times 16$  インチ以上の速度で送る音声を出すシステム
- (3) テープの巻き返し

3.2 コンパクトディスク製造機

- (1) CD打ち出し機
- (2) CD印刷機
- (3) CD検査機器

3.3 コンパクトディスク原盤製作機

3.4 ビデオテープ高速録画機

3.5 NTSCからPALへ、あるいはPALからNTSCへとシグナルを変換する機器

第4項

国際取引局は、適当と認めたときは第3項に基づく機器のタイ国内への輸入許可についての審査を行わなければならない。

第5項

その許可された商品を第三者に対して販売、頒布、譲渡する場合、その許可を受けた者は、その許可を受けた日から15日以内に、規定に従って国際取引局に対して報告をしなければならない。さらに、その譲渡を受けた者は、販売、頒布、譲渡を受けたことを国際取引局に対して、規定に基づく期日内に報告をしなければならない。さらにそれ以降譲渡を受けた者も

同様に、販売、頒布、譲渡を受けたことを、国際取引局の規定した原則及び手順に従って、国際取引局に対して報告をしなければならない。

第6項

国際取引局は、著作権の侵害を審査しかつ取締るために、第5項に基づく許可及び報告に関する証拠書類のコピーを知的財産局に送付しなければならない。

第7項

国際取引局局長は本規則に従って責務を遂行しなければならない。

1993年7月5日公布  
Utai Pimjaichon  
商務大臣

## 商標保護申し立ての条件、原則、証拠提出方法の特定に関する 商標登録官告示 1987 年

1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」第 5 項の効力により、商標登録官は、商標保護申請の条件、原則、証拠提出方法の特定を以下のように公布する。

### 第 1 項

タイ国内外を問わず正式に登録されている商標の商標権者で、1986 年 10 月 14 日交付の「タイ王国への輸出入品に関する商務省告示 1987 年」に基づいて自己の商標の保護を申請する者は、商標登録官に対して一つの商標につき一部の申請書類を提出することが出来る。

### 第 2 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標がタイで登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 正しいコピーであることが証明されている商標登録証書のコピー、又は正しいコピーであることが担当官によって証明されている商標登録記録書のコピー
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている、6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 商標権者がタイに住所を持たない場合、外国で作成される(2)と(3)の書類には、その外国の公証人やタイ領事館あるいはタイ大使館による証明書が必要である。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その商品に対して使用されるべき商標の見本

### 第 3 項

第 1 項に基づき申請書を提出する際、商標が外国で登録されていた場合、申請書とともに以下の書類を提出しなければならない。

- (1) その外国の特許商標局によって発行された、商標登録に関する証明証書あるいはその他の書類のコピーで、さらに当該書類には少なくとも以下の項目が記載されていなければならない。
  - A . 商標権者名
  - B . 商標に使用されている語句あるいは図
  - C . 商品分類と指定商品
  - D . (もしある場合は)条件および制限
  - E . 出願日と商標権の消滅日
- (2) 商標権者に代わって代理人が申請する場合は、委任状の原本
- (3) 商標権者が法人である場合は、証明権限のある者による証明が記載されている 6 ヶ月以内に発行された会社登記簿の原本
- (4) 外国で作成される(1)、(2)、及び(3)の書類には、第 2 項の(4)の規定を準用する。
- (5) 保護申請によって生じうる損害に対する補償責任引受書
- (6) 本来その商品に対して使用されるべき商標の見本

#### 第4項

第1項に基づき商標保護申請書が提出された後に、後日その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限に変更があった場合、その申請人は、商標担当官に対して本告示の末尾にある書式に従って、その商標に関する登録項目あるいは商標権の期限の変更を知らせなければならない。この場合、当該変更の許可を受領した日から30日以内にその変更を許可されたことを示す担当官からの証明書類を添付しなければならない。

第一段落に基づく商標担当官への書類提出については、第2項(2)(3)及び(4)が準用されなければならない。

#### 第5項

商標権者が第4項に従わなかった場合、最初に提出された登録項目を正しい項目であるとみなす。

#### 第6項

本告示に基づいて作成される書類が外国語であった場合、それらの書類をタイ語に翻訳し、さらに申請人によりその翻訳が正しいことが証明された証明書を付さなければならない。

#### 第7項

商標登録官に対して提出される書類は、タイ語で正しくかつ明確にタイピングされ、さらに申請書に規定されている事項をもれなく記載していなければならない。

本告示の末尾にある申請書の規定の枠に貼付するよう定められている商標の語句あるいは図については、登録商標と同一のものを使用しなければならない。もし当該商標の語句あるいは図が規定の枠よりも大きい場合、商標登録官が適当と考える方法で布の裏地あるいは別の素材に貼付し、折って枠内に収まるようにしなければならない。

#### 第8項

保護申請を行う者の住所がタイ国内にない場合、商標登録官が連絡を取れるようタイに連絡場所や事務所がなければならない。

#### 第9項

告示に従って商標権者が提出した申請書類や証拠書類を審査し、商標登録官が当該書類が正しくなく、あるいは瑕疵があると判断した場合、商標登録官は、その商標権者に対して補正をさせたり、又は書類や追加の書類を提出させたり、又は追加の供述をさせることができる。その商標権者が、当該商標登録官の命令を受領した日から30日以内にその命令に従わなかった場合、その申請を放棄した、とみなす。

1988年1月21日施行

1987年12月28日公布

(Narongsak Pichayapanich)

特許・商標局長

商標登録官

## 水際対策関連：添付資料 8

### 税関局一般指導第 2 号 1 9 8 8 年(追加税関規則 1 9 8 7 年 第 2 0 章第 2 3 条第 1 項)

#### 第 2 0 章第 2 3 条第 1 項

商標を偽造あるいは模倣している疑いのある場合の商標検査について

1. 輸入検査課、輸出検査課あるいは税関が、本規則に貼付されている書類 Kor Sor Kor 18 の提出によって商標検査の申請を受理した場合、税関の担当官は以下の手続きを進めなければならない。
  - 1.1 申請人の申請書の詳細に加え、その申請人に申請をする権利があるかどうか、例えば管理人あるいはその商標権者、あるいは管理人や商標権者から委任された代理人であるかどうかを確認する。
  - 1.2 その申請人が商標登録官から認定を受けた商標登録証書を示しているかどうか確認する。  
前述の審査を行ううえで、知的財産局の商標登録官から提出された商標登録項目と、申請人からの証拠書類とを照らし合わせて審査が進められなければならない。さらに税関の担当官は、申請人に意見聴取を行い、自己の商標が偽造あるいは模倣されたと疑う根拠を明確に説明させる権限を有する。
2. 前述の 1.1 と 1.2 の手続きが終了した後、担当の課の担当官あるいは税関の担当官は、申請に応じてその申請者から通知を受けた模倣あるいは偽造商標を疑われる商標の検査をするため、担当官を派遣しなければならない。
3. 商標を検査する際、税関の担当官は申請人の前でのみ検査を行い、検査が終了した場合、以下の手続きを進めなければならない。
  - 3.1 税関の担当官がその商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又申請書類 Kor Sor Kor 18 の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている商品を採用し、税関の担当官は、その商品の見本に書式 133 の用紙を貼り付ける。さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、それらすべてを商標登録官に送付し、商標登録官に判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。
    - (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
    - (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
    - (3) 輸出業者あるいは輸入業者の商品の見本
    - (4) 申請人からの書類のコピー商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出をしなければならない。  
商標登録官からの決定を待つ間、税関の担当官はその商品は差し止めなければならない。

- 3.2 その商標が模倣あるいは偽造商標であると決定された場合、その件は訴訟課へ手続きが進められる。

1988年1月21日より発効  
1988年1月18日公布

Viroj Laohaphan  
税関局局長

**税関局一般指導第27号1993年**  
**(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則)**

他人の著作権を侵害する商品がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第94集及び第95集)1993年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、1926年税関法第3条の規定に依拠し、他人の著作権を侵害する商品に関する活動規定である税関活動規定1987年に第202302項を追加する。

1. 著作権者あるいはそのライセンサーが、輸出あるいは輸入された商品が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した商品である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその商品の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入業者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から24時間以内にその商品の検査に立ち会わなければならない。
2. 税関の担当官は、関係者の前でその商品の検査を行い、その結果を記録し、証拠として関係者全員に署名をさせなければならない。
3. もし申請人が輸入業者や輸出業者の住所、氏名、商品の数を知らせよう求めた場合、税関の担当官は、その要請に従って通知しなければならない。
4. 知的財産局が税関に対して通知した著作権に関する情報は、商品の検査に関わる情報として、法務部と税関局のすべての局に通知されなければならない。
5. 差し止めと検査の申請に基づく検査により、その輸出あるいは輸入商品が他人の著作権を侵害していることが判明した場合、担当官は、タイに不正品を輸入しようとしたか、あるいは不正品を国外に輸出しようとしたという罪状をそれぞれの場合応じて記録し、規則に従って事件としてその後の手続きを送らなければならない。

税関の担当官が、その商標が模倣あるいは偽造商標であるかどうか判断ができなかった場合、又は、申請書類の最後のページに申請人が商標サンプルの送付を申請していた場合、税関の担当官と申請人は、当該商標の付されている商品を採用し、さらに税関の担当官は自らの判断を詳細に記録し、商標登録官に送付し、商標登録官にその件についての判断を委ねなければならない。その際、以下の証拠書類を添付しなければならない。

- (1) 申請人に関するすべての証拠書類のコピー
- (2) 税関の担当官の意見を詳細に記した記録書
- (3) 輸出業者あるいは輸入業者の商品の見本
- (4) 申請人からの書類のコピー

商標登録官が追加の証拠書類の送付を請求した場合、税関の担当官は提出を  
しなければならない。

本命令は、1993年7月26日より効力を有する。

1993年7月26日公布  
Aran Thammano  
税関局局长

税関局一般指導第 28 号 1993 年  
(他人の著作権を侵害している商品についての実施規則)

他人の著作権を侵害する商品がタイ国から輸出、輸入されることを規制するために、タイ王国内の輸出入に関する商務省告示(第 94 集及び第 95 集) 1993 年に従って税関局の任務が的確に行われるようにするため、税関局は以下の実施規則を交付する。

1. 著作権者あるいはそのライセンシーが、輸出あるいは輸入された商品が自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した商品である、という妥当な理由があり、税関の担当官に対してその商品の差し止めと検査を申請した場合、局の長、税関の長、あるいは権限を委任された者は、その輸出入貿易地において差し止めをするべきかどうかについて決定をする権限を有する。もし差し止めをするべきであると判断した場合、申請人、輸出業者あるいは輸入業者に対し直ちにその旨を通知し、申請人は申請書を提出した時点から 24 時間以内にその商品の検査に立ち会わなければならない。
2. 著作権者あるいはそのライセンシーが、自己の著作権を侵害しているか、あるいは著作権者から許可を得た作品を複製あるいは改造した輸出あるいは輸入商品を見つけた場合、発見から 24 時間以内に捜査官に申し立てを行い、さらに税関にもその旨を届けなければならない。  
第一段落に基づく 24 時間という期限内に、業務時間以外あるいは休日のため上記の税関に連絡ができない場合、申請人は業務時間開始時間から 3 時間以内に税関の担当官にその旨を届け出なければならない。

第一段落及び第二段落に基づく期限を過ぎても著作権者あるいはライセンシーからの届出がなかった場合、税関の担当官は、通常通り、その商品の輸出を承認するか、又は輸入業者にその商品を引き渡さなければならない。

3. もし申請人が、輸入業者や輸出業者の住所、氏名、商品の数を知らせるよう求めた場合、税関の担当官は、その情報を与えなければならない。
4. 商品の差し止め及び検査を求める著作権者あるいはライセンシーは、輸出業者、輸入業者並びに税関に対して与えた如何なる損害に対しても、全責任を負わなければならない。
5. 商品の差し止め及び検査の結果、その商品が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入商品であることが判明し、その輸出業者あるいは輸入業者が他の抗弁を講じなかった場合、担当官は逮捕記録を作成し、規則に従って手続きを進めなければならない。  
商品の差し止め及び検査の結果、税関の担当官が、その商品が他人の著作権を侵害した輸出あるいは輸入商品であると判断せず、さらに輸出業者あるいは輸入業者と申請人との間で意見の食い違いが生じている場合で、その申請人が引き続きその商品の差し止めを求める場合、申請人が捜査官に対して訴えを起こし、さらに第 2 項に従って税関の担当官に速やかにその旨を届けなければならない。

6. 商品差し止め申請書は、商品ごとに輸入検査係、あるいは輸出検査係に提出されなければならない。中央税関並びに税関支局では、各々の最高責任者である税関長に提出されなければならない。差し止め申請書は本規則末尾に添付されているものを使用し、その申請書には家屋登記簿、身分証明書、会社登記簿、(もし必要な場合は)委任状、著作権者あるいは知的財産局から承認されたライセンスであることを証明する証拠のコピーを貼付しなければならない。

本規則は1993年7月26日より効力を発する。

1993年7月23日公布  
Aran Thammano  
税関局局长

(上記の商品差し止め申請書は、水際対策関連資料を参照のこと)

項目索引

W  
WTO, 8, 10, 22, 29, 41

い  
意匠特許権, 48

か  
管轄, 15, 16, 72, 82, 85

き  
救済制度, 1  
強制実施, 5, 17, 53, 54, 55

け  
刑事訴訟, 66, 78, 81, 82, 83

さ  
サービスマーク, 36, 40, 56, 68

し  
実施, 16, 17, 18, 49, 50, 52, 53, 54, 55,  
56, 61, 86, 93  
実体審査, 13, 14, 32  
周知, 1  
出願公開, 12, 13, 17, 31, 32, 33, 44, 45,  
46, 63, 64  
商標局, 88, 89  
商標法, 34, 35, 36, 56, 58, 59, 60, 61, 68,  
70, 88  
職務発明, 5, 8, 12, 17, 31, 63, 65  
新規性, 4, 7, 10, 12, 13, 20, 21, 24, 27,  
31, 32

せ  
税関, 84, 85, 86, 88, 90, 91, 92, 93, 94,  
95, 96, 97  
税関法, 86, 88, 93

そ  
存続期間, 14, 24, 32, 34, 45

ち  
著作権, 1, 2, 61, 69, 72, 84, 86, 93, 94,  
95, 96, 97  
著作権法, 69, 93, 94  
著名商標, 1, 34

と  
特許権, 5, 7, 8, 12, 14, 15, 16, 17, 18, 19,  
21, 24, 25, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54,  
55, 64, 68, 70, 84  
特許登録, 4, 8, 11, 12, 14, 15, 16, 21, 23,  
24, 25, 26, 48, 62, 66  
特許法, 4, 5, 6, 16, 17, 18, 20, 27, 28, 48,  
49, 50, 52, 53, 55, 63, 65, 68

の  
ノウハウ, 66

は  
罰金, 83  
パリ条約, 8, 10, 22, 29, 41

ほ  
包装, 25  
保証, 9, 36, 37, 39, 72

み  
水際措置, 84, 88, 93  
民事訴訟法, 75

も  
模倣, 1, 2, 4, 66, 67, 68, 69, 70, 72, 78,  
83, 84, 86, 88, 90, 91, 95

ゆ

優先権, 4, 9, 10, 12, 22, 29, 31, 34, 40,  
41, 62

ら

ライセンシー, 50, 51, 55, 57, 58, 59, 60,  
61, 94, 95

ライセンス, 5, 14, 19, 34, 48, 49, 51, 52,

53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 72

ライセンス契約, 51, 57, 58, 59, 60, 61

ろ

ロイヤルティ, 50

**【 特許庁委託事業 】**

模倣対策マニュアル

タイ編

**【 著者 】**

S&I International Bangkok Office

井口雅文

**【 発行 】**

日本貿易振興会 経済情報部

〒105 - 8466 東京都港区虎ノ門2 - 2 - 5

Tel : 03 - 3582 - 5198

Fax : 03 - 3585 - 7289

2003年3月発行 禁無断転載

本冊子は、日本貿易振興会が2003年3月現在入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正・連絡先の変更等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは、著者及び本会の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではないことを予めお断りします。